

新たな行財政改革プラン（第4次改革プラン） の取組について

平成23年度から25年度までの3年間の取組報告

2014（平成26）年7月
川崎市

目 次

第1章 総括的事項

| | | |
|---|------------------------|---|
| 1 | これまでの行財政改革における主な効果 | 1 |
| 2 | 「第4次改革プラン」取組期間3年間の達成状況 | 3 |

第2章 具体的な取組事項の達成状況

取組Ⅰ 効率的・効果的な行政体制の整備

| | | |
|--|-----------------------|----|
| | 公共サービスにおける民間部門のさらなる活用 | 6 |
| | 適正な組織規模や職員配置に向けた取組 | 12 |
| | 効率的な行政経営基盤の確立 | 18 |
| | 企業会計（公営企業の経営）の健全化の推進 | 21 |
| | 出資法人改革の推進 | 24 |

取組Ⅱ 組織力の強化に向けた取組

| | | |
|--|------------------------|----|
| | 組織マネジメント強化の取組 | 35 |
| | 職員の能力が十分に発揮できる環境づくりの推進 | 36 |
| | 職員の人材育成のさらなる推進 | 37 |

取組Ⅲ 市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会づくり

| | | |
|--|-----------|----|
| | 具体的な実践の取組 | 39 |
|--|-----------|----|

取組Ⅳ 市民サービスの再構築

| | | |
|--|--------------------------|----|
| | 社会状況の変化に対応するための見直し | 47 |
| | これまでの方針に基づく見直し | 49 |
| | 見直し後の状況変化に対応するためのさらなる見直し | 50 |
| | 補助・助成金の見直し | 51 |

取組Ⅴ 地方分権改革等に向けた取組

| | | |
|--|---------------------|----|
| | 地方分権改革に向けた具体的な取組の推進 | 52 |
| | 国の制度見直し等に向けた提案 | 54 |

取組Ⅵ 将来を見据えた都市基盤施設の整備と活用

| | | |
|--|-----------|----|
| | 都市基盤施設の整備 | 55 |
| | 戦略的な資産活用 | 58 |

第1章 総括的事項

1 これまでの行財政改革における主な効果 (12年間/平成14~25年度)

本市では、限られた財源・資源を有効に活用し、公共サービスを将来にわたって提供できる体制を整えるために、市民の皆様の御理解のもと、行財政改革に積極的に取り組むとともに、社会経済状況の変化に対応した施策の充実を図ってきました。

現在においては、平成26年3月に策定した「行財政運営に関する改革プログラム」に基づく取組を着実に推進するとともに、新たな総合計画と併せて、行財政改革に関する計画の策定に向けた検討を進めています。

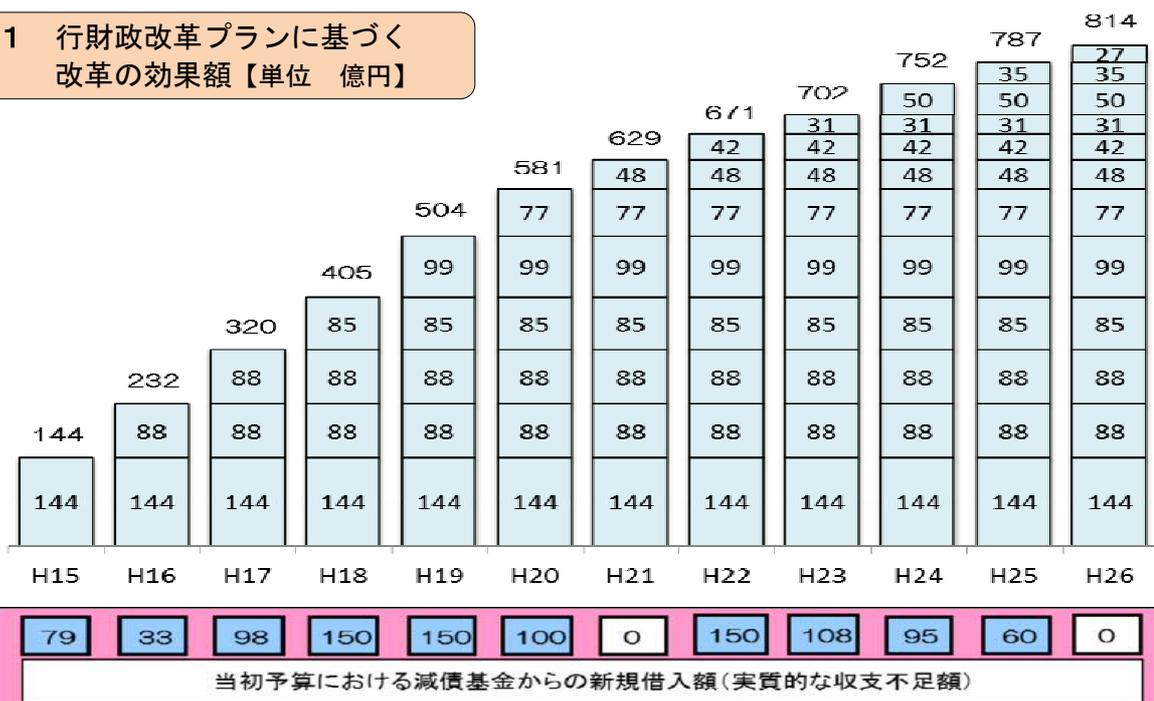
- ① 毎年度の行財政改革の取組結果は、翌年度の予算に反映していますが、平成14年度～25年度の12年間の取組により、平成26年度予算においては、814億円の財政効果を上げることができました。

また、これまでの取組により「平成21年度に減債基金からの新規借入れを行わずに収支均衡を図る」という第1次行財政改革プラン(平成14年9月策定)からの目標については、平成21年度予算において達成したところです。

その後、世界的な経済危機とその影響による市税収入の大幅な落ち込み等を受ける中で、市民生活の安定を確保するため、平成22年度から25年度までの予算においては、減債基金からの新規借入を予算に計上したところですが、平成26年度予算においては、改革の取組の着実な推進や市税収入の伸びなどにより、新たな行財政改革プラン(以下「第4次改革プラン」という。)で掲げた「平成26年度には減債基金からの新規借入れを行うことなく収支均衡を図る」という目標を達成しました。(図1)

- ② 事業の民営化や指定管理者制度の導入など事業執行手法の見直しを図りながら、平成26年4月までの12年間で3,045人、18.9%の職員を削減するなど、効率的な執行体制の確立と人件費の縮減に向けた取組を継続して推進し、一般会計の職員給で、266億円、28.8%の削減を達成しました。(図2・図3)

図1 行財政改革プランに基づく
改革の効果額【単位 億円】



※第1次～4次改革プランの最終年度の効果を反映している平成17、20、23、26年度分については投資的経費を含む

図2 職員数の推移【単位 人】

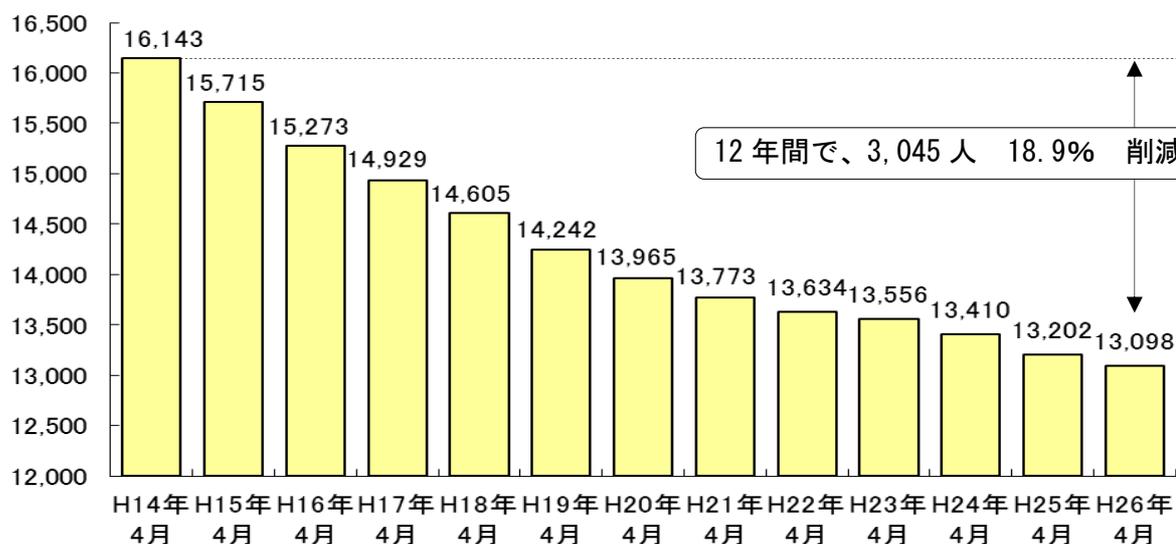


図3 一般会計人件費のうち職員給の推移【単位 億円】



2 「第4次改革プラン」取組期間3年間の達成状況

「第4次改革プラン」（計画期間：平成23年度～25年度、平成23年3月策定）は、再び直面する厳しい状況を乗り越えるとともに、将来の高齢化が進展した人口減少社会を見据えた公共サービス提供システムへの転換に向けた計画期間内の具体的な取組を明らかにしたものです。

計画期間の最終年度である平成25年度を終え、各取組（233項目）の達成状況を次の6つに区分して結果を取りまとめました。

| 区分 | 達成度合 |
|----|--|
| A | 計画期間内に達成 |
| B | 当初計画を変更して取組を進め、変更後の計画を計画期間内に達成 |
| C | 計画期間内の達成はできなかったものの、達成時期の見込みは立っている |
| D | 当初計画を変更して取組を進め、計画期間内に達成はできなかったものの、達成時期の見込みは立っている |
| E | 計画期間内の達成ができず、今後も検討を進める |
| F | 当初計画を変更して取組を進めたが、計画期間内の達成ができず、今後も検討を進める |

◎ 達成状況の概要

「計画期間内に達成」(区分A・B)が92.3%、「計画期間内の達成はできなかったものの、達成時期の見込みは立っている」もの(区分C・D)を含めると、95.7%



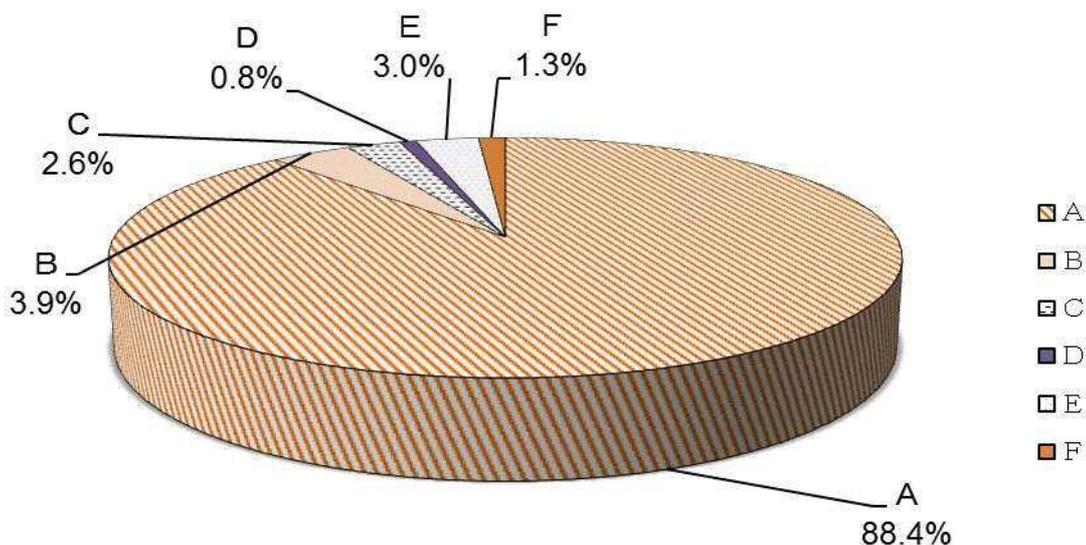
「第4次改革プラン」に掲げた取組は、概ね順調に達成

「計画期間内に達成」(A)が88.4%、また、環境変化等を受けて、より効率的・効果的な手法等へ「当初計画を変更して取組を進め、変更後の計画を計画期間内に達成」(B)が3.9%で、これらを合わせた「計画期間内に達成」が92.3%となっています。

さらに、「計画期間内の達成はできなかったものの、達成時期の見込みは立っている」(C)が2.6%、「当初計画を変更して取組を進め、計画期間内に達成はできなかったものの、達成時期の見込みは立っている」(D)が0.8%、「計画期間内の達成はできなかったものの、達成時期の見込みは立っている」を含めた4区分の合計で95.7%となり、「第4次改革プラン」に掲げる取組は、概ね順調に達成しています。

なお、「計画期間内の達成ができず、今後も検討を進める」(E)は、7項目、3.0%、「当初計画を変更して取組を進めたが、計画期間内の達成ができず、今後も検討を進める」(F)は、3項目、1.3%となっています。

◎ 達成区分割合



◎ 体系別達成区分一覧

(上段：項目数、下段：割合)

| 区分 | A | B | C | D | E | F | 合計 |
|--------------------------------|--------|-------|------|------|------|------|--------|
| 取組Ⅰ 効率的・効果的な行政体制の整備 | 97 | 5 | 5 | 1 | 7 | 2 | 117 |
| | 82.9% | 4.3% | 4.3% | 0.8% | 6.0% | 1.7% | 100.0% |
| 取組Ⅱ 組織力の強化に向けた取組 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 |
| | 100.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| 取組Ⅲ 市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会づくり | 31 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 31 |
| | 100.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| 取組Ⅳ 市民サービスの再構築 | 20 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 23 |
| | 87.0% | 8.7% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 4.3% | 100.0% |
| 取組Ⅴ 地方分権改革等に向けた取組 | 5 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| | 83.3% | 16.7% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| 取組Ⅵ 将来を見据えた都市基盤施設の整備と活用 | 41 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 44 |
| | 93.1% | 2.3% | 2.3% | 2.3% | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| 合計 | 206 | 9 | 6 | 2 | 7 | 3 | 233 |
| | 88.4% | 3.9% | 2.6% | 0.8% | 3.0% | 1.3% | 100.0% |

第2章 具体的な取組事項の達成状況

取組Ⅰ 効率的・効果的な行政体制の整備

公共サービスにおける民間部門のさらなる活用

(1) 公の施設の管理運営（指定管理者制度の導入等）

「頁」: 当該取組の第4次改革プランにおける掲載ページ

| 頁 | 取組事項 | 取組の概要・方向性 | 目標（指標） | 達成度合 | 3年間の取組結果 |
|----|-----------------------------|--|--|-----------------|---|
| 24 | 生田緑地の横断的な管理運営体制の構築 | 生田緑地及び同緑地内の岡本太郎美術館、青少年科学館、日本民家園等について、指定管理者制度を活用した横断的な管理運営体制を構築します。（2013（平成25）年度） | 指定管理者制度を活用した横断的な管理運営体制の構築（平成25年度） | 区分A 計画期間内に達成 | ○平成25年4月から指定管理者制度を導入し、生田緑地の横断的な管理運営を開始しました。 |
| 24 | 藤子・F・不二雄ミュージアムの設置・管理運営体制の構築 | 作品等の展示を通じて、「夢」や「希望」などのメッセージを子どもから大人まで幅広い世代へ伝えていくための、世界に誇ることのできる文化施設として、藤子・F・不二雄ミュージアムを設置し、指定管理者制度の導入を図ります。（2011（平成23）年度） | 施設を設置し、指定管理者制度を導入（平成23年度） | 区分A 計画期間内に達成 | ○平成23年7月15日から指定管理者制度を導入し、同年9月3日にミュージアムを開館しました。 |
| 24 | 保育所の民営化 | 市が直接運営する保育所について、施設の老朽化や保育需要の増大・多様化などを踏まえながら、引き続き民営化を進めます。（2012（平成24）年度5園、2013（平成25）年度6園、2014（平成26）年度5園） | 民営化 ・平成24年度5園 ・平成25年度6園 ・平成26年度5園 | 区分A 計画期間内に達成 | ○民営化実施区分ごとに、次のとおり事業を進めました。 ・平成24年度民営化園5園（西大島・東小倉・玉川・玉川乳児・百合丘）については、平成24年4月に民営化しました。 ・平成25年度民営化園6園（出来野・古市場・千年・中野島・中野島乳児・西宿河原）については、平成25年4月に民営化しました。 ・平成26年度民営化園5園（観音町・上小田中・子母口・西有馬・三田）については、新園舎建設に対する補助金の執行や、運営の引継ぎを行い、平成26年4月に民営化しました。 |
| 24 | 北部地域療育センターの民営化 | 北部地域療育センターについて、民間部門を活用した管理運営体制の構築に向けた検討を進めます。 | 民間部門を活用した管理運営体制の構築に向けた検討 | 区分A 計画期間内に達成 | ○平成27年4月からの指定管理者制度導入に向けて、平成25年度中に指定管理者を指定しました。 |
| 24 | 南部市場の管理運営体制の見直し | 地方卸売市場南部市場について、指定管理者制度の導入など、管理運営体制の見直しに向けた取組を進めます。 | 管理運営体制の見直し | 区分A 計画期間内に達成 | ○地方卸売市場南部市場については、平成26年4月から指定管理者制度を導入しました。 |

| | | | | | |
|----|-------------------------------|---|---|---------------------------------------|--|
| 24 | 北部市場の管理運営体制の見直し | 中央卸売市場北部市場について、管理運営体制の見直しに向けた取組を進めます。 | 管理運営体制の見直し | 区分E 計画期間内の達成ができず、今後も検討を進める | ○平成26年4月からの南部市場の指定管理者制度導入を踏まえ、その効果等を検証しながら、引き続き市場特別会計の健全化や管理運営体制の見直しについて検討を進めていきます。 |
| 24 | リハビリテーション福祉・医療センターの管理運営体制の再構築 | リハビリテーション福祉・医療センターについて、各施設の再編整備にあわせて、管理運営体制の再構築に向けた取組を進めます。 ・（仮称）中央療育センター（現中部地域療育センター及びしいのき学園）への指定管理者制度の導入（2013（平成25）年度） ・重度障害者等生活施設への指定管理者制度の導入（2013（平成25）年度） ・（仮称）中部児童養護施設への民間部門を活用した管理運営の導入など | 管理運営体制の再構築 ・（仮称）中央療育センターへの指定管理者制度の導入（平成25年度） ・重度障害者等生活施設への指定管理者制度の導入（平成25年度） ・（仮称）中部児童養護施設への民間部門を活用した管理運営の導入 | 区分B 当初計画を変更して取組を進め、変更後の計画を計画期間内に達成 | ○平成23年4月に中央療育センターの通所部門を開設するとともに、指定管理者制度を導入しました。また、平成25年4月に入所部門を開設するとともに、指定管理者による通所部門と一体的な管理運営体制に移行しました。 ○平成25年4月に重度障害者等生活施設を開設するとともに、指定管理者制度を導入しました。 ○（仮称）中部児童養護施設については、当初の計画を変更し、（仮称）こども心理ケアセンター（情緒障害児短期治療施設）として民設民営により整備することとし、平成25年11月に設置運営法人を選定しました。 |
| 25 | 福祉センター各施設への指定管理者制度の導入 | 福祉センター各施設（盲人図書館、わーくす日進町、南部地域療育センター）の管理運営について、再編整備にあわせて、指定管理者制度を導入します。（2014（平成26）年4月） | 指定管理者制度の導入（平成26年4月） | 区分A 計画期間内に達成 | ○平成26年4月にふれあいプラザかわさきを開設するとともに、同施設に再編整備した盲人図書館の後継施設である視覚障害者情報文化センターとわーくす日進町に、指定管理者制度を導入しました。 ○南部地域療育センターについては、川崎高等学校及び附属中学校との複合施設に再編整備することとし、平成26年4月に指定管理者制度を導入しました。 |
| 25 | 自転車等駐車場への指定管理者制度の導入 | 自転車等駐車場の管理運営について、料金体系の見直し等の取組状況を踏まえ、指定管理者制度を導入します。（2012（平成24）年度） | 指定管理者制度の導入（平成24年度） | 区分A 計画期間内に達成 | ○平成24年4月から、利用促進や駐輪場間の利用率を平準化するため、周辺環境や施設特性に応じて料金格差を設けるとともに、市営自転車等駐車場の管理運営について、指定管理者制度を導入しました。 |
| 25 | 多摩川河川敷の管理運営体制の構築 | 多摩川河川敷のバーベキュー利用に伴う、ごみの大量発生や騒音などの課題解決を図るため、利用の適正化に向け、社会実験の結果を踏まえ、2011（平成23）年度からの有料化の実施及び指定管理者制度を活用した管理運営体制を構築します。（2012（平成24）年度） | 有料化の実施（平成23年度） 指定管理者制度を活用した管理運営体制の構築（平成24年度） | 区分A 計画期間内に達成 | ○多摩川河川敷バーベキュー広場（瀬田）について、平成23年度に有料化の実施を行い、平成24年4月から指定管理者制度を導入しました。 |

| | | | | | |
|----|--------------------------|---|--------------------------|---------------------|---|
| 25 | 公園緑地の管理運営体制の再構築 | 公園緑地の管理運営について、指定管理者制度の導入や市民協働の推進など、管理運営体制の再構築に向けた取組を進めます。 | 管理運営体制の再構築 | 区分A 計画期間内に 達成 | ○等々力緑地について、一体的・横断的な管理運営形態の検討を行いました。 ○平成23年度から平成25年度の3か年で新たに63公園に公園管理運営協議会を設立しました。また、公園緑地の維持活動のための支援として平成23年度から剪定講習会を実施し、平成25年度までに計48回開催するとともに、公園管理運営協議会向けの剪定工具の貸出の充実を図りました。 |
| 25 | 緑ヶ丘霊園への指定管理者制度の導入 | 緑ヶ丘霊園の管理運営について、指定管理者制度の導入に向けた取組を進めます。 | 指定管理者制度の導入 | 区分A 計画期間内に 達成 | ○平成26年4月から緑ヶ丘霊園の管理運営について、指定管理者制度を導入しました。 |
| 25 | 富士見公園内の長方形競技場の管理運営体制の見直し | 富士見公園内の長方形競技場の管理運営について、指定管理者制度など民間活力を導入することを基本に検討を進めます。 | 民間活力の導入の検討 | 区分A 計画期間内に 達成 | ○富士見公園内の川崎富士見球技場の整備計画及び進捗状況を踏まえながら、指定管理者制度導入のスケジュールや導入範囲の検討、課題の整理等を行いました。 ○平成27年4月から富士見公園南側への指定管理者制度導入に向けて、平成25年12月に民間活用推進委員会を開催し、平成26年2月にパブリックコメントを実施しました。 |
| 25 | 生田緑地ゴルフ場の管理運営体制の見直し | 生田緑地ゴルフ場の管理運営について、指定管理者制度など民間活力を導入することを基本に検討を進めます。 | 民間活力の導入の検討 | 区分A 計画期間内に 達成 | ○平成25年4月から生田緑地ゴルフ場の管理運営について、指定管理者制度を導入しました。 |
| 25 | 東扇島福利厚生センターの管理運営手法の見直し | 東扇島福利厚生センターについて、施設の譲渡も含め、管理運営手法を見直します。(2012(平成24)年度) | 管理運営手法の見直し (平成24年度) | 区分A 計画期間内に 達成 | ○平成24年4月1日に、東扇島福利厚生センターの建物譲渡と土地貸付を行い、民間法人(一般財団法人川崎港湾福利厚生協会)による施設の管理運営を開始しました。 |
| 25 | 川崎港コンテナターミナルの管理運営体制の再構築 | 川崎港コンテナターミナルについて、三港連携の取組を踏まえ、新たな管理運営体制を構築します。(2012(平成24)年度) | 新たな管理運営体制の構築 (平成24年度) | 区分A 計画期間内に 達成 | ○平成25年1月に「川崎港コンテナターミナルの今後の運営手法の基本方針」を策定し、①川崎港コンテナターミナルの運営について、段階的な民営化を図る②既存の出資法人を活用した特例港湾運営会社の指定を目指す③川崎港の特徴を活かした港湾経営を目指すこととしました。 ○平成26年1月に川崎臨港倉庫埠頭株式会社が特例港湾運営会社に指定されるとともに、平成26年4月から川崎港コンテナターミナルの管理運営に指定管理者制度を導入し、同社による一体的な管理運営体制を構築しました。 |

| | | | | | |
|----|------------------------|---|--------------------|--|---|
| 25 | 港湾緑地等の管理運営体制の見直し | 港湾緑地等について、指定管理者制度の導入を含め、管理運営体制を見直します。(2013(平成25)年度) | 管理運営体制の見直し(平成25年度) | 区分C 計画期間内の達成はできなかったものの、達成時期の見込みは立っている | ○川崎港の緑地等については、当初、港湾労働者等が休息に利用する緑地という前提で、平成25年度に指定管理者制度を導入する方向で協議・調整を進めてきましたが、現状は広く市民が利用する緑地へと利用の拡大が図られている状況にあることから、前提を現在の利用実態に改めるとともに、有識者等の知見も取り入れながら、管理運営のあり方、体制等について検討し直すこととしました。 ○平成26年度は、既存の緑地だけでなく、今後、整備が予定されている緑地を含めた視点も踏まえた管理運営のあり方・方向性について検討し、「(仮称)川崎港緑化基本方針」として取りまとめます。 ○平成27年度は、この方針に基づき、新たに整備する港湾緑地等を含む、川崎港内全体の最適な緑地管理運営体制を明確にするため、「(仮称)川崎港緑化基本計画」を策定します。 ○平成28年度から、この計画に基づき緑地の管理・運営体制の見直しに向けた取組を進めていきます。 |
| 25 | 教育文化会館・市民館等の管理運営体制の見直し | 教育文化会館・教育文化会館分館・市民館・市民館分館について、区役所移管の検証等を踏まえながら、管理運営体制の見直しに向けた取組を進めます。 | 管理運営体制の見直し | 区分E 計画期間内の達成ができず、今後も検討を進める | ○区役所移管後の管理運営体制について、成果を検証し、課題の整理を行いました。しかしながら、引き続き、移管の影響や社会教育振興事業のあり方の検証が必要であることから、平成26年度以降も、管理運営体制や区役所事業との連携のあり方、その取組について関係部局と検討し、その方向性について定めていく予定です。 |
| 25 | 図書館等の管理運営体制の見直し | 図書館・図書館分館について、管理運営体制の見直しに向けた取組を進めます。 | 管理運営体制の見直し | 区分E 計画期間内の達成ができず、今後も検討を進める | ○中原図書館のリニューアルオープンに向けて運営体制を検討するなかで、他の市立図書館の管理運営体制の課題整理等を行い、IT機器の導入による効率化・省力化に努めてきました。 ○行政が担ってきた資料収集の継続性や学校教育との連携、レファレンス業務など、高い公共性や専門性が求められる業務を民間に担わせるに当たっての課題について慎重に検討する必要があることから、中原図書館のリニューアルオープン後の運営推進体制や自動貸出機導入後の効果等の検証を行いながら、平成26年度以降も、今後の管理運営体制について関係部局と検討し、その方向性について定めていく予定です。 |

(2) 公共サービス提供における民間部門の活用

| 頁 | 取組事項 | 取組の概要・方向性 | 目標（指標） | 達成度合 | 3年間の取組結果 |
|----|------------------------|--|---------------|--|--|
| 26 | 守衛業務の見直し | 守衛業務について、議会守衛業務も含め、委託化等、民間部門の活用に向けた検討を進めます。 | 民間部門の活用に向けた検討 | 区分A 計画期間内に達成 | ○現在守衛職が担っている要人警護、議場警備等の特殊性、専門性や、委託化した場合の緊急時の指揮命令方法など、民間部門を活用する際の諸課題について検討を進めました。 ○今後も、守衛業務における民間部門の活用に向けて、引き続き検討を進めていきます。 |
| 26 | 総務業務の集約化 | 各部署共通の定型的な総務業務について、民間委託による集約化に向けた取組を進めます。 | 民間委託による集約化 | 区分F 当初計画を変更して取組を進めたが、計画期間内の達成はできず、今後も検討を進める | ○平成23年度に策定した「総務事務の効率的・効果的な実施に向けた事務改善計画」に基づいて取組の方向性を再検討した結果、集約化に重点を置くこととし、契約・検査部門の一元化の成果等を踏まえた上で、検討を行うこととしました。 |
| 26 | 区行政サービス総合案内業務の委託化 | 守衛業務や電話交換業務等を統合した区役所の総合案内業務について、委託化に向けた取組を進めます。 | 委託化 | 区分A 計画期間内に達成 | ○「民間でできることは民間で」の基本原則に則り、簡素で効率的な執行体制を構築することを目的として、平成24年4月から中原区の守衛業務及び電話交換業務等を民間委託化しました。 ○川崎区についても、今後の委託化に向けて検討を進めていきます。 |
| 26 | 戸籍入出力業務の委託化 | 戸籍の入出力業務について、委託化に向けた取組を進めます。 | 委託化 | 区分F 当初計画を変更して取組を進めたが、計画期間内の達成はできず、今後も検討を進める | ○戸籍入出力業務の委託化について検討した結果、戸籍事務の専門性及び職員のスキル維持の必要性等の課題があるため、今後、戸籍入力業務の集約化に向けて検討していきます。 |
| 26 | 保育所調理業務の委託化 | 保育所の調理業務について、引き続き委託化を進めます。 | 委託化 | 区分E 計画期間内の達成ができず、今後も検討を進める | ○平成15年度から調理業務の委託化を進め、31施設で委託による調理業務を実施しています。 ○平成23年度から平成25年度も引き続き新規に委託化する施設の検討を進めましたが、委託化に向け保育所の大幅な修繕が必要になるなどの課題があり、新たな委託施設はありませんでした。 |
| 26 | 地域子育て支援センター事業の運営手法の見直し | 市が直接運営する地域子育て支援センターについて、委託化等の民間部門の活用に向けた取組を進めます。 | 民間部門の活用 | 区分A 計画期間内に達成 | ○平成25年4月1日の、千年保育園及び、西宿河原保育園の民営化に伴い、地域子育て支援センターちとせ及びにしゅくがわらを廃止し、民営の地域子育て支援センターとして、ちとせやまゆり及びにしゅくマーンを設置しました。 |

| | | | | | |
|----|-----------------|---|---|-----------------|---|
| 26 | 競輪事業の運営手法の見直し | 競輪事業の運営手法について、施設の再整備を見据え、民間部門の活用に向けた取組を進めます。 | 民間部門の活用 | 区分A 計画期間内に達成 | ○競輪開催業務の効率的・効果的な執行に向け、他都市の状況や課題について調査・検討を行い平成26年4月からバックスタンドの投票業務を委託化しました。 ○今後は、施設の再整備と合わせて、包括的な外部委託等の民間部門の活用について、他都市の事例を踏まえ検討を進めていきます。 |
| 26 | 廃棄物収集業務の委託化 | 資源物の収集について、空き瓶収集業務を委託化します。(2011(平成23)年度から2か年) あわせて、他の廃棄物収集についても効率的・効果的な収集体制の構築に向けた検討を進めます。 | 空き瓶収集業務の委託化(平成23年度から2か年) 他の廃棄物の効率的・効果的な収集体制の構築に向けた検討 | 区分A 計画期間内に達成 | ○空き瓶収集運搬業務については、平成23年4月から北部地域(高津区・宮前区・多摩区・麻生区)を、平成24年4月から南部地域(川崎区・幸区・中原区)を委託化しました。 ○その他の廃棄物収集運搬業務については、今後の事業執行体制についての検討を行い、空き缶・ペットボトルの収集業務については、モニタリング等の管理監督体制を確保しながら、段階的な委託化に向けて検討を進めました。 |
| 26 | 廃棄物処理業務の委託化 | リサイクルパークあさおの運転操作について、業務の一部を委託化します。(2012(平成24)年度) あわせて、他の処理センターの運転操作業務についても委託化に向けた検討を進めます。 | リサイクルパークあさおの運転操作業務の一部委託化(平成24年度) 他の処理センターの運転操作業務の委託化に向けた検討 | 区分A 計画期間内に達成 | ○リサイクルパークあさおのごみ焼却処理施設について、平成24年4月から夜間運転操作業務を委託化しました。 ○他の処理センターについては、委託のモニタリング等の検証結果を踏まえながら、運転操作業務委託化について検討を進めました。 |
| 26 | 設計・監理業務執行体制の見直し | 公共建築物や市営住宅の設計・監理業務について、民間部門や公社の活用に向けた取組を進めます。 | 民間部門や公社の活用 | 区分A 計画期間内に達成 | ○公共建築物 ・設計・監理業務に係る民間部門や公社の活用に向けた取組について、更なる民間委託の拡大の可能性や効率的な業務執行体制等の検討を行い、一層の委託化を推進しました。 ○市営住宅 ・定型的な改善事業について、設計・工事監理を含めて住宅供給公社に業務委託を行いました。また、他部署等の事例を参考に、平成26年度からの試行に向けて、建替工事・長寿命化改善工事の監理業務の委託を検討しました。 |
| 26 | 学校給食調理業務の委託化 | 学校給食調理業務について、引き続き委託化を進めます。 | 委託化 | 区分A 計画期間内に達成 | ○給食調理業務については、平成24年度から4校(渡田小・戸手小・高津小・西有馬小)、平成25年度から2校(東大島小・宮内小)、平成26年度から4校(東門前小・古川小・久本小・南菅小)を委託化し、これまでに合計47校の委託化を行いました。今後も引き続き、退職動向等に対応していきます。 |

適正な組織規模や職員配置に向けた取組
 (1) 施設等の整備と関係組織の再編

| 頁 | 取組事項 | 取組の概要・方向性 | 目標(指標) | 達成度合 | 3年間の取組結果 |
|----|-------------------|---|---|-----------------|---|
| 27 | 区役所出張所等の機能再編 | 効率的で利便性の高い区役所窓口サービスの提供に向けて、出張所の機能再編を行います。(2011(平成23)年度) あわせて、宮前連絡所については、障害者の日中活動支援拠点施設に機能再編するとともに、行政サービス端末による証明書発行を継続し、柿生連絡所についても、機能再編に向けた検討を進めます。 | 出張所の機能再編(平成23年度) 宮前連絡所の障害者の日中活動支援拠点への機能再編と行政サービス端末による証明書発行の継続 柿生連絡所の機能再編の検討 | 区分A 計画期間内に達成 | ○出張所機能再編 ・平成24年1月に市内4か所の出張所にある住所変更や戸籍等の届出窓口を区役所に集約しました。 ○宮前連絡所機能再編 ・平成24年3月末をもって有人による証明書発行窓口を廃止するとともに、跡地を活用した障害者日中活動支援拠点施設の平成27年4月の開始に向け整備を進めました。 ○柿生連絡所機能再編 ・平成27年3月末をもって有人による証明書発行窓口を廃止し、建物の耐震補強工事実施後には、地域課題解決に向けた事業実施の場として活用を図ることとしました。 |
| 27 | 区役所区民課業務の執行体制の見直し | 区役所出張所等の機能再編にあわせて、区民課業務執行体制を見直すとともに、引き続き証明発行業務の非常勤化を進めます。(2012(平成24)年度) | 業務執行体制の見直しと証明書発行業務の非常勤化(平成24年度) | 区分A 計画期間内に達成 | ○出張所で取り扱っていた転出入届及び印鑑登録等の届出業務を平成24年1月から区役所へ集約しました。 ○区役所出張所等の機能再編に伴い、平成24年6月末に出張所から住所異動等の端末操作を行うオペレータを引き上げました。 |
| 27 | (仮称)市税事務所の整備 | 職員の専門性を高め、より適正・公平な税務行政を推進するため、各区役所の税務関連課について、市内3ヶ所の(仮称)市税事務所と1ヶ所の分室に再編します。(2011(平成23)年度) | 税務関連課の(仮称)市税事務所と分室への再編(平成23年度) | 区分A 計画期間内に達成 | ○平成23年12月に、市内3か所の市税事務所と1か所の分室を開設しました。 ○効率的な組織体制の下、職員間の業務知識の共有、専門性の向上等人的資源の有効活用を図りながら、より適正・公平な税務行政を推進しています。 |
| 27 | 環境総合研究所の整備 | 低炭素社会や循環型社会の構築など、都市と産業の共生に向けた総合的な環境研究などを行う拠点として、環境総合研究所を殿町3丁目地区に整備し、機能に応じた執行体制を構築します。(2012(平成24)年度) | 施設の整備と機能に応じた執行体制の構築(平成24年度) | 区分A 計画期間内に達成 | ○公害研究所、公害監視センター、環境技術情報センターの機能を再編・統合し、平成25年2月に環境総合研究所を開設しました。 ○川崎の優れた環境技術による国際貢献の推進や、環境技術情報の収集と発信などを行うほか、外部研究機関、優れた環境技術を有する市内企業等と連携しながら、環境に関する総合的な研究を行う執行体制を構築しました。 |

| | | | | | |
|----|------------------------------|---|---|---------------------------------------|--|
| 27 | 総合的な環境対策の強化に向けた環境局の再編 | 環境総合研究所の整備にあわせて、都市地球環境対策を総合的に推進する体制を強化するため、環境局環境対策部と地球環境推進室を統合し、(仮称)都市・地球環境推進部を設置します。(2012(平成24)年度) | 環境対策部と地球環境推進室の統合 | 区分B 当初計画を変更して取組を進め、変更後の計画を計画期間内に達成 | ○東日本大震災以降の電力不足対策や放射線安全推進対策など喫緊の環境対策を確実に進めていく必要があったため、目標を変更し、現行の環境対策部と地球環境推進室の体制を継続するとともに、平成24年度に環境局に放射線安全推進室を設置し、市民の安全・安心な生活に深く関わる課題への的確な対応を図りました。 ○今後も、放射線安全対策など環境対策の進捗状況等を踏まえ、市民の安全・安心を確保する観点から総合的な環境対策の推進に資する効率的・効果的な執行体制について検討していきます。 |
| 28 | 焼却処理施設の再編 | ごみの減量化を推進するとともに、現在4ヶ所ある焼却処理施設の3ヶ所への再編に向けた検討を進めます。 あわせて、鉄道輸送を含めた、効率的・効果的な収集体制のあり方について検討を進めます。 | 施設の再編に向けた検討 効率的・効果的な収集体制のあり方の検討 | 区分A 計画期間内に達成 | ○平成23年度に3処理センター体制に向けた「今後のごみ焼却処理施設の整備方針」を策定し、平成24年度からその方針に基づき橋処理センターの建替えに向けた環境影響評価手続及び建替えに係る調査などを進めました。 ○北部地域に位置する橋処理センターの休止・建替え及び同センターの普通ごみ積替施設の休止を踏まえた、効率的・効果的な収集・運搬体制のあり方について、検討を進めました。 |
| 28 | (仮称)健康安全研究センターの整備 | 衛生研究所の機能を高度化した(仮称)健康安全研究センターを殿町3丁目地区に整備し、機能に応じた執行体制を構築します。(2012(平成24)年度) | 施設の整備と機能に応じた執行体制の構築(平成24年度) | 区分A 計画期間内に達成 | ○平成25年3月に、川崎区殿町のキングスカイフロント内に衛生研究所を健康安全研究所として再編整備するとともに、感染症対策の科学的・技術的拠点としての感染症情報センター機能や、研究水準の向上・外部機関との共同研究を推進するための企画調整機能の充実を図るために必要な執行体制を構築しました。 |
| 28 | 中央卸売市場食品衛生検査所の機能再編に伴う執行体制の整備 | (仮称)健康安全研究センターの整備にあわせて、「食の安全の確保」の観点から検査機能のあり方を検討し、中央卸売市場食品衛生検査所の執行体制を見直します。(2012(平成24)年度) | 執行体制の見直し(平成24年度) | 区分A 計画期間内に達成 | ○地方卸売市場南部市場の食品流通量の減少を踏まえ、平成24年度をもって南部分室を廃止するとともに、大規模倉庫・工場等に対する高度専門的な監視指導体制を構築するため、平成25年4月に、健康福祉局健康安全部内に食品安全の統括と専門監視を行う執行体制を整備しました。 |
| 28 | 麻生消防署の(仮称)栗木出張所の整備 | 市街化が進んでいる麻生区北西部方面において、麻生消防署の(仮称)栗木出張所の整備と柿生出張所の改築にあわせて、消防力の強化に向けた執行体制を構築します。(2014(平成26)年4月) | (仮称)栗木出張所の整備と柿生出張所の改築にあわせた消防力の強化に向けた執行体制の構築 | 区分A 計画期間内に達成 | ○栗木出張所の新築工事完了後、平成25年1月から26年3月まで、柿生出張所の改築工事期間中の仮庁舎として運用しました。 ○柿生出張所の改築工事完了に伴い、平成26年4月から栗木出張所としての運用を開始しました。 |

(2) 効率的な行政運営に向けた内部体制の整備等

| 頁 | 取組事項 | 取組の概要・方向性 | 目標（指標） | 達成度合 | 3年間の取組結果 |
|----|-------------------|--|---|-----------------|---|
| 28 | クラウドコンピューティングの推進 | クラウドコンピューティングを活用したシステム構築について、新規構築システムを中心に、構築・運用経費、個人情報の有無、セキュリティなどを考慮した上で、クラウド方式の採用に向けた検討を進めます。また、既存システムのクラウド化については、さらに業務の標準化の動向や費用対効果などを見据えて、再構築や機器更新などの機会をとらえて検討を進めます。 | 新規構築システムを中心に、クラウド方式の採用に向けた検討 既存システムのクラウド化の検討 | 区分A 計画期間内に達成 | ○システム導入相談等を通じて、新規システムや既存システムのクラウドコンピューティングを活用したシステムの採用に向けて調整をした結果、7システムの導入を実現しました。 ・平成23年度 4システム（エコオフィスシステムほか） ・平成24年度 1システム（放射線量モニタリングシステム） ・平成25年度 2システム（感染症情報発信システムほか） ○これにより、クラウドコンピューティングを導入しているシステムは、合計で11システムとなりました。 ○平成24年3月に「庁内システムのクラウド化に関する指針」を策定し、クラウド事業者がサーバ等ハードウェアからアプリケーションまでの全てをクラウドサービスとして提供する形態であるSaaS型（ASP）を活用していくなど、今後のクラウド方式の採用に向けた基本方針、取組などを明確にしました。 |
| 28 | 庁用自動車運転業務執行体制の見直し | 庁用自動車運転業務について、行政事務遂行上の機動力を確保しつつ、職員配置の見直しに向けた取組を進めます。 | 職員配置の見直し | 区分A 計画期間内に達成 | ○退職動向と車両更新状況等を勘案して自動車運転手4名の削減を行うとともに、共用車を9台減車し、機動力の確保として軽自動車10台の導入やタクシーチケット利用の拡大を図りました。 ○今後も引き続き退職動向や車両の更新状況等を勘案しながら、適正な職員配置について段階的に実施していきます。 |
| 28 | 公文書管理等業務執行体制の見直し | 公文書の管理等について、今後のあり方を検討するとともに、それに伴う情報公開条例の再検証を行い、関連する業務執行体制の見直しに向けた検討を進めます。 | 公文書の管理等の今後のあり方の検討 情報公開条例の再検証 業務執行体制の見直しに向けた検討 | 区分A 計画期間内に達成 | ○公文書管理のあり方を検討した結果、現用公文書の情報公開制度と非現用の公文書である歴史的公文書の公開方法の違いを整理し、適切に運用していくこととしました。こうした整理を行ったこと、全庁的な一元管理が行われていること、また、国では情報公開法改正が見送られたことなどを踏まえ、情報公開条例については、改正の必要はなく、引き続き現行制度を適確に運用していくこととしました。 ○歴史的公文書の情報提供を適切に行うため、「公文書館における歴史的公文書選別のためのガイドライン」を策定しました。 ○公文書館職員の業務分担を見直し、平成24年度から文書等分類整理非常勤職員を1名削減しました。 |
| 28 | 契約部門の一元化 | 公営企業会計の契約部門について、財政局への一元化に向けた取組を進めます。 | 財政局への一元化 | 区分A 計画期間内に達成 | ○平成24年度において、契約部門の一元化に向け、具体的な協議・検討を進めました。 ○平成25年4月から、上下水道局の契約部門を財政局に統合し、併せて、交通局と病院局の工事請負契約を財政局で執行を開始しました。 |

| | | | | | |
|----|--------------------------|---|-------------------------|---------------------------------------|---|
| 28 | 工事検査部門の一元化 | 上下水道局の工事検査部門について、財政局への一元化に向けた検討を進めます。 | 財政局への一元化に向けた検討 | 区分A 計画期間内に達成 | ○平成24年度において、検査部門の一元化に向け、具体的な協議・検討を進めました。 ○平成25年4月から、上下水道局の検査部門を財政局に統合し、併せて、交通局と病院局の請負工事検査を財政局で執行を開始しました。 |
| 28 | 資産マネジメント執行体制の構築 | 資産の総合的なマネジメントや資産・債務改革について、全庁横断的に推進する執行体制の構築に向けた検討を進めます。 | 全庁横断的に推進する執行体制の構築に向けた検討 | 区分A 計画期間内に達成 | ○平成24年4月から財政部門と建築部門が連携し、さらに、資産・債務改革の効果検証に必要な財務分析の役割も包括した資産マネジメント統括組織を設置しました。 |
| 29 | スポーツ施設の管理体制の再構築 | 各局区が所管する屋内・屋外スポーツ施設について、スポーツ施策の総合的な推進の視点から効果的な管理体制の構築に向けた取組を進めます。 | 効果的な管理体制の構築 | 区分E 計画期間内の達成ができず、今後も検討を進める | ○スポーツ基本法の制定を踏まえ、「川崎市スポーツ推進計画」の策定期間を変更し、平成24年9月に策定し、12月に「川崎市スポーツ推進計画庁内推進委員会」を立ち上げました。 ○今後、関係局と協議のうえ、管理体制を含めた施設のあり方について検討を進めます。 |
| 29 | 市民ミュージアム改革の推進と管理運営体制の見直し | 市民ミュージアム改革を進め、委託業務の見直しを含めた管理運営体制の再構築などミュージアム経営の強化に向けた取組を進めます。 | ミュージアム経営の強化 | 区分E 計画期間内の達成ができず、今後も検討を進める | ○「川崎市市民ミュージアム改革基本計画」と「市民ミュージアム改革の進捗状況と今後3年間の取組方針(平成23年3月策定)」に基づく取組の着実な推進と的確な進行管理を行いました。 ○企画展については3年間で23件の実施、常設展示では年3回の展示替えやマンスリー展示を実施したほか、毎週土日を中心に映画上映を実施しました。また、休館中には、出前講座や出張展示を積極的に行いました。 ○平成26年3月には、これまでの取組の検証と市民ミュージアムの役割を踏まえ、第2期川崎市文化芸術振興計画等の諸計画との連携を図りながら、平成26年度から28年度までを期間とする今後の事業展開の指針となる「川崎市市民ミュージアム 新たな取組方針-めざす姿の実現に向けて-」を策定しました。 |
| 29 | 保育所職員配置基準の見直し | 保育所職員配置基準について、保育所の効率的な運営を図るため、見直しに向けた検討を進めます。 | 保育所職員配置基準の見直しに向けた検討 | 区分B 当初計画を変更して取組を進め、変更後の計画を計画期間内に達成 | ○平成24年9月に、新たな公立保育所のあり方基本方針を策定し、平成25年度は、川崎区・宮前区にて機能強化に伴う職員を拡充し、先行モデル実施を行いました。 ○平成25年度のモデル実施を踏まえ、検証を行い、平成26年度の全区での実施に向けての職員体制について検討を行いました。 |

| | | | | | |
|----|----------------------------|--|--------------------------|---------------------------------------|---|
| 29 | 福祉事務所生活保護業務執行体制の見直し | 生活保護業務について、増加傾向にある生活保護受給世帯への確に対応するため、効率的な執行体制の構築に向けた取組を進めます。 | 効率的な執行体制の構築 | 区分B 当初計画を変更して取組を進め、変更後の計画を計画期間内に達成 | ○「川崎市生活保護・自立支援対策方針」に基づき、適正実施の確保や医療扶助等の適正化に向けて執行体制の強化を図るとともに、生活保護受給者の健康管理支援の充実を図るため、各福祉事務所に保健師を配置しました。 ○また、同方針に基づき、生活保護受給者の自立支援の促進に向け、就労支援事業として、総合就職サポート事業、雇用の創出事業及び中間的就労事業や中学生を対象とした学習支援事業等を推進しました。 ○ソーシャルワーク機能の強化に向けた取組を推進するために、各区の地域特性なども踏まえた効率的な業務執行体制の構築に向けた取組を行いました。 |
| 29 | 国民健康保険料の債権確保に向けた執行体制の見直し | 国民健康保険料の債権確保について、さらに効率的な執行体制の構築に向けた取組を進めます。 | さらに効率的な執行体制の構築 | 区分A 計画期間内に達成 | ○収納管理課に保険料賦課業務を移管し、保険料算定、徴収、滞納整理等、保険料に関する業務全般を主管する体制を整備しました。 ○区役所・支所に保険料収納業務を主管する係を設置し、徴収体制を強化しました。 ○保険料徴収業務における民間委託の拡充により、効率的・効果的な債権確保対策の充実を図りました。 |
| 29 | 保健福祉センターにおける健康診断事業執行体制の再構築 | 保健福祉センターにおける健康診断事業について、効率的・効果的な事業執行体制の再構築に向けた取組を進めます。 | 効率的・効果的な事業執行体制の再構築 | 区分A 計画期間内に達成 | ○一般健康診断と事業所健康診断について、見直しの検討を行うために各健診の利用実態を調査・分析しました。結核健康診断について、平成28年度からレントゲン撮影を4区（川崎・中原・高津・多摩）に集約化することとしました。 ○利用実態調査の分析結果を踏まえ、今後も引き続き健康診断事業のあり方について検討を行うとともに、平成28年度を目途として健康診断事業の見直しを行い、執行体制の見直しを図ります。 |
| 29 | 建設発生土処理業務の一元化 | 建設緑政局で所管している建設発生土関連業務と港湾局で所管している建設発生土受入業務の一元化に向けた取組を進めます。 | 建設発生土関連業務と建設発生土受入業務の一元化 | 区分A 計画期間内に達成 | ○建設発生土処理業務の一元化については、建設発生土の受入先を浮島処分場に集約しました。 |
| 29 | 総合的な自転車対策執行体制の構築 | 自転車対策について、駐輪場整備や啓発等の取組を総合的に展開するための執行体制の構築に向けた取組を進めます。 | 自転車対策を総合的に展開するための執行体制の構築 | 区分A 計画期間内に達成 | ○自転車対策を総合的に展開するため、駐輪場への誘導などの啓発活動や、放置自転車の撤去強化に向けた取組について、自転車対策室、道路公園センターなど関係部局が連携して行いました。今後も、より効果的な連携体制の構築を検討します。 |
| 29 | 救急隊の増隊 | 救急隊について、今後の人口増加や高齢化に対応するため、増隊に向けた取組を進めます。 | 救急隊の増隊 | 区分A 計画期間内に達成 | ○現場到着時間の短縮に向けた取組として、次のとおり救急隊を増隊しました。 ・平成24年4月 幸消防署南河原出張所（26隊目） ・平成26年4月 麻生消防署栗木出張所（27隊目） |

(3) 非常勤職員の活用等

| 頁 | 取組事項 | 取組の概要・方向性 | 目標(指標) | 達成度合 | 3年間の取組結果 |
|----|-----------------|--|----------------|--|--|
| 29 | 廃棄物収集車整備業務の非常勤化 | 生活環境事業所の車両整備業務について、退職動向等にあわせて非常勤化を進めます。 | 退職動向等にあわせた非常勤化 | 区分A 計画期間内に達成 | ○生活環境事業所の車両整備業務について、退職動向等にあわせて平成24年4月から平成26年4月までで2名の非常勤化を進めました。今後も引き続き退職動向等にあわせて非常勤化を進めていきます。 |
| 29 | 焼却灰運搬業務の非常勤化 | 処理センターの焼却灰運搬業務について、引き続き退職動向等にあわせて非常勤化を進めます。 | 退職動向等にあわせた非常勤化 | 区分C 計画期間内の達成はできなかったものの、達成時期の見込みは立っている | ○処理センターの焼却灰運搬業務について、非常勤化を検討しましたが平成23年度から平成25年度までに退職者はおりませんでした。今後も引き続き退職動向等にあわせて非常勤化を進めていきます。 |
| 29 | し尿処理・圧送業務の非常勤化 | 入江崎クリーンセンターのし尿処理・圧送業務について、引き続き退職動向等にあわせて非常勤化を進めます。 | 退職動向等にあわせた非常勤化 | 区分C 計画期間内の達成はできなかったものの、達成時期の見込みは立っている | ○し尿処理・圧送業務について、非常勤化を検討しましたが平成23年度から平成25年度までに退職者はおりませんでした。今後も引き続き退職動向等にあわせて非常勤化を進めていきます。 |
| 30 | 廃棄物中継輸送業務の非常勤化 | 加瀬クリーンセンターの廃棄物中継輸送業務について、引き続き退職動向等にあわせて非常勤化を進めます。 | 退職動向等にあわせた非常勤化 | 区分A 計画期間内に達成 | ○加瀬クリーンセンターの廃棄物中継輸送業務について、退職動向等にあわせて平成25年4月に1名の非常勤化を進めました。今後も引き続き退職動向等にあわせて非常勤化を進めていきます。 |
| 30 | 廃棄物海面埋立業務の非常勤化 | 浮島埋立事業所の廃棄物海面埋立業務について、引き続き退職動向等にあわせて非常勤化を進めます。 | 退職動向等にあわせた非常勤化 | 区分C 計画期間内の達成はできなかったものの、達成時期の見込みは立っている | ○浮島埋立事業所の廃棄物海面埋立業務について、非常勤化を検討しましたが平成23年度から平成25年度までに退職者はおりませんでした。今後も引き続き退職動向等にあわせて非常勤化を進めていきます。 |
| 30 | 学校用務業務の非常勤化 | 学校用務業務について、引き続き退職動向等にあわせて非常勤化を進めます。 | 退職動向等にあわせた非常勤化 | 区分A 計画期間内に達成 | ○平成23年度の退職動向にあわせて、平成24年4月に9名を非常勤化しました。 ○技能職員及び業務職員の配置を全庁的に検討するなかで、本来、平成24年度及び平成25年度の退職動向にあわせて非常勤化する予定だった職員定数を活用し、他局からの異動者を配置したため、平成25年4月時点及び平成26年4月時点での非常勤化は行いませんでした。 ○平成26年度以降は、引き続き退職動向にあわせて非常勤化を進めます。 |

効率的な行政経営基盤の確立

(1) 給与制度及び福利厚生制度の継続的な見直し

| 頁 | 取組事項 | 取組の概要・方向性 | 目標（指標） | 達成度合 | 3年間の取組結果 |
|----|------------|---|-----------------------------------|-----------------|--|
| 31 | 給与制度の見直し | 給与制度について、より一層の職務・職責と勤務実績に基づく制度として確立するため、国の動向等を踏まえながら、給料表の構成や昇給・昇格制度をはじめとする給与構造の見直しの検討を引き続き行います。特殊勤務手当などの諸手当についても、業務実態や社会情勢の変化等の状況を踏まえ、各手当の趣旨を勘案した見直しについて引き続き取り組みます。 | 給与構造の見直しの検討 各手当の趣旨を勘案した見直し | 区分A 計画期間内に達成 | ○高齢期雇用問題をはじめとする公務員をとりまく諸課題に対応し、より一層の職務・職責と勤務実績に基づく制度とするため、国の動向、他都市の状況等を踏まえて、給与構造の見直しの検討を行いました。 ○退職手当について、国の給付水準の見直し等を踏まえて、平成25年10月から、支給割合を引き下げました。 ○住居手当について、国、他都市の状況等を踏まえて、平成26年4月から、「自ら所有する住宅」に対して支給する手当を廃止しました。 |
| 31 | 福利厚生事業の見直し | 職員厚生会等の職員の互助組織が実施する各種事業について、社会経済環境の変化を踏まえ、公費負担の見直しを引き続き図ります。 | 公費負担の見直し | 区分A 計画期間内に達成 | ○職員厚生会が実施する各種事業について、事業主として公費負担を見直し、補助金の削減を行いました。 ○平成23年度末でいさご体育施設事業を廃止し、平成25年度末で売店事業を廃止しました。 |

(2) 特別会計の健全化の推進

| 頁 | 取組事項 | 取組の概要・方向性 | 目標（指標） | 達成度合 | 3年間の取組結果 |
|----|----------|---|--|-----------------|---|
| 32 | 卸売市場事業会計 | 会計の収支均衡を図るため一般会計からの基準外の繰入金が存在しています。南部市場は2007（平成19）年度から再編整備を実施しており、今後は民間活力導入等により効率的な運営を推進し、経費の縮減に努めます。北部市場については、2009（平成21）年度に策定した「中長期プラン基本計画」に基づき施設整備及び管理運営体制の見直し等を推進し、市場の効率的な運営及び財政の健全化を図ります。 | 南部市場 効率的な運営の推進による経費の縮減 北部市場 市場の効率的な運営及び財政の健全化 | 区分A 計画期間内に達成 | ○南部市場については、平成26年4月から指定管理者制度を導入しました。 ○北部市場については、廃棄物の減量化や再資源化に向けて場内事業者と協議を行い、平成24年8月に生ごみ処理機を導入し、一般廃棄物処理費の負担を廃止しました。 ○今後は、平成26年度中に策定予定の「（仮称）卸売市場経営プラン基本方針」に基づき、施設整備及び管理運営体制の見直し等を推進し、市場の効率的な運営及び財政の健全化を図ります。 |

| | | | | | |
|----|-----------|---|-----------|---------------------|--|
| 32 | 国民健康保険事業 | 会計の収支均衡を図るため一般会計からの多額な基準外の繰入金が存在しています。特別会計の設立の趣旨からも、基準外繰入金の縮減に向けて国民健康保険料について、負担の公平性の観点から、効果的な収納対策を実施するとともに、長期滞納者への滞納処分を行うなど、債権確保の取組を強化して保険料収納率の向上を図ります。 | 保険料収納率の向上 | 区分A 計画期間内に 達成 | ○各区・支所に保険料収納業務を主管する係を設置し、組織体制を強化しました。 ○口座振替及び納付書納付において、年度分を一括で納めることができる全期納付を導入するとともに、モバイルレジによる納付を可能とする等、収納方法を多様化しました。 ○初期未納対策及び長期滞納者への滞納処分を強化しました。 ○これらの取組の結果、現年度収納率を90.94%(見込み)まで上昇させ、収納率向上及び滞納債権の縮減を達成しました。 |
| 32 | 勤労者福祉共済事業 | 会計の収支均衡を図るため一般会計からの基準外の繰入金が存在しています。2008(平成20)年度から厚生事業等の業務を委託化し、経費の縮減に努めています。一般会計からの繰入金を想定した財政構造となっていますが、会員拡大等、財政基盤の強化に努めます。 | 財政基盤の強化 | 区分A 計画期間内に 達成 | ○事業を効率的・安定的に行うために平成25年度から厚生事業委託契約の複数年化を実施しました。 ○勤労者福祉共済制度については、市の広報掲示板やダイレクトメール並びに企業訪問などを行い、加入促進活動の強化を図り3年間で1,111人の新規会員を獲得しました。 ○また、各企業などに働きかけを行い広告収入を3年間で522万8千円獲得し、経営基盤の強化に努めました。 |

(3) 債権確保策の強化の取組

| 頁 | 取組事項 | 取組の概要・方向性 | 目標(指標) | 達成度合 | 3年間の取組結果 |
|----|-------|--|-------------------------|---------------------|--|
| 33 | 市税 | 効率的・効果的な債権差押、動産差押等を執行し、インターネットを活用した公売及び不動産公売などの取組により、徴収強化を図るとともに、税源移譲後増加傾向にある収入未済額(2009(平成21)年度:108億円)を96億円に削減します。 | 収入未済額108億円(平成21年度)→96億円 | 区分A 計画期間内に 達成 | ○収入未済額の削減に向けて、債権・動産の差押を実施し、債権差押については、平成23年度から3年間で約18億円の差押を執行しました。また、不動産及び動産の公売については、3年間で22回実施し、総額約5,300万円で売却するなど積極的な滞納整理を実施しました。 ○収入未済額については、平成25年度末で約70億円(見込み)となり、目標を達成しました。 ○今後も引き続き、徴収強化を図るとともに、収入未済額の削減に取組みます。 |
| 33 | 介護保険料 | 負担の公平性と着実な収入確保の観点から、滞納処分の強化を図ります。また、保険料の収納率(2009(平成21)年度:93.7%)を95%にすることをめざし、収納対策の取組を強化します。 | 収納率93.7%(平成21年度)→95.0% | 区分A 計画期間内に 達成 | ○滞納者に対する電話・訪問催告や民間事業者を活用した納付勧奨、滞納者に対する納付催告及び差押え等の実施のほか、平成25年度からは、コンビニエンスストアでの収納を開始するなど収納対策の取組を強化しました。 ○これらの取組の結果、平成25年度は95.24%となり、保険料の収納率は95.0%の目標を達成しました。 |

| | | | | | |
|----|---------|---|--|-----------------|---|
| 33 | 国民健康保険料 | 負担の公平性と保険料収納率の向上を図るため、効果的な収納対策を実施するとともに、長期滞納者への滞納処分等による収納対策の取組を強化し、現年度分保険料の収納率（2009（平成21）年度：85.8%）を90%にすることをめざすことで滞納債権の縮減を図ります。 | 収納率85.8%（平成21年度）→90% | 区分A 計画期間内に達成 | ○各区・支所に保険料収納業務を主管する係を設置し、組織体制を強化しました。 ○口座振替及び納付書納付において、年度分を一括で納めることができる全期納付を導入するとともに、モバイルレジによる納付を可能とする等、収納方法を多様化しました。 ○初期末納対策及び長期滞納者への滞納処分を強化しました。 ○これらの取組の結果、平成24年度に現年度収納率90.02%と計画を1年前倒しで達成し、更に平成25年度は90.94%（見込み）まで上昇させ、収納率向上及び滞納債権の縮減を達成しました。 |
| 34 | 保育料 | 収納率（2009（平成21）年度：95.2%、うち現年度分：98.7%）を97%以上（現年度分99%以上）にすることをめざし、収納対策の取組を強化します。 | 収納率95.2%（現年度分98.7%）（平成21年度）→97%以上（現年度分99%以上） | 区分A 計画期間内に達成 | ○督促状・催告状の送付、電話催告、高額滞納者に対する財産調査・差押の実施等により収納対策に取り組みました。 ○平成25年度の収納率は97.11%に達する見込みで、平成21年度と比較しても収納率は約2%向上しており目標を達成しています。 ○現年度分の収納率は目標収納率99%を上回る99.11%の見込みです。 |
| 34 | 市営住宅使用料 | 長期滞納者への法的措置を含めた対応を行うとともに、適切な債権管理を実施し初期末納者に対する対応の強化を図ることで現年度分使用料の収納率（2009（平成21）年度：96.2%）を97.5%とすることをめざし、滞納債権の縮減をめざします。 また、民間活用等の手法により退去滞納者対策のさらなる推進を図ります。 | 収納率96.2%（平成21年度）→97.5% 退去滞納者対策の更なる推進 | 区分A 計画期間内に達成 | ○平成25年度の現年度分使用料の収納率は98.9%に達する見込みであり、目標の数値を大きく上回りました。 ○市営住宅使用料の督促状発布件数が、平成22年度は月平均約2,000件ありましたが、平成25年度には月平均約1,000件に半減するなど、初期末納者に対する納付指導の強化による成果を上げることができました。 ○民間活用による取組として、退去滞納者の徴収を弁護士に委託し、約655万円（23年度～25年度累計）を回収しました。 |

（4）入札・契約制度改革の推進

| 頁 | 取組事項 | 取組の概要・方向性 | 目標（指標） | 達成度合 | 3年間の取組結果 |
|----|-----------------|---|-----------------|-----------------|--|
| 34 | 「川崎市契約条例」の的確な運用 | 契約により市の事務又は事業の実施に従事する者の労働環境の整備を図ることを通じて、公共事業の品質を確保することを目的に改正した「川崎市契約条例」を的確に運用します。 | 「川崎市契約条例」の的確な運用 | 区分A 計画期間内に達成 | ○条例の的確な運用を図るため、落札者を対象として現場責任者に同席してもらい詳細な説明を実施しました。 ○制度の周知を徹底させるため、ポスター、チラシを作成し受注者に配布しました。 ○毎年2回以上作業報酬審議会を開催し、各年度の作業報酬下限額を決定しました。 |

| | | | | | |
|----|---------------|--|------------------------|---------------------|---|
| 34 | 総合評価一般競争入札の拡大 | 工事請負については、2007（平成19）年度からの試行を踏まえ、2010（平成22）年度から総合評価一般競争入札を本格実施しており、2011（平成23）年度からは社会貢献に関する評価項目を加えるなど、よりの確に事業者の技術力や社会貢献度を評価する制度構築に努めています。今後は、業務委託等の契約についても総合評価方式の導入を検討します。 | 業務委託等の契約への総合評価方式の導入の検討 | 区分A 計画期間内に 達成 | ○工事請負契約について、障害者雇用や男女共同参画など事業者の社会貢献に関する項目を総合評価の評価項目に加えしました。 ○総合評価一般競争入札方式について、工事請負契約における仕組みやあり方の検討を行うとともに、業務委託についても試行を実施しました。 |
|----|---------------|--|------------------------|---------------------|---|

企業会計（公営企業の経営）の健全化の推進

（1）水道事業、工業用水道事業及び下水道事業

| 頁 | 取組事項 | 取組の概要・方向性 | 目標（指標） | 達成度合 | 3年間の取組結果 |
|----|-----------------------------------|--|--|---------------------|---|
| 36 | 「水道事業及び工業用水道事業の再構築計画」に基づく施設・組織の再編 | 「再構築計画」に基づき、水道施設及び工業用水道施設の再編を進めるとともに、再編にあわせて執行体制を見直します。 ・潮見台浄水場の廃止（2012（平成24）年度） ・生田浄水場（水道事業）の廃止（2016（平成28）年度） | 水道施設及び工業用水道施設の再編 ・潮見台浄水場の廃止（平成24年度） ・生田浄水場（水道事業）の廃止（平成28年度） 再編にあわせた執行体制の見直し | 区分A 計画期間内に 達成 | ○「再構築計画」に基づき、平成24年3月末に潮見台浄水場を廃止しました。 ○潮見台浄水場の廃止後に残る配水池等の施設については、市内の他の水道施設と一元的に管理するよう、執行体制の見直しを行い、業務の効率化を図りました。 ○「再構築計画」に基づき、生田浄水場の水道事業としての機能廃止と長沢浄水場への機能集約に向け、長沢浄水場の第1期工事を進め、平成25年3月末に施設が完成したことから、平成25年4月より施設の本格稼働を開始しました。また、平成28年度の完成に向けて第2期工事を継続して実施しました。 |
| 36 | 南部・北部営業センターの業務執行体制の見直し | 南部・北部営業センターにおける窓口業務等について、民間部門の活用に向けた取組を進めます。 | 民間部門の活用 | 区分A 計画期間内に 達成 | ○南部・北部営業センター等における電話の受付業務について、民間部門を活用し、平成25年1月1日から「上下水道お客さまセンター」を開設しました。これにより、電話等の受付窓口を一元化し、お客さまの利便性の向上と業務の効率化を図りました。 |
| 36 | 水処理センター・ポンプ場の運転管理業務の委託化 | 加瀬水処理センター内のポンプ場施設の運転管理業務について、委託化を完了します。（2012（平成24）年度） 他の施設においても、民間活用に向けた検討を進めます。 | 加瀬水処理センター内のポンプ場施設の運転管理業務の委託化の完了（平成24年度） 他の施設の民間活用に向けた検討 | 区分A 計画期間内に 達成 | ○運転管理業務従事者の退職動向に合わせて、平成22年度までに5か所のポンプ場等を委託化し、平成23年度には加瀬ポンプ場および丸子ポンプ場を、平成24年度には渋川ポンプ場および渋川雨水貯留管を委託化したことで、加瀬処理区ポンプ場の全ての運転管理業務の委託化を完了しました。 ○今後も委託化された施設の事例を検証し、安全性の確保を前提に、今後の維持管理体制について検討していきます。 |

| | | | | | |
|----|----------------------|--|-------------------------|-----------------|---|
| 36 | 上下水道局における効率的な組織整備の推進 | 上下水道局の組織体制について、2010（平成22）年度に行った局再編の効果がより一層発揮される執行体制の構築に向けた取組を引き続き進めます。 | 局再編の効果がより一層発揮される執行体制の構築 | 区分A 計画期間内に達成 | ○水道、工業用水道及び下水道の各事業における市民サービス向上等に向け、広報関係業務や麻生区・多摩区・宮前区における給・排水工事申請窓口の一元化を行いました。 ○今後も、執行体制のさらなる効率化に向けた取組を進めます。 |
|----|----------------------|--|-------------------------|-----------------|---|

（2）自動車運送事業

| 頁 | 取組事項 | 取組の概要・方向性 | 目標（指標） | 達成度合 | 3年間の取組結果 |
|----|-----------------|--|--|-----------------|--|
| 37 | 市バス営業所業務の管理委託化 | 菅生営業所の管理運営について、2011（平成23）年度から管理委託を導入し、井田営業所の管理運営については引き続き委託化に向けた検討を進めます。 | 菅生営業所の管理運営の委託化（平成23年度） 井田営業所の管理運営の委託化に向けた検討 | 区分A 計画期間内に達成 | ○平成23年4月に菅生営業所を新設し、管理委託を導入しました。これにより、現在、5営業所のうち2営業所で委託による管理運営を行っています。 ○井田営業所の委託化については、大型第二種免許保有者の減少などによる全国的なバス運転手の人材不足により公募事業者が限定的となり競争性の確保が難しいことや、余剰運転手の対処などの課題があることから、余剰人員が最小限となるよう、委託時期の検討等を行いました。 ○効率的な事業の推進を図るため、委託車両数の増加など管理委託の拡大手法について、引き続き検討を進めます。 |
| 37 | 市バス公募嘱託運転手等の活用 | 市バス運転業務について、営業所の管理委託の進捗を踏まえ、引き続き公募嘱託運転手等の効果的な活用を進めます。 | 公募嘱託運転手等の効果的な活用 | 区分A 計画期間内に達成 | ○公募嘱託運転手についてはダイヤのピーク時に合わせて運行等、正規職員の補完的役割を担っており、正規運転手とのバランスを考慮した上で、一定人数を活用しました。 ・23年度35人、24年度38人、25年度40人（年度当初在籍者数） |
| 37 | 運行体制の改善と職員の意識改革 | 市民の信頼に応える質の高い輸送サービスを提供するため、民間事業者の手法等を活用することにより、点呼執行や研修内容等の見直しを図り、運行体制の改善や職員の意識改革を進めます。 | 民間事業者の手法等の活用による点呼執行や研修内容等の見直し 運行体制の改善と職員の意識改革 | 区分A 計画期間内に達成 | ○「川崎市バス事業運行管理改善委員会」の答申等を踏まえ、点呼執行厳正実施の徹底や営業所施設（点呼場）の改善、民間事業者の取組を活用した運転手グループ制の導入、災害時等にも安定した通信が可能なデジタル方式の無線機の整備など運行管理体制の改善を実施しました。 ○第3次交通局人材育成計画策定にあたり研修体系の見直しを行い、運転手グループ制を活用したグループワーク研修や業務知識やスキルに応じた運行管理者研修の実施などにより職員の安全意識の向上や意識改革を推進しました。 ○添乗観察について調査項目を改善しながら、全乗務員に対して定期的実施するとともに、観察結果に基づく指導・教育を実施しました。 ○平成24年度に「安全」、「安心・信頼」、「快適」、「コミュニケーション」の4つの柱からなる「市バスサービスポリシー」とそれを実現するため、サービス業務を行うに当たっての価値や行動判断の基準となる「行動基準」を策定し、周知・実践することで、お客様サービスの向上に取り組みました。 |

(3) 病院事業

| 頁 | 取組事項 | 取組の概要・方向性 | 目標(指標) | 達成度合 | 3年間の取組結果 |
|----|-------------------|---|--|--|---|
| 38 | 救急医療体制の充実 | 川崎病院、井田病院について、救急搬送患者の受入を拡充するため、救急医療体制の充実に向けた取組を進めます。 | 救急医療体制の充実 | 区分A 計画期間内に達成 | (川崎病院) ○救命救急センター医師の積極的な確保に努め、安定的かつ継続的な救急医療体制の強化を図りました。 ○平成24年11月に救急外来のベッド数を増加させることで、受入要請を断らないよう体制の強化を図りました。また、地域の救急需要に対応するため、消防局が開催する川崎市メディカルコントロール協議会等に参画し、協議・検討を行いました。 (井田病院) ○救急医療体制の充実に向け、院内の職員に対して専門的な研修を実施し、意識改革に取り組みました。 ○川崎病院と連携して、救急専門医を確保したほか、準夜勤及び休日の日勤時間帯において救急外来の看護師を増員し、救急受入体制を強化しました。 |
| 38 | 「7対1」看護配置基準の導入 | より良質な看護サービスを提供する「7対1」看護配置基準について、川崎病院では計画期間内の導入に向けた取組を進め、井田病院では再編整備後の導入に向けた検討を進めます。 | 「7対1」看護配置基準の導入(川崎病院) 「7対1」看護配置基準の再編整備後の導入に向けた検討(井田病院) | 区分A 計画期間内に達成 | (川崎病院) ○平成24年11月から「7対1」看護配置基準を取得しました。 ○今後は、「7対1」看護配置基準を継続できるように患者数に合わせた看護師の確保に努め、看護サービスのさらなる向上に努めます。 (井田病院) ○再編整備後の「7対1」看護配置基準の取得に向け、シミュレーションを行うなど具体的検討を行いました。 |
| 38 | 井田病院改築に伴う診療体制の再構築 | 井田病院の診療体制について、病院の改築にあわせて、再構築に向けた取組を進めます。 | 診療体制の再構築 | 区分C 計画期間内の達成はできなかったものの、達成時期の見込みは立っている | ○東日本大震災の影響によって、改築スケジュールに遅延が生じましたが、平成24年5月に新棟の一部が開院し、入院と一部を除く外来診療を移行させると同時に、電子カルテを導入しました。また、臓器別センター制を導入するとともに、診療科を34科体制としました。 ○現在、2期工事を実施しており、平成27年3月に全面開院する予定です。 |
| 38 | 多摩病院の効率的な運営 | 多摩病院の病院運営について、医療サービスの提供や経営の状況を他の類似病院と比較するなど、客観的なデータに基づいた検証を行うとともに、指定管理者制度を活用した効率的な病院運営を推進します。 | 病院運営の客観的なデータに基づいた検証 指定管理者制度を活用した効率的な病院運営 | 区分A 計画期間内に達成 | ○指定管理者から提出された決算書など、客観的なデータに基づいた経営状況の検証を行いました。また、第3次病院事業経営健全化計画に基づく事業評価について、市立3病院の比較検証を行いました。 ○平成24年度からの利用料金制導入により、診療報酬等の徴収事務が見直され、会計事務の効率化を図ることができました。 |

出資法人改革の推進

(1) 出資法人の自立的な経営に向けた取組の推進

| 頁 | 取組事項 | 取組の概要・方向性 | 目標（指標） | 達成度合 | 3年間の取組結果 |
|----|-----------------------|---|----------------------------|-----------------|--|
| 40 | PDCAMANAGEMENTサイクルの確立 | 各法人は、社会経済環境の変化を踏まえ、事業目標・効率化・財務改善の各項目について、具体的目標値を明示した経営改善計画を改定し、引き続き、新点検評価システムを活用することによりPDCAMANAGEMENTサイクルによる検証・改善を自ら行っていきます。 市は、法人の出した成果を評価し、出資法人を活用した事業手法や内容等について点検し、費用対効果の視点を踏まえながら公共サービスの質の向上を図ります。 | PDCAMANAGEMENTサイクルによる検証・改善 | 区分A 計画期間内に達成 | ○各法人が策定した経営改善計画（平成23年度～平成25年度）の着実な推進を図るため、PDCAMANAGEMENTサイクルの機能強化に向けた新点検評価システムに基づき、事業効果及び採算性等について、法人による自己点検を行いました。また、市として各法人による自己点検の結果を確認、評価するとともに、さらなる改善に向けた取組等について各法人と課題認識の共有を図り公共サービスの質の向上を進めました。 |
| 40 | 効率的で安定的な経営体制の構築 | 事業の簡素化・効率化による経費の削減や事業規模に応じた組織・人員の適正化を図るとともに、自主事業の拡充等により自主財源の確保に努めるなど、市への依存度の縮減を推進します。 | 市への依存度の縮減 | 区分A 計画期間内に達成 | ○第4次改革プランに基づく各法人の今後の方向性と「出資法人の経営改善指針（改訂版）」を踏まえながら、各法人の経営改善計画（平成23年度～平成25年度）に基づき自主財源確保に向けた取組を推進しました。 |
| 40 | 財政的・人的関与の見直し | 補助金については、事業の必要性や公共性等を検証し、原則として3年間で5%以上の削減を図るなど、引き続き財政的・人的関与の適正化を推進します。 | 財政的・人的関与の適正化 | 区分A 計画期間内に達成 | ○公益法人制度改革への対応に伴い本市現役職員の役員等への就任について見直しを進め、また補助金を20%以上削減するなど、各法人の経営状況や役割等に応じて、財政的・人的関与の適正化に向けた取組を行いました。 |

(2) 情報公開の充実に向けた取組

| 頁 | 取組事項 | 取組の概要・方向性 | 目標（指標） | 達成度合 | 3年間の取組結果 |
|----|----------------|--|---------------------------------|-----------------|--|
| 40 | 新点検評価システム結果の公表 | 法人が実施する事業の効果や採算性の評価を引き続き毎年実施し、結果をホームページに公表します。 | 事業の効果や採算性の評価 結果のホームページ公表 | 区分A 計画期間内に達成 | ○各法人の事業効果及び採算性の評価をPDCAMANAGEMENTサイクルの機能強化に向けた新点検評価システムに基づき実施し、ホームページに公表しました。 |

| | | | | | |
|----|--------------|---|------------|---------------------|--|
| 40 | 法人情報の開示範囲の拡大 | 法人の役職員や財務状況等を掲載した「出資法人の現況」を引き続き公表するとともに、出資法人との随意契約の内容等について公表するなど、法人情報の透明性を高めます。 | 法人情報の透明性向上 | 区分A 計画期間内に 達成 | ○各法人の役職員や財務状況等を調査し、その結果を「出資法人の現況」にまとめ、公表しました。 ○出資法人の経営に関する情報の透明性をさらに高めること等を目的に、平成25年3月に「川崎市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定める条例」を公布・施行しました。 ○出資法人との随意契約を含めた委託契約の状況について、ホームページにて公表を行い、一層の情報公開を進めました。 |
|----|--------------|---|------------|---------------------|--|

(3) 今後3年間における各出資法人の取組

I. 廃止する法人

| 頁 | 法人名 | 今後の方向性 | 目標（指標） | 達成度合 | 3年間の取組結果 |
|----|------------------|--|---|---------------------|---|
| 42 | (財)川崎市指定都市記念事業公社 | 法人の主たる事業である川崎市民プラザの管理運営事業は、民間事業者等においても実施することができ、十分な市民サービスが確保できることから、法人は2011(平成23)年度末をもって解散します。 なお、川崎市民プラザは、指定管理者制度の導入に向けた取組を進め、法人解散後も市民サービスを継続して提供していきます。 | 平成23年度末の解散 川崎市民プラザに係る指定管理者制度の導入検討及び市民サービスの継続提供 | 区分A 計画期間内に 達成 | ○平成23年度末をもって法人は解散しました。 ○川崎市民プラザの管理運営については、平成24年4月から指定管理者制度を導入しました。 |

II. 3年以内に抜本的な見直しを進める法人

| 頁 | 法人名 | 今後の方向性 | 目標（指標） | 達成度合 | 3年間の取組結果 |
|----|---|---|--------------|---------------------|---|
| 42 | (財)川崎市保健衛生事業団 (H25/4～ (一財)川崎市保健衛生事業団) | 医療制度改革によって、2008(平成20)年度から特定健診・特定保健指導の実施が各医療保険者に義務化され、医療機関や民間事業者など健康づくりの担い手が増加したことを踏まえ、健康づくりに関する事業については、民間事業者の活用を図るなど、廃止を含めたあり方について検討し、法人の方向性を決定します。 | 廃止を含めた方向性の決定 | 区分A 計画期間内に 達成 | ○平成25年4月に一般財団法人へ移行しました。 ○平成23年4月以降、廃止を含めたあり方の検討を進め、法人は平成25年度末をもって解散しました。 ○法人が運営していた健康づくりセンター事業及びCR事業については、公益社団法人川崎市医師会が継承し、指定管理事業である川崎市葬祭場管理運営事業については、公益財団法人シルバー人材センターが次期指定管理者として事業承継しました。また出捐金については、出捐者である川崎市、川崎市医師会、神奈川県に出捐金相当額を寄附する方向性を確認しました。 |

| | | | | | |
|----|-------------------|--|--|---------------------|---|
| 42 | (財)川崎市心身障害者地域福祉協会 | 市内の心身障害者とその家族の福祉の向上を図るため、心身障害者の社会参加の促進や更生援護に関する事業を行う法人としての役割を担っていくとともに、法人事業のより一層の安定化や障害者の地域生活支援の向上等を図るため、他団体との統合を含めたあり方について検討し、法人の方向性を決定します。 | 心身障害者の社会参加の促進や更生援護に向けた事業の推進 他団体との統合を含めた方向性の決定 | 区分A 計画期間内に 達成 | ○平成24年度末をもって法人を解散し、法人が実施している事業を社会福祉法人ともかわさきに移管しました。 ○今後は、法人が実施していた事業は、社会福祉法人ともかわさきによって実施します。 |
| 42 | (株)川崎球場 | 富士見公園内の長方形競技場の管理運営については、新スタンド竣工後、指定管理者制度など民間活力を導入することを基本に検討を進めるとともに、富士見周辺地区の再整備の内容により、法人の事業基盤に大きな影響が生じることから、廃止を含めたあり方について検討し、法人の方向性を決定します。 | 長方形競技場の管理運営への指定管理者制度など民間活力の導入検討 廃止を含めた方向性の決定 | 区分A 計画期間内に 達成 | ○富士見公園南側の管理運営にかかる指定管理者制度導入に向け、情報収集や課題の整理検討などを行いました。 ○川崎富士見球場のスタンド整備の進捗及び指定管理者制度導入に伴う当法人への影響について、取締役及び株主への説明を行い、廃止を含めた今後の方向性について検討を進めました。 |
| 42 | (財)川崎市水道サービス公社 | 水道事業の再構築計画に基づく経営の効率化を推進する中で、法人の主たる事業である水道修繕案内事業については、民間活力の導入を含めて検討を進めるとともに、現地調査事業等のその他の事業については、最適な担い手を検証するなど、廃止を含めたあり方について検討し、法人の方向性を決定します。 | 廃止を含めた方向性の決定 | 区分A 計画期間内に 達成 | ○平成23年度に法人の解散について方向性を決定した後、解散に向けた事務手続きを進めるとともに、法人の事業が円滑に新たな担い手へ移行されるよう、事務引き継ぎ等を確実にを行い、平成24年度末をもって法人を解散しました。 ○法人の主たる事業である水道修繕案内事業については、平成25年1月に開設した上下水道お客さまセンターへ業務を移管し、より効率的・効果的に実施しております。 ○法人の解散に伴う清算手続きは、平成25年8月に完了しました。 |

Ⅲ. 施策展開等にあわせて法人形態の見直しを進める法人

| 頁 | 法人名 | 今後の方向性 | 目標(指標) | 達成度合 | 3年間の取組結果 |
|----|-----------|--|--|---------------------|---|
| 42 | 川崎市土地開発公社 | 川崎市住宅供給公社との事務部門の統合を行うなど簡素で効率的な執行体制の構築に向けた取組を進めてきましたが、より一層の効率的・効果的な用地先行取得事業の運営を図るため、用地先行取得3制度の比較検証を行いながら、公社保有土地の処分状況、市の財政負担への影響、今後の市の土地取得計画や公社の経営状況等について検討し、法人の方向性を決定します。 | 用地先行取得3制度の比較検証 公社保有土地の処分状況、市の財政負担への影響、今後の市の土地取得計画や公社の経営状況等についての検討 方向性の決定 | 区分A 計画期間内に 達成 | ○近年の先行取得実績や今後の用地取得需要等を踏まえ、用地先行取得3制度の利点等の比較検証を行い、今後も公社の利点・特徴を活かし、機動的・安定的な公共用地取得に活用していくことを決定しました。 ○市の計画的な再取得により、概ね10年程度で長期保有土地の解消を図り、保有資産の活用や資金調達手法の見直しなどによりさらなる経営改善を進めます。 |

| | | | | | |
|----|---|--|---|---------------------|---|
| 43 | (財)川崎市母子 寡婦福祉協議会 (H25/4~ (一財)川崎市母 子寡婦福祉協議 会) | 市内の母子家庭及び寡婦のため、 単位組織である各地区会の育成を図 りながら、母子家庭及び寡婦の自立 の促進と生活の安定のために必要な 援助を行う法人としての役割を担っ ていくとともに、引き続き経営改善 を進めます。 また、公益法人制度改革への対応 を図る中で、法人の目的や団体規模 等を踏まえて、自立した法人運営や 最適な法人形態を検討し、法人の方 向性を決定します。 | 母子家庭及び寡婦の自 立の促進と生活の安定 に向けた取組の推進 経営改善 公益法人制度改革への 対応 自立した法人運営や最 適な法人形態に係る検 討を踏まえた方向性の 決定 | 区分A 計画期間内に 達成 | ○川崎市母子福祉センター運営事業の受託者として、また、当 事者団体である母子福祉団体として、ひとり親家庭が抱える固 有の悩みや境遇に寄り添って、区役所等関係機関と連携しなが ら、生活支援や就業支援等、ひとり親家庭の自立に向けた支援 を行いました。 ○自立した法人経営を行うため、収益事業の継続的な実施、機 器の契約見直しによる経費削減など経営改善に向けた取組を進 めました。 ○本市の母子寡婦福祉施策における法人の役割と法人事業のあ り方について検討した上で、平成25年4月に一般財団法人へ 移行しました。 |
| 43 | (財)川崎市身体 障害者協会 (H25/4~ (公財)川崎市身 体障害者協会) | 市内の身体障害者の自立更生と福 祉向上のため、身体障害者に対する 援護と福祉に関する事業を行う法人 としての役割を担っていくととも に、障害者自立支援法に基づく障害 福祉サービスの拡充など自主財源の 確保に努め、引き続き経営改善を進 めます。 また、公益法人制度改革への対応 を図る中で、法人の目的や団体規模 等を踏まえて、自立した法人運営や 最適な法人形態を検討し、法人の方 向性を決定します。 | 自主財源の確保 公益法人制度改革への 対応 自立した法人運営や最 適な法人形態に係る検 討を踏まえた方向性の 決定 | 区分A 計画期間内に 達成 | ○平成23年4月から第2期目に入った中部身体障害者福祉会 館の指定管理業務の運営について、川身協事務局通信による身 体障害者へのダイレクトな広報や、聴覚障害者でも受講可能な 手話通訳付きのパソコン教室の開催など障害当事者団体とし ての特性を生かした運営を行いました。 ○指定障害福祉サービスのほか、小杉タイムケアセンター（平 成24年8月開設）や地域相談支援センターすまいる（平成2 5年4月開設）など、児童福祉法や障害者自立支援法（平成2 5年4月から障害者総合支援法）に対応した多様なサービスを 提供し、自主財源の確保を図りました。 ○本市の障害施策に係るニーズを踏まえた事業展開等について 検討を行い、平成25年4月に公益財団法人へ移行しました。 |
| 43 | (財)川崎市公園 緑地協会 (H25/4~ (公財)川崎市公 園緑地協会) | 「緑の基本計画」の方向性を踏ま え、市民との協働による都市緑化の 推進や緑のボランティア活動の支 援・育成を進めるとともに、経費削 減等の取組を推進することによっ て、引き続き経営改善を進めます。 また、公益法人化に向けた取組を 進める一方、ゴルフ場事業及び受託 事業である霊園の管理運営事業につ いては、指定管理者制度など民間活 力を導入することを基本に検討を進 めます。 | 経費削減等による経営 改善 公益法人化に向けた取 組の推進 ゴルフ場事業及び霊園 の管理運営事業への指 定管理者制度など民間 活力の導入検討 | 区分A 計画期間内に 達成 | ○収益事業の安定化を図るため、退職者の不補充による人件費 削減や、便益施設（売店等）に対し、収益増収のための管理・ 指導を行うことにより、経営改善を進めました。 ○公益法人化に向けて、協議・調整を行い、平成25年4月に 公益財団法人へ移行しました。 ○法人が管理運営を行っていた生田緑地ゴルフ場は平成23年 度に条例改正を行い、平成25年4月から指定管理者制度を導 入しました。また霊園についても平成25年度に条例改正を行 い、平成26年4月から指定管理者制度を導入しました。 |

| | | | | | |
|----|---|--|---|-----------------|---|
| 43 | (財)川崎市生涯学習財団 (H24/4~ (公財)川崎市生涯学習財団) | 教育関係団体等との連携・協力を図りながら、市民の主体的な学習活動の支援を進めるとともに、経費削減等の取組を推進することにより、引き続き経営改善を進めます。 また、公益法人化に向けた取組を進める一方、生涯学習施策における民間事業者の活動領域の拡大傾向や指定管理施設の今後の指定動向等を踏まえ、引き続き事業や組織体制のあり方について検討し、法人の方向性を決定します。 | 市民の主体的な学習活動の支援の推進 経費削減等による経営改善 公益法人化に向けた取組の推進 事業や組織体制のあり方検討を踏まえた方向性の決定 | 区分A 計画期間内に達成 | ○学校支援に係る人材の育成とシニア世代の社会参加を広げる取組として、学校教育支援ボランティアを養成し、学校支援センターを窓口として学校へ紹介・派遣する仕組みを構築しました。 ○生涯学習情報収集・提供の実績とノウハウを生かし、メールマガジンの発行やホームページの刷新等を行い、民間学習機関を含めた幅広い情報提供の取組を進めました。 ○自主財源の確保に向けて、電子メールでの貸館受付の開始等により施設稼働率を上げるとともに、生涯学習に関する多彩な体験講座の開設やこども文化センターの職員研修の受託などに取り組みました。 ○生涯学習施策における法人の事業や責任ある経営体制などの検討を行い、平成24年4月に公益財団法人に移行しました。 ○シニア事業、青少年事業、市民アカデミー事業等各事業の実施状況や、指定管理施設の運営状況等を踏まえながら、一層の事業の充実と効率的な組織運営を支援しました。 |
|----|---|--|---|-----------------|---|

IV. 経営改善を進める法人

| 頁 | 法人名 | 今後の方向性 | 目標(指標) | 達成度合 | 3年間の取組結果 |
|----|---|---|--|-----------------|--|
| 43 | (財)川崎市国際交流協会 (H24/4~ (公財)川崎市国際交流協会) | 市民ボランティアや民間交流団体への育成・支援に努め、市民レベルでの国際交流を推進していくとともに、指定管理者として管理する施設の利用料金収入の増加や経費削減等に向けた取組を推進することによって、引き続き経営改善を進めます。 また、公益法人化に向けた取組を進めます。 | 市民レベルでの国際交流の推進 利用料金収入の増加や経費削減等による経営改善 公益法人化に向けた取組の推進 | 区分A 計画期間内に達成 | ○ボランティア研修の開催や民間団体連絡協議会への活動支援などを通して、市民ボランティアや民間交流団体への育成・支援を行い、市民レベルでの国際交流を進めました。 ○指定管理者として国際交流センターの広報の充実等を図り、利用料金収入の増加等、経営改善に取り組みました。 ○平成24年4月に公益財団法人へ移行しました。 |

| | | | | | |
|----|---------------------------------------|---|--|-----------------|---|
| 43 | (公財)かわさき市民活動センター | <p>市民活動団体の自立支援など市民活動の中間支援組織としての役割を担っていくとともに、地域の各種団体等との連携強化を図りながら、こども文化センター（わくわくプラザ事業を含む）の指定管理者として、青少年の健全育成のための支援を推進します。</p> <p>また、賛助会費や寄付金収入など自主財源の拡大に向けた取組や法人全体の中長期的な組織体制のあり方について検討を進めるなど、引き続き経営改善を進めます。</p> | <p>市民活動団体の自立支援等の推進</p> <p>青少年の健全育成のための支援の推進</p> <p>自主財源の拡大や中長期的な組織体制のあり方検討の推進による経営改善</p> | 区分A 計画期間内に達成 | <p>○市内のあらゆる市民活動（団体）の中間支援組織として、会議室、フリースペース等の提供などの「活動資源提供事業」、情報紙の発行やポータルサイトの運営などの「情報提供・啓発事業」、活動団体の実態調査等の「調査・研究事業」、市民活動フェア、交流会等の「交流促進事業」などに取り組むほか、「かわさき市民公益活動助成金」の運営にも取り組みました。</p> <p>○こども文化センター53館（わくわくプラザ101校）の指定管理者として、各館・各施設の地域に即した管理・運営に取り組むとともに、乳幼児親子の交流の場の提供等「地域子育て支援（児童館型）事業」を市内10箇所で開催するほか、中・高生ボランティアや教育実習生等の受入などにも取り組みました。</p> <p>○経営改善に向け、児童厚生員や第三者評価資格者の増員等人的サービスの向上に取り組むほか、職務に応じた手当の創設等人事・給与制度の見直しや、また区役所等との連携強化を図るため、エリアマネージャー制の導入等執行体制の見直しにも取り組みました。</p> |
| 43 | (財)川崎市文化財団 (H24/4～ (公財)川崎市文化財団) | <p>市民の文化活動の振興に努め、文化施設の管理運営や事業企画など本市の文化芸術の振興の一翼を担っていくとともに、各施設の入場者数の増加や経費削減等に向けた取組を推進することによって、引き続き経営改善を進めます。</p> <p>また、公益法人化に向けた取組を進めます。</p> | <p>本市の文化芸術の振興</p> <p>各施設の入場者数の増加や経費削減等による経営改善</p> <p>公益法人化に向けた取組の推進</p> | 区分A 計画期間内に達成 | <p>○市民の創造的な文化芸術活動への支援を行うとともに、夏休み能楽体験・鑑賞教室やかわさき市民アンデパンダン展などの多様な分野の文化芸術事業を実施し、市民文化の創造と文化芸術の振興を進めました。</p> <p>○文化施設（新百合21ホール、川崎能楽堂、アートガーデンかわさき、ラゾーナ川崎プラザソル、アートセンター）の管理運営においては、施設の特徴を活かした効率的・効果的な運営を行い、稼働率の向上に向けた取り組みを進め、アートセンターなどの施設において入場者数が増加しました。</p> <p>○経費削減等による経営改善の一環として、業務に応じた職員配置に見直すなど効率的な執行体制を構築しました。</p> <p>○指定管理業務については、指定管理者（ミュージア川崎シンフォニーホール、川崎市アートセンター）として着実に事業を執行し、効率的な施設の管理運営を行いました。なお、東日本大震災の影響によりミュージア川崎シンフォニーホールは、2年間の休館を余儀なくされましたが、その間、川崎市内の音楽大学や企業の支援を得て代替公演を開催しました。また、平成25年4月1日のリニューアルオープン以降は、世界三大オーケストラ公演等を開催し、世界的評価の音響が復元されたことなどを国内外へ発信しました。</p> <p>○平成25年9月からは、新たに東海道かわさき宿交流館の指定管理者として事業を着実に執行しました。</p> <p>○平成24年4月に公益財団法人へ移行しました。</p> |

| | | | | | |
|----|--|---|---|---------------------|---|
| 44 | かわさき市民放送(株) | 市民ニーズの把握や聴取率の向上に努め、地域情報発信や災害時の情報提供というコミュニティ放送としての役割を担っていくとともに、さらなる経費削減策やスポンサー収入増加策等を盛り込んだ、中長期的な経営計画を策定・公表し、黒字決算の継続と累積損失の解消に向けて、引き続き経営改善を進め、本市に依存しない財務体質の確立を図ります。 | 中長期の経営計画の策定・公表 本市に依存しない財務体質の確立に向けた経営改善 | 区分A 計画期間内に 達成 | ○平成25年度に「経営理念と経営ビジョン」（中長期経営ビジョン）を策定し、ホームページに掲載しました。 ○民間からの収入増に取り組んだ結果、民間売上比率は毎年上昇しました。また、黒字決算の継続で累積損失は着実に減少するなど、本市に依存しない自立的な財務体制の確立を図りました。 |
| 44 | (財)川崎市体育協会 (H23/11～ (公財)川崎市スポーツ協会) | スポーツ指導者の育成・活用に努め、アマチュアスポーツ団体の中核としての役割を担い、市民スポーツ活動の普及・振興及び競技力向上を図っていくとともに、自主事業収入の増加や経費削減等に向けた取組を推進することによって、本市からの補助金の削減を図り、引き続き経営改善を進めます。 また、公益法人化に向けた取組を進めます。 | 市民スポーツ活動の普及振興及び競技力の向上 自主事業収入の増加や経費削減等による補助金の削減及び経営改善 公益法人化に向けた取組の推進 | 区分A 計画期間内に 達成 | ○子どもから大人まで市民のニーズにあったスポーツ活動を推進し、それぞれの事業において、多くの市民にスポーツ活動を提供しました。 ○スポーツ協会が実施している表彰事業や各加盟団体が実施しているジュニア選手強化事業、指導者育成事業により、多くの市民が全国大会や国際大会で活躍するなど競技力の向上を推進しました。 ○自主財源確保については、指定管理施設以外での出前スポーツ教室実施や、民間とのコラボ事業を展開しました。また経費削減については、外部指導者をインリーダーク制（職員が指導者になる）にすることや、電気使用量の契約変更を行い、基本料金の引き下げや大型照明の一部LED化をするなど、自主財源の拡大・経費削減を推進しました。 ○平成23年11月に公益財団法人へ移行しました。 |
| 44 | 川崎市信用保証協会 | 市内中小企業の円滑な資金繰りのための信用補完制度の中核的な役割を担っていくとともに、国の緊急保証により保証債務残高が増加した中、今後の景気動向によっては、代位弁済額が増加し、財務基盤に大きな影響が生じる可能性もあることから、債権の期中管理・回収体制の強化、経費削減や経営の透明性を高めるための取組等を推進することによって、引き続き経営改善を進めます。 | 債権の期中管理・回収体制の強化 経費削減 経営の透明性 | 区分A 計画期間内に 達成 | ○代位弁済移行の判断を早期かつ的確に行い、事前調査により債務者等に見合った回収方針、行動計画を検討後、呼出面接を行うなどにより早期回収の強化に努めるなど債権の期中管理や回収体制の強化を図りました。 ○常勤役員報酬の引き下げを引き続き実施する等経費削減を推進しました。 ○経営計画に対する外部評価委員会の評価を受け、ホームページで公表するなど、財務や運営状況の透明性を向上させました。 |

| | | | | | |
|----|---|---|---|---------------------|--|
| 44 | 川崎アゼリア (株) | 公共地下歩道や公共駐車場を管理し、川崎駅前の商業活性化の中核的な役割を担っていますが、黒字を確保しているものの、減収減益傾向が続いているため、川崎駅東口駅前広場再整備による影響等を踏まえ、収益向上策や経費削減策等を盛り込んだ中長期の経営計画を策定・公表し、引き続き経営改善を進めます。 | 中長期の経営計画の策定・公表 経営改善 | 区分A 計画期間内に 達成 | ○当法人の収益向上策や経費削減などを検討した上で平成25年度に中期経営計画を策定、公表しました。 ○公共地下歩道や公共駐車場を管理し、川崎駅前の商業活性化の中核的な役割を果たすため、入店準備期間の短縮、話題性の高いテナント誘致などにより収益向上を図るなど、経営改善を進めました。 ○主要設備機器の更新として設備更新計画の策定、再編整備事業に伴う階段跡地の店舗化、街内トイレ改修、床石改修、EV4号機更新などを実施し、当該施設利用者の利便性向上と安全・快適な施設の維持管理を進めました。 |
| 44 | 川崎冷蔵(株) | 役員報酬の削減や退職者不補充等による経費削減、市場外事業者への営業活動の強化など稼働率の向上を図ることにより経営改善を進めてきましたが、2010(平成22)年度に策定した中長期的な経営計画に基づき、関係者によるモニタリング委員会を設置し、その進捗等の確認を行いながら、黒字決算の継続と債務超過の解消に向けて、より一層の経営改善を進めます。 | 長期的経営計画の進捗の確認 黒字決算の継続と債務超過の解消に向けた経営改善 | 区分A 計画期間内に 達成 | ○平成22年度に策定した「経営改善基本計画」に基づき、外部委員を交えたモニタリング委員会を設置して、平成26年3月までに8回開催し、外部委員の知見を交え多角的な視点から「経営改善基本計画」の進捗状況を確認することにより、黒字決算を継続するなど、計画に示した目標や取組項目等を着実に実施し債務超過の解消に向けて経営改善に取り組みました。 ○パート・アルバイトの活用を促進し、人件費の削減を引き続き実施するとともに、ホームページで空庫情報を発信し、空き施設の解消に向けた取組などを継続しました。 |
| 44 | (財)川崎市産業振興財団 (H23/8～ (公財)川崎市産業振興財団) | 市内中小企業の育成に努め、市をはじめ関係機関との緊密な連携を保持し、市の産学官ネットワークの核となる中間支援組織及び中小企業者支援のワンストップサービス窓口としての役割を担っていくとともに、本市以外からの収入の増加や経費削減等の取組を推進することによって、引き続き経営改善を進めます。 また、公益法人化に向けた取組を進めます。 | 本市以外からの収入の増加や経費削減等による経営改善 公益法人化に向けた取組の推進 | 区分A 計画期間内に 達成 | ○積極的な企業訪問や専門家の派遣、大学等と連携した産学連携推進事業などの取組により、中小企業支援を行いました。 ○本市以外からの収入の増加に向けて、平成23年度に特許庁の地域中小企業外国出願支援事業で「地域中小企業知的財産戦略支援事業費補助金」を獲得しました。 ○平成24年度に文部科学省の補助事業である「地域資源を活用した産学連携による国際科学イノベーション拠点整備事業」に採択され、平成25年度には、当該事業に関連する独立行政法人科学技術振興機構の「革新的イノベーション創出プログラム事業」及び文部科学省の「大学等シーズ・ニーズ創出強化支援事業」の委託金・補助金も獲得しました。 ○平成23年8月に公益財団法人へ移行しました。 |
| 44 | (財)川崎・横浜 公害保健センター (H24/2～ (公財)川崎・横浜 公害保健センター) | 公害病被認定者の健康回復及び福祉の向上等のために必要な事業を行う法人としての役割を担っていくとともに、公害病被認定者に対する検査・検診実施者数の減少に応じた効率的な運営を図るなど、引き続き経営改善を進めます。 また、公益法人化に向けた取組を進めます。 | 公害病被認定者に対する検査・検診実施者数の減少に応じた効率的な運営 公益法人化に向けた取組の推進 | 区分A 計画期間内に 達成 | ○評議員及び役員等の執行体制の見直しや議題の急・不急に応じて理事会、評議員会の開催を慎重に判断し、開催回数の見直しによる業務執行の効率化、また役員報酬の削減による経費削減など効率的な運営を進めました。 ○平成25年度から着工した大規模修繕については優先順位の高い項目から工事や設備更新を行うなど計画的に実施しました。 ○平成24年2月に公益財団法人へ移行しました。 |

| | | | | | |
|----|--|--|---|---|---|
| 44 | <p>(財)川崎市シルバー人材センター (H24/4~ (公財)川崎市シルバー人材センター)</p> | <p>シニア世代の生きがい、就労の観点から、地域ニーズの多様化に的確に対応しながら、就労機会の提供を行う法人としての役割を担っていくとともに、事業運営手法の見直しや会員数の増加への対応、受注の拡大に向けた取組を推進するなど、引き続き経営改善を進めます。法人運営の必要経費に充てる事務費については、社会情勢及び他都市センターの状況等も踏まえて見直しを検討するなど、自主財源の確保及びより一層の安定的な事業運営に努めます。 また、公益法人化に向けた取組を進めます。</p> | <p>事業運営手法の見直し 会員数の増加への対応 受注の拡大に向けた取組の推進 自主財源の確保及びより一層の安定的な事業運営 公益法人化に向けた取組の推進</p> | <p>区分A 計画期間内に達成</p> | <p>○顧客のニーズ把握と会員との的確なマッチングを図るため、家事援助・子育て支援コーディネーターを新たに設置することで、事業の運営手法を見直しました。 ○就業機会創出員の活動強化や会員によるポスティングなどの取組により、受注件数は平成23年度4,933件、平成24年度7,863件、平成25年度8,412件と順調に業績を伸ばし、自主財源の確保及び安定的な事業運営を進めました。 ○社会経済情勢の変化を踏まえ、事業の更なる充実・強化を図るために策定した「川崎市シルバー人材センター第2次中期計画(平成22~26年度)に基づき、計画的で効率的な運営を行いました。 ○平成24年4月に公益財団法人へ移行しました。</p> |
| 45 | <p>(財)川崎市看護師養成確保事業団 (H24/4~ (公財)川崎市看護師養成確保事業団)</p> | <p>医療関係団体と連携し、医療の高度化に対応できる看護師を育成し看護師確保対策の一翼を担うべく、国家試験合格率や市内医療機関への就職率の向上を図っていくとともに、効率的な財産運用や授業料などの校納金の改定による収入増や競争入札による経費削減等の取組を推進することによって、引き続き経営改善を進めます。 また、公益法人化に向けた取組を進めます。</p> | <p>国家試験合格率や市内医療機関への就職率の向上 効率的な財産運用や授業料などの校納金の改定による収入増 競争入札による経費削減 公益法人化に向けた取組の推進</p> | <p>区分B 当初計画を変更して取組を進め、変更後の計画を計画期間内に達成</p> | <p>○卒業生の市内医療機関への就職率は、平成23年度63%、24年度56.4%、25年度は52.4%でしたが、推薦入学者の数を23年度の16名から25年度は24名に増やすなど就職率向上に向けた取組を進めました。また、国家試験合格率は、23年度96.7%、24年度97.4%、25年度は100%を達成しました。 ○入学検定料・授業料の改定については、応募者数の確保に及ぼす影響が大きいことから、期間内での改定を見送り引き続き検討を継続することとしました。一方で、自主財源確保に向けた取組の重要性を鑑み、再試験の試験受験料を見直しました。 ○当法人の会計処理規則等に基づき、平成24年度から100万円以上の委託業務については競争入札を実施するなど、経費の削減を進めました。 ○平成24年4月に公益財団法人へ移行しました。</p> |

| | | | | | |
|----|---|---|--|-----------------|---|
| 45 | (財)川崎市まちづくり公社 (H25/4~ (一財)川崎市まちづくり公社) | 公共施設の修繕等の設計・工事監理、再開発事業関連施設の管理運営事業など本市のまちづくり施策を補完する公共的な役割を担っていくとともに、優良ビル建設資金等融資事業については、引き続き着実な回収に向けた取組を進めます。 また、これまでの収益確保や経費削減の取組に加え、新たな事業展開を盛り込んだ中長期の経営計画を策定・公表し、公益法人制度改革への対応を図りながら、引き続き経営改善を進めます。 | 本市のまちづくり施策を補完する役割 優良ビル建設資金等融資の着実な回収 中長期の経営計画の策定・公表 公益法人制度改革への対応 経営改善 | 区分A 計画期間内に達成 | ○本市から公共施設の設計・工事監理業務を受託するとともに、再開発事業等に関連して取得した当法人所有施設の管理運営を適切に行いました。また、ハウジングサロンにおいて住宅・マンション管理相談及び耐震相談を受けるとともに、マンション管理セミナーを開催(2回)するなど本市のまちづくり施策を補完する役割を担いました。 ○優良ビル建設資金等融資金を着実に回収しました。 ○経済状況の変化に伴う金利負担や管理関連コスト増等による影響を踏まえた中長期経営計画を策定・公表しました。 ○平成25年4月に一般財団法人へ移行しました。 ○新百合トウェンティワンについては、入居率96%を維持するとともに、管理委託により経費の節減を図りました。またノクティ駐車場については、賃貸借により運営を専門業者に任せることで収入の安定化を図りました。 ○クレール中原の空室についてリノベーション工事を行い、入居が決定するなど安定した賃料収入の確保を図りました。 |
| 45 | 川崎市住宅供給公社 | 本市の住宅施策にあわせた先導的役割を果たす担い手として、今後の事業展開を明確化した中長期の経営計画を策定・公表し、引き続き経営改善を進めます。 また、市営住宅の管理代行については、指定管理者制度に準じたモニタリング・評価を行うとともに、外部の専門家を入れて効果を検証し、より一層の効率的・効果的な管理に向けた取組を進めます。 | 今後の事業展開を明確化した中長期の経営計画の策定・公表 経営改善 市営住宅の管理代行に係るモニタリング・評価及び外部の専門家による効果検証の実施 | 区分A 計画期間内に達成 | ○平成24年3月に策定・公表した中長期経営計画(平成24年度~平成33年度)に基づき、賃貸住宅経営管理相談事業の充実、住みかえ相談窓口の整備、高齢者向け優良賃貸住宅の建設事業の着手、公社所有物件の創エネ・省エネモデル事業の導入等により経営改善を進めました。 ○市営住宅の管理については、本市職員によるモニタリング及び評価を行い、第6次川崎市住宅政策審議会に付議をしました。審議会において管理代行について審議が行われ、5年間(平成24年度~28年度)の継続について承認を受けました。また、適切な入居管理を行うべく高額所得者への迅速な対応や、募集期間中の土日窓口開設等の市民サービスの向上を進めました。 ○人材育成については、平成24年3月に策定した人材育成計画に基づき職務に応じた研修の実施等を計画的に実施しました。 |

| | | | | | |
|----|----------------------------------|--|--|---|---|
| 45 | みそのくち新都市(株) | 厳しい社会経済状況の中で黒字計上継続のため、収益向上策や経費削減策等を盛り込んだ中長期の経営計画を策定・公表し、引き続き経営改善を進めます。 | 中長期の経営計画の策定・公表 経営改善 | 区分A 計画期間内に達成 | ○ノクティ施設全体の適正・的確・公正な管理運営の遂行、魅力ある商業施設として更なる溝口駅前周辺地区の商業振興及び地域コミュニティの発展に寄与するため、中期経営計画を策定・公表しました。 ○再開発事業の成果を継承発展させる第3セクターとして、地元組織と親密に連携し、市民コンサートやキラリデッキイルミネーションなど各種イベントを開催し、地域の絆づくりに積極的に参画しました。 ○近隣での大型商業施設の開設などによる狭商圈化進行と競争激化の中、SNS、既存の販促媒体による顧客の来客頻度のアップや新規顧客の獲得、新規テナントの導入、カード売上の向上などに取り組んだ結果、テナント売上高は3年連続で前年を上回りました。また、16期連続で黒字決算を達成しました。 |
| 45 | 川崎臨港倉庫(株) (H25/9～川崎臨港倉庫埠頭(株)) | 2010(平成22)年度に策定した本市の「川崎港千鳥町再整備計画」を踏まえて、収益向上策や経費削減策等を盛り込んだ中長期の経営計画を策定・公表し、引き続き経営改善を進めます。 | 中長期の経営計画の策定・公表 経営改善 | 区分E 計画期間内の達成ができず、今後も検討を進める | ○「川崎港千鳥町再整備計画」と協調した新施設の建設計画を進め、当初の計画どおり平成26年10月に竣工予定となりました。 ○第4次改革プランの策定時には計画していなかった川崎港コンテナターミナル管理運営を平成26年度から始めること、平成28年中に東京、横浜両港埠頭株式会社とともに港湾運営会社としてコンテナターミナル運営事業の経営統合を行う予定であることなど、未確定事項が多く、将来予測が困難なことから、第4次改革プランの計画期間中に中長期の経営計画を策定することはできませんでしたが、法人に係る社会状況の変化に対応しながら、引き続き、中長期の経営計画の策定・公表に向けた検討を行い、経営改善を進めていきます。 |
| 45 | かわさきファース(株) | 総合物流拠点地区の核となる施設の管理運営主体として、引き続き事業効果を発揮していきます。 また、土地使用料の免除が終了した2010(平成22)年度以降も、引き続き黒字決算を継続し、累積損失の早期解消に努め、収益向上策や経費削減策等を盛り込んだ中長期の経営計画を策定・公表し、さらなる経営改善を進めます。 | 総合物流拠点地区における事業効果の継続 黒字決算の継続 中長期の経営計画を策定・公表 経営改善 | 区分D 当初計画を変更して取組を進め、計画期間内の達成はできなかったものの、達成時期の見込みは立っている | ○東扇島総合物流拠点地区の既存の中核企業として、総合物流拠点地区を取り巻く諸問題に取り組むため、平成24年3月に市とともに同地区進出企業で構成される協議会を立ち上げ、同地区への通勤環境等の改善等に取り組み、川崎駅発の市営バスの増便、横浜駅発の民営バスの新路線が開設しました。 ○物流施設の運営については、平成15年度から続く黒字決算を継続しました。 ○収益向上策や経費削減策等を盛り込んだ中長期の経営計画については、建屋及び施設の補修等の調査、検証に時間を要したため、期間内に計画策定ができませんでしたが、平成26年度内に策定、公表を行い、さらなる経営改善を進めていきます。 |

| | | | | | |
|----|---|--|--|---------------------|--|
| 45 | (財)川崎市消防防災指導公社 (H25/4～ (公財)川崎市消防防災指導公社) | 消防防災に関する普及啓発など本市消防施策の補完的・事業や東京湾アクアラインの消防用機材の管理など広域的な事業等を実施していくとともに、経費削減等の取組を推進することによって、債務超過の解消に向けて、より一層の経営改善を進めます。 また、公益法人化に向けた取組を進めます。 | 本市消防施策の補完的・事業の実施 債務超過の解消に向けた経営改善 公益法人化に向けた取組の推進 | 区分A 計画期間内に 達成 | ○火災予防広報用品を作成・配布等の消防防災に関する普及啓発活動や各種講習会の開催など本市の消防施策を補完する事業を実施しました。 ○中長期の事業見通し及び資金計画を精査するとともに、消防用機材管理事業に係る資金の会計処理の適正化や適正な資金の運用管理を進めるなど、債務の整理に向けて経営改善及び調整を進めました。 ○平成25年4月に公益財団法人に移行しました。 |
| 45 | (財)川崎市学校給食会 (H24/4～ (公財)川崎市学校給食会) | 学校給食物資調達業務を効率的・効果的に実施するための手法について中長期的な観点から検討を行うとともに、給食費の未納金への対応を含めた管理体制の構築や経費削減等の取組を推進することによって、引き続き経営改善を進めます。 また、公益法人化に向けた取組を進めます。 | 学校給食物資調達業務の効率的・効果的な実施手法の検討 給食費の未納金への対応を含めた管理体制の構築 経費削減 公益法人化に向けた取組の推進 | 区分A 計画期間内に 達成 | ○他都市における学校給食物資調達業務の実施手法等の実態把握を参考に、効率的・効果的な手法の検討を進めました。 ○学校納入物資の確認検査を継続実施するとともに、物資の規格衛生検査を行い、安全安心な給食物資の確保により、安定したレベルの給食物資を供給しました。 ○平成23年度から学校相談員を配置し未納者への相談体制を強化しました。 ○公益財団法人化に伴い、法人の事業規模に応じて、役員等の定数を見直すなど経費削減を進めました。 ○平成24年4月に公益財団法人へ移行しました。 |

取組Ⅱ 組織力の強化に向けた取組
組織マネジメント強化の取組

| 頁 | 取組事項 | 取組の概要・方向性 | 目標(指標) | 達成度合 | 3年間の取組結果 |
|----|----------------------|---|---|---------------------|--|
| 47 | 人事評価を活用した組織マネジメントの推進 | 人事評価のプロセスを通じた評価者による日常的な組織マネジメントの強化に向けて、目標管理委員会等を通じて評価者へ引き続き指導を行うとともに、能力と実績に基づく人事管理の推進に向けた取組を行います。 | 評価者による日常的な組織マネジメントの強化 能力と実績に基づく人事管理の推進 | 区分A 計画期間内に 達成 | ○日常的な組織マネジメントの強化に向けて、目標管理委員会等を通じて評価者への指導を行いました。 ○評価者を対象に評価者研修を実施するなど、適正な能力・実績評価への取組を推進しました。また、評価結果を昇給や勤勉手当等に反映しました。 |
| 47 | マネジメント能力向上に向けた取組 | 管理監督者のリーダーシップの発揮やコーチングのスキル獲得等のマネジメント能力向上に向けた研修を強化するとともに、職務遂行を通じた人材育成(OJT)を推進します。 | マネジメント能力向上に向けた研修の強化 職務遂行を通じた人材育成(OJT)の推進 | 区分A 計画期間内に 達成 | ○管理・監督者向けの全ての階層別研修において、マネジメント能力の向上に向けた研修科目を設定し、それぞれの階層に必要な考え方やスキル等を修得するための機会を設けました。 ○「人材育成シート」の活用のほか、平成24年度に「職場における人材育成の手引き」「OJTノート」等を作成し、新規採用職員等に対する効果的なOJTの取組を推進しました。 |

| | | | | | |
|----|------------------------|---|----------|-----------------|--|
| 47 | 組織マネジメント強化に向けた組織機構の見直し | 意思決定の迅速化、事務効率の向上、責任所在の明確化等の視点に基づく組織機構の見直しについて、引き続き進めます。 | 組織機構の見直し | 区分A 計画期間内に達成 | <p>○組織整備においては、「意思決定の迅速化、事務効率の向上、責任所在の明確化等の視点」を踏まえて取り組んでいます。</p> <p>○各年度において、主に次の組織整備により組織マネジメントの強化を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度：東日本大震災を踏まえて区役所におけるリスクマネジメントの強化を図るため、副区長直轄の組織としての危機管理担当の設置など ・平成25年度：多職種協働による専門的な支援を総合的に提供できる体制として、区役所の保健福祉センターへの児童家庭課の設置など ・平成26年度：保健・医療・介護の連携強化に向けた地域包括ケア推進室の設置をはじめ、建設緑政局緑政部やまちづくり局指導部の再編など |
|----|------------------------|---|----------|-----------------|--|

職員の能力が十分に発揮できる環境づくりの推進

| 頁 | 取組事項 | 取組の概要・方向性 | 目標（指標） | 達成度合 | 3年間の取組結果 |
|----|-------------------------|--|--|-----------------|--|
| 48 | 健康に働くためのメンタルヘルス対策の推進 | 健康に働くためにメンタルヘルスの正しい知識の啓発やセルフケアを支援する等の1次予防対策を充実するとともに、リワーク研修センターでの再発予防を含めた復職支援体制を強化する等の総合的なメンタルヘルス対策を推進します。 | 総合的なメンタルヘルス対策の推進 | 区分A 計画期間内に達成 | <p>○職員自らがストレスを予防軽減し、対処する「セルフケア」や職場の環境改善と職員への相談や対応を行う「ライン（管理監督者）によるケア」を特に重点項目として推進してきました。セルフケアと職場環境改善のためにストレスチェックを行ってきました。また、管理監督者研修や人材育成課と連携し効率的・体系的な研修を実施してきました。職員向けのセルフケアのための冊子「こころと身体のセルフケア」の作成、職員月報「れいんぼう」への定期掲載などでメンタルヘルスに関する健康情報を発信してきました。</p> <p>○療養中の職員、主治医向けにそれぞれの役割と具体的な取組方法を明記した「療養・復職ハンドブック」「川崎市職員療養・復職の手引」を作成し、研修やメンタルヘルス関係部署のホームページなどで、周知・活用を図りました。</p> <p>○冊子「管理監督者のためのメンタルヘルス対策の手引」を作成し職場環境づくり及び早期の相談を促すなどの取組を進めてきました。特に再発予防のために産業医による復職前、復職後の定期的なフォロー面談を確実に実施するとともに、職場や関係課と調整を行いながら復職支援体制を強化するなど総合的なメンタルヘルス対策を実施してきました。</p> |
| 48 | ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識改革 | 育児休業制度等の取得促進に向けた職場環境を整備するとともに、ノー残業デーの徹底やワーク・ライフ・バランスデー等を通じて職員一人ひとりの意識改革を推進します。 | <p>育児休業等の取得促進に向けた職場環境の整備</p> <p>職員一人ひとりの意識改革</p> | 区分A 計画期間内に達成 | <p>○「職員子育て応援ガイドブック」の配布や各種研修等のあらゆる機会を通じて川崎市次世代育成支援対策特定事業主行動計画について周知を図りました。また、ワーク・ライフ・バランスデーを設定し、職員が自らの仕事と生活の調和について考える機会としたほか、業務管理者及び男性職員を対象としたワーク・ライフ・バランス研修を毎年実施し、職員の意識改革を図りました。</p> |

職員の人材育成のさらなる推進

| 頁 | 取組事項 | 取組の概要・方向性 | 目標（指標） | 達成度合 | 3年間の取組結果 |
|----|-----------------------------|--|--|-----------------|--|
| 50 | 多様で有為な人材の確保 | 本市が求める多様な資質と能力をもった人材を確保するために、職員採用において、受験者確保に向けた広報を充実させるとともに、採用試験では面接技法の高度化へ対応するなど取組を推進します。 | 受験者確保に向けた広報の充実 面接技法の高度化への対応 | 区分A 計画期間内に達成 | ○本市が求める人材の確保に向けて、職員採用パンフレットを作成し、職員採用説明会及び大学等への訪問説明会を実施しました。 ・職員採用説明会（毎年実施・3月開催） ・訪問説明会（平成23年度23回、平成24年度20回、平成25年度24回） ○採用試験においては、人物面を重視した採用を行うため、面接員を対象に外部講師を招いて面接技法講習会を毎年実施し、面接員の能力向上を図りました。 |
| 50 | 人事評価を活用した人材育成の推進 | 職員個々の能力を開発するために人事評価結果等を活用した職員研修を実施するとともに、人事評価のプロセスを通じて効果的な人材育成が図れるよう面談能力等の評価者のスキルアップに関するより実践的な研修を実施します。 | 人事評価結果等を活用した職員研修の実施 評価者のスキルアップに関するより実践的な研修の実施 | 区分A 計画期間内に達成 | ○前年度の人事評価結果等を参考に、各職場での人材育成に関する取組等を「人材育成シート」に設定し、各職場におけるOJTや必要に応じて職場外研修を受講させるなど、職員個々の状況に応じた能力開発を推進しました。 ○評価者を対象に、人事評価制度の意義、組織目標設定上の工夫、目標設定時の部下との面談方法などについて、実務的な内容も交えて、スキルアップにつながる実践的な研修を実施しました。 |
| 50 | 若手・女性人材等、能力や状況に応じた積極的な育成・登用 | 職員の個性や能力が十分に発揮できるよう、一人ひとりの状況に応じた柔軟な育成に取り組むとともに、若手・女性・障害のある職員の積極的な登用を推進するために、能力・意欲に応じたキャリア形成を支援します。また、障害のある職員への人的及び物的な環境整備についても推進します。 | 一人ひとりの状況に応じた柔軟な育成 能力・意欲に応じたキャリア形成の支援 障害のある職員への人的・物的な環境整備 | 区分A 計画期間内に達成 | ○「第3次人材育成基本計画」及び「局別人材育成計画」に基づく取組により、職場実態に即した柔軟できめ細やかな人材育成を着実に推進しました。 ○一般職員向けの階層別研修において、キャリア形成に関する科目を設定し、自身のキャリアを考える機会を設けました。また、新任係長研修においては、部下のキャリアデザイン支援に必要なスキルを修得するための科目を設けました。 ○各職場において「人材育成シート」及び「職場情報シート」を作成し、公開することで、自己のキャリア形成を支援しました。 ○若手職員の管理職登用（課長昇任選考試験）を実施しました。 ・平成23～25年度の配置数 平成23年度6名、平成24年度5名、平成25年度5名 ○女性職員の能力に応じて、女性管理職の積極的な任用を行いました。 ・管理職に占める女性の割合 平成23年4月 13.4%→平成26年4月 15.8% ○障害のある職員が安心して働き続けられる職場環境を作るため、引き続き人的及び物的な環境整備を行いました。 |

| | | | | | |
|----|-----------------------------|---|--|-----------------|---|
| 50 | 高い公務員倫理と厳正な服務規律の確立 | 市政に対する信頼を確保するために、職員一人ひとりが高い公務員倫理と厳正な服務規律を保持するための意識啓発や注意喚起等を継続的に行うなど、必要な取組を推進します。 | 意識啓発や注意喚起等の継続的な実施など | 区分A 計画期間内に達成 | ○高い公務員倫理と厳正な服務規律の確立については、計画期間中において、服務に関する研修の実施や依命通達の発出、不祥事防止委員会の開催、自主考査の実施などを継続的に行い、職員に対し、必要な意識啓発や注意喚起等を図りました。 |
| 50 | 専門的な能力の向上と一人ひとりのキャリアデザインの推進 | 市民ニーズに的確に対応するため、高度な専門知識や能力の向上を図りながら、専門性や専任性を重視した複線型人事制度の適正な運用を図るなど職員一人ひとりのキャリアデザインを推進します。 | 職員一人ひとりのキャリアデザインの推進 | 区分A 計画期間内に達成 | ○人事異動自己申告書のキャリアプランを踏まえた適材適所の人事異動を実施しました。 ○複線型人事制度については、専門的な知識や経験を持つ人材を配置・育成することが必要な職務分野について、専任職及び専門職を配置しました。 ・専任職 平成23年度 32名→平成26年度 35名 ・専門職 平成23年度 5名→平成26年度 6名 |
| 50 | 効果的な研修制度の確立 | 地方分権時代の課題に対応できる人材の育成に向けて、効果的かつ体系的な職員研修制度に再編整備するとともに、職員の意欲や能力に応じたより実践的な研修を推進します。 | 効果的・体系的な職員研修制度への再編整備 職員の意欲や能力に応じたより実践的な研修 | 区分A 計画期間内に達成 | ○「第3次人材育成基本計画」に掲げられた職員研修方針に基づき、職員のキャリアステージや職位における基本的な意識について確認し、必要な知識やスキルを身につけることを目的とする「階層別研修」の実施や職員の能力や組織ニーズに合わせた「希望受講型研修」の実施など、より効果的な研修体系に再編・整備しました。 ○入庁3年目までの職員をキャリアステージⅠ（重点取組期間）と位置付け、新規採用職員研修等の職場外研修とOJTとを連携させる仕組みを整備しました。 |
| 50 | 主体的な職務遂行と風通しのよい組織風土づくり | 職員一人ひとりが市政に対する主体的な意識をもち、事務改善や企画立案に積極的に取り組む意識を醸成するとともに、組織や職位を超えた情報共有化が図られる風通しのよい組織風土づくりを推進します。 | 事務改善や企画立案に積極的に取り組む意識の醸成 風通しのよい組織風土づくり | 区分A 計画期間内に達成 | ○市長・副市長とのオフサイトミーティング、チャレンジ☆かわさき選手権、職員の声などの職員の意識向上に資する取組を継続的に実施しました。 ○既存の職員提案制度を検証し、「全員参加の職員提案制度」をコンセプトに見直しを実施し、アイデア提案部門と職場提案部門を新設し平成25年度から新制度の運用を開始しました。 |

取組Ⅲ 市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会づくり
 具体的な実践の取組
 (1) 区役所機能の強化と執行体制の確立に向けた取組

| 頁 | 取組事項 | 取組の概要・方向性 | 目標(指標) | 達成度合 | 3年間の取組結果 |
|----|---------------------------|--|------------------------|-----------------|---|
| 53 | 区役所機能の強化に向けた取組の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・区における地域課題の特性に応じた執行体制の整備 ・子ども・高齢者・障害者などの施策の充実に向けた執行体制の整備 ・区予算の充実など、区長権限のより一層の強化に向けた取組の推進 | 執行体制の整備 区長権限の強化 | 区分A 計画期間内に達成 | <ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災を踏まえて区役所におけるリスクマネジメントの強化を図るため、副区長直轄の組織として危機管理担当を設置しました。 ○地域における身近な相談機関である区役所保健福祉センターにおいて、多職種協働による専門的な支援を総合的に提供できる体制を整備するため、児童家庭課を設置しました。 ○高齢化の進展による要介護高齢者の増加や障害者支援ニーズの拡大に的確に対応するため、高齢者支援と障害者支援が相互に連携を強化していく必要があることから、高齢・障害課を設置しました。 ○「川崎市地域課題対応事業実施要綱」に基づき、区予算の充実・区長の議会出席の拡充(予算審査・決算審査特別委員会への出席)など、区長権限のより一層の強化に向けた取組を推進しました。 |
| 53 | 地域における課題解決や協働の担い手となる職員の育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・「人材育成基本計画」や「区人材育成計画」に基づく人材の育成 ・実践の場や研修等を通じた、市民との協働の担い手としての人材の育成 | 人材の育成 | 区分A 計画期間内に達成 | <ul style="list-style-type: none"> ○「第3次人材育成基本計画」及び「区役所人材育成計画」に基づき、各職場におけるOJTにより実践的な人材育成を推進するとともに、区役所においては接遇研修指導者を中心に「区役所サービス向上指針」の考え方を踏まえた研修を実施するなど、区役所サービスの向上と連携した取組を行いました。 ○様々な研修の機会を捉え、自治基本条例の理念に関するテーマの研修や特定非営利活動法人(NPO)への派遣研修など体験型の研修を実施しました。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・地域における課題解決を通じた、保健福祉分野における専門職の専門性をより一層向上させていく取組の推進 | 保健福祉分野における専門職の専門性の向上 | 区分A 計画期間内に達成 | <ul style="list-style-type: none"> ○第3次人材育成基本計画を着実に推進するために下記取組を実施しました。 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉職・心理職・保健師職の人材育成プログラムを本格実施するとともに、専門性をより向上させるためにキャリアラダー及びジョブローテーションの参考指針を策定しました。 ・全栄養士を対象に人材育成プログラムを試行実施しました。 ・保育士の人材育成をすすめるため、「保育士等専門職人材育成のあり方」を改訂しました。 ・リハビリテーション専門職の人材育成を進めるため、「リハビリテーション専門職人材育成のあり方」を改訂しました。 |

(2) 地域人材の発掘や育成に向けた取組

| 頁 | 取組事項 | 取組の概要・方向性 | 目標（指標） | 達成度合 | 3年間の取組結果 |
|----|------------------|---|-------------------|-----------------|---|
| 53 | 地域における諸活動の担い手の育成 | ・市民館等の、区が管理運営を担う地域に身近な施設等を効果的に活用した地域人材の育成や活動の場の提供 | 地域人材の育成・活動の場の提供 | 区分A 計画期間内に達成 | ○市民の方や市民活動団体が学び、楽しみ、活動するとともに、地域づくりや市民活動において活動の成果等を発揮することができるよう、市民館等が市民活動の育成や活動の場の提供を行いました。 |
| | | ・地域の子育て支援に関わるボランティアや活動リーダー等の養成 | ボランティアや活動リーダー等の養成 | 区分A 計画期間内に達成 | ○「こんにちは赤ちゃん事業」における訪問員の養成を各区で実施し、登録訪問員数は796名となりました（平成26年4月1日現在）。 ○各区で研修会を開催し、地域の子育てアドバイザーとして活躍する人材や乳幼児健康診査におけるボランティアなどを養成しました。また、ボランティアのスキルアップやネットワーク化のための交流会も実施しました。 ○今後も引き続き、研修会や交流会などを通じて、人材の育成と資質の向上、グループのネットワーク化などを図り、地域の育児力の向上に努めます。 |
| | | ・高齢者支援をはじめとする地域の身近な保健・福祉活動の担い手として活動する人材の育成 | 人材の育成 | 区分A 計画期間内に達成 | ○地域の中で支援を必要としている個別ケースに対応できるよう、地域のキーパーソンや関係機関と連携して総合的な支援を図るために必要なコーディネート能力やネットワーキング能力を身に付けるための「地域福祉コーディネート技術研修」を3年間で15回実施し、372名が受講しました。 |
| | | ・各種ボランティア活動に対する支援 | ボランティア活動に対する支援 | 区分A 計画期間内に達成 | ○全市の市民活動の中間支援組織に位置付けている「（公財）かわさき市民活動センター」により、公益活動に対する助成金や各種講座や研修会の開催、活動に関する相談業務等を実施しました。 ○「NPO応援ガイド」の発行やイベントでの活動PR等を通じてボランティア活動への参加や寄附の促進に向けた取組を実施しました。 |
| 54 | 町内会・自治会の活性化支援 | ・新たに転入した住民と地域の町内会・自治会等が連携した地域コミュニティの活性化に向けた取組 | 地域コミュニティの活性化 | 区分A 計画期間内に達成 | ○新たに転入した住民等が町内会・自治会に関心を持ち、その活動に参加していただくきっかけとなるよう、町内会・自治会の活動を紹介するポスター・チラシを作成しました。 ○市内の全町内会・自治会に対し、当該ポスター・チラシの活用を呼びかける文書を送付し、希望する団体に配布しました。 新規住民への訪問時などに活用していただくことで活動への参加を促し、新規住民と連携して地域コミュニティの活性化が図れるよう、町内会・自治会の自主的な取組を支援しました。 |

| | | | | | |
|----|------------------------------|--|--------------------------------------|-----------------|--|
| 54 | NPO法人をはじめとした市民活動団体の設立支援・活動支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域における子育てや福祉を担う団体の設立支援・活動支援 | 設立支援・活動支援 | 区分A 計画期間内に達成 | ○地域において子育てを保護者自身が相互に協力しあいながら行う自主保育グループに対し、その活動費の支援を行いました。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・総合型スポーツクラブの設立支援・活動支援 | 設立支援・活動支援 | 区分A 計画期間内に達成 | ○平成24年度に総合型地域スポーツクラブ未設置区であった川崎区、宮前区にて新規に設立され、各区に一つ以上総合型地域スポーツクラブが設置されました。 ○既存クラブ及び準備クラブに対して川崎市総合型地域スポーツクラブ育成連絡協議会を開催し、各クラブの運営上の課題や解決に向けた情報共有を行い、活動支援を実施しました。 ○川崎市ホームページに総合型地域スポーツクラブのページを作成し、市内の各クラブの情報を掲載し、また市政だより区版にて教室案内を掲載するなど広報活動による支援を実施しました。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・公園管理運営協議会の設立支援・活動支援 | 設立支援・活動支援 | 区分A 計画期間内に達成 | ○平成23年度から平成25年度の3か年で新たに63公園に公園管理運営協議会を設立しました。また、公園緑地の維持活動のための支援として平成23年度から剪定講習会を実施し、平成25年度までに計48回開催するとともに、公園管理運営協議会向けの剪定工具の貸出の充実を図りました。 |
| 54 | 事業者や大学と地域の連携促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域社会の一員としての事業者や大学と地域の交流促進 ・事業者や大学の地域貢献活動に係る情報の発信 | 事業者や大学と地域の交流促進 地域貢献活動に係る情報の発信 | 区分A 計画期間内に達成 | ○事業者や大学と地域の交流促進 <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年7月、新たに「日本女子大学と川崎市との連携・協力に関する基本協定」を締結し、日本女子大学の学生による学校教育ボランティア等を実施しました。 ・平成24年度には、川崎読売会、東京新聞川崎東京会、日本郵便株式会社と包括協定を締結し、本市が抱える地域課題の解決や施策目標の実現に向けた取組を推進しました。 ・平成25年度には、イオン株式会社、大和ハウス工業株式会社、富士通株式会社、川崎信用金庫と包括協定を締結し、本市が抱える地域課題の解決や施策目標の実現に向けた取組を推進しました。 ・平成23年度以前に包括連携協定を締結している大学及び事業者とは、引き続き地域と連携した取組を推進しました。 ○地域貢献活動に係る情報の発信 <ul style="list-style-type: none"> ・「地域課題解決に向けた大学の取組」をテーマにフォーラムを開催し、大学と地域の連携活動を広く市民に周知しました。 |

(3) 多様な主体の参加と協働による課題解決に向けた取組

| 頁 | 取組事項 | 取組の概要・方向性 | 目標（指標） | 達成度合 | 3年間の取組結果 |
|----|------------------|---|------------------------|-----------------|--|
| 54 | 地域防災力の向上と防犯対策の推進 | ・自主防災組織を中心に関係機関・団体との連携による地域防災力の強化 | 地域防災力の強化 | 区分A 計画期間内に達成 | ○地域防災力の向上を図るため、毎年、自主防災組織の育成に向けて自主防災組織連絡協議会と連携して区ごとにリーダー等養成研修を開催するとともに、市民向けの啓発事業として「ぼうさい出前講座」や「こども防災塾」、「防災シンポジウム」等を開催して啓発活動を実施したほか、住民、防災関係機関等との連携による実践的な総合防災訓練や、津波避難、帰宅困難者対策等の訓練を実施しました。 |
| | | ・警察等の関係機関や町内会・自治会等との連携による地域防犯活動の拡大・ネットワーク化などの推進 | 地域防犯活動の拡大・ネットワーク化などの推進 | 区分A 計画期間内に達成 | ○防犯対策については、区内での防犯活動を推進・実施している「各区安全・安心まちづくり推進協議会」や「川崎市安全・安心まちづくり推進協議会」を中心に関係機関等と連携を図り、推進協議会の基本方針・推進計画の取組を継続して推進しました。 ○防犯診断・パトロール及び犯罪被害者等支援相談の広報・啓発を行い、区役所等での防犯診断の出張相談の実施回数が増加などを行いました。また、防犯灯整備等の地域における防犯対策の推進についてもLED防犯灯の設置促進など継続して取組を進めました。 |
| 54 | 地域における放置自転車対策の推進 | ・商店街や自治会・町内会、近隣小中学校PTA等と連携した継続した啓発活動等の推進 | 啓発活動等 | 区分A 計画期間内に達成 | ○商店街や自治会・町内会等と連携し、街頭キャンペーンなど啓発活動等を行いました。 |
| 54 | 地域における高齢者支援の推進 | ・地域福祉の担い手としての老人クラブや町内会・自治会、NPO法人等との連携による、高齢者同士の交流・支え合いなどの推進 | 高齢者同士の交流・支え合いなど | 区分A 計画期間内に達成 | ○地域の老人クラブが行う高齢者同士の交流・支え合いを目的とした社会活動やいざが、健康づくり活動、友愛活動等に対して、内容に応じた適切な支援を行いました。 |
| | | ・身近な地域交通の実現に向けた、地域住民の主体的な取組に基づくコミュニティ交通の継続的推進 | コミュニティ交通の継続的推進 | 区分A 計画期間内に達成 | ○平成23年度に本格運行を開始した高石地区においては、利用者調査を行うなど、継続的な運行に向けた取組を進めました。 また、平成25年には、長尾台地区において試行運行を実施し、地域住民によるコミュニティ交通導入の取組を推進しました。 ○平成26年3月に『地域交通の手引き』を改訂し、地域特性を踏まえたコミュニティ交通の導入や、継続的な運行に向けた取組を推進する内容を追加しました。 |

| | | | | | |
|----|------------------------|--|--------------------------|-----------------|--|
| 54 | 総合的な子ども支援の推進 | ・保育所・幼稚園や学校など、子育てなどに係る区内の関係機関と連携した子ども支援施策の推進 | 関係機関と連携した子ども支援施策の推進 | 区分A 計画期間内に達成 | ○幼稚園教諭、保育所保育士、小学校教諭を対象にした幼児教育研修会や、就学にむけての保護者向け講演会を開催しました。 ○幼保小連携にかかわる事業の連絡調整会議を開催し、区役所・教育委員会・こども本部での連携を図りました。 |
| 54 | 環境、地域緑化に向けた取組の推進 | ・ヒートアイランドなど地域での環境問題に対する地域・事業者・行政の一体的な取組による地球温暖化防止策の実施や意識啓発の推進 | 地球温暖化対策の実施、意識啓発 | 区分A 計画期間内に達成 | ○カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略を推進する組織として設立した「CC川崎エコ会議」のネットワークを活かし、理事会やシンポジウム等での情報発信を通じて、市民、事業者、行政が一体となった地球温暖化対策を進めました。 ○地球温暖化防止活動推進センターや地域における地球温暖化対策の推進リーダーである地球温暖化防止活動推進員と協働し、地域におけるイベントや出前講座の開催など普及啓発に取り組みました。 |
| 54 | 地域資源を活かしたまちづくりの推進 | ・観光協会等との連携による、地域資源を活用した地域の魅力を発信する取組の推進 | 地域資源を活用した地域の魅力の発信 | 区分A 計画期間内に達成 | ○市内の観光資源等のより効果的なPRのため、観光パンフレット「川崎日和り」及び観光協会ホームページ等の情報を適宜更新し外国語版を作成するなど、地域の魅力発信力を強化しました。 ○工場夜景やカワサキハロウィン等、地域の観光資源を組み込んだツアーを旅行会社へ提案し商品化につなげるなど、民間事業者による観光事業の推進を実現しました。 ○三浦市等と連携し、東北地方、九州地方等の中学・高校を対象とした教育旅行誘致活動を行いました。 ○近隣都市と連携し、海外旅行博への出展を行うなど、外国人観光客誘客に向けたプロモーション活動を実施しました。 |
| | | ・公園を活用した地域主体の地域コミュニティの活性化に向けた取組の推進 | 公園を活用した地域主体の地域コミュニティの活性化 | 区分A 計画期間内に達成 | ○地域コミュニティの活性化、次世代育成の場づくりなどを進めるために公園を活用した取組を進めました。 〔主な取組〕 ・冒険あそび場活動支援事業（宮前区） ・公園を拠点としたコミュニティづくり推進事業（多摩区） |
| 54 | スポーツを通じた地域活性化とまちづくりの推進 | ・地域のスポーツ・レクリエーション団体との連携や区のスポーツ資源の活用を通じたさまざまな取組による地域の活性化や魅力あるまちづくりの推進 | 地域の活性化、魅力あるまちづくり | 区分A 計画期間内に達成 | ○平成24年9月に、「川崎でスポーツを、スポーツで川崎を、もっと楽しく」を基本理念とする「川崎市スポーツ推進計画」を策定しました。 ○「川崎市スポーツ協会」、「川崎市レクリエーション連盟」等のスポーツ・レクリエーション団体と連携し、「川崎国際多摩川マラソン大会」や「全国一斉『あそびの日』」を開催するなど、地域の活性化や魅力あるまちづくりを進めました。 |

| | | | | | |
|----|------------------|---|---|-----------------|---|
| 55 | 商店街と連携したまちづくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・区の長所や特徴を活かした商店街との連携による地域のまちづくりの推進 | 地域のまちづくりの推進 | 区分A 計画期間内に達成 | <p>○地域における交流の場の提供や賑わいの創出など、商店街と連携し、地域の特徴を活かしたまちづくりの取組を進めました。</p> <p>〔主な取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街と連携したまちづくり推進事業（中原区） ・多摩区子育て支援パスポート事業（多摩区） |
| 55 | 区における市民活動支援の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・支所・出張所等における市民活動支援機能の充実 ・市民提案型事業の推進 ・市民館等における地域の課題解決に向けた事業の推進 ・小中学校等、地域の資源を活用した市民活動の場の提供 | <p>市民活動支援機能の充実</p> <p>市民提案型事業の推進</p> <p>市民活動の場の提供</p> | 区分A 計画期間内に達成 | <p>○橋出張所及び向丘出張所において、市民活動支援スペースの整備拡充を図り、運用しました。</p> <p>○「協働型事業のルール」に基づき、各区における地域課題解決等のため、市民提案型事業が実施されました。</p> <p>○地域づくりや市民活動において活動の成果等を発揮することができるよう、市民館等が市民活動の育成や活動の場の提供を行いました。</p> |
| 55 | 多様な主体の参加と協働の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業者や大学など多様な主体の参加と協働による地域の課題解決に向けた取組の推進 | 多様な主体の参加と協働による地域の課題解決 | 区分A 計画期間内に達成 | <ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例に基づく制度等への市民の理解を深め、市民自治の理念を周知して自治の推進を図るため「自治推進フォーラム」を開催しました。市民活動団体、町内会・自治会、ソーシャルビジネス事業者など多様な主体が参加し、地域課題に向けた取組等の情報共有・情報交換を行いました。企画運営にあたってはNPO法人と協働型で実施しました ・中間支援組織である「かわさき市民活動センター」において、川崎市市民活動支援指針の考えに基づき、事業者等が行う助成等の案内や講座の開催等を行いました。また、平成25年度に市民活動支援指針の改訂に向けた検討を行うための委員会を設置し、現状や方向性についての検討を開始しました。 ・事業者と市民活動の連携による地域での取組を促すため、交流会・セミナーを開催しました。また、かわさきコンパクトの理念を広く周知するため、かわさきコンパクトフォーラムを開催しました。 ・事業者等のCSR関連情報を収集するとともに、専修大学と本市が共同で実施するKSソーシャル・ビジネス・アカデミーの公開講座を通じて企業のCSR活動の普及・啓発を促進しました。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・多様な参加の機会の提供 | 多様な参加の機会の提供 | 区分A 計画期間内に達成 | <p>○「市長への手紙」を手紙、ファックス、メール等により受け、市民の意見を広く聴取し、市政への参考としたり、反映させることにより、市民の市政参加を促進しました。</p> <p>○「かわさき市民アンケート」を年2回実施しました。また、コンタクトセンターによるインバウンド型電話アンケートも併せて行い、市民意識の把握を行いました。</p> |

| | | | | | |
|----|------------------------|--|---|-----------------|--|
| 55 | 区民会議の充実による区民の主体的な活動の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・区民会議フォーラムや報告会の実施等を通じた、より地域に開かれた区民会議の推進 ・区民会議委員相互の連携を図るための区民会議交流会の開催 ・広報等の充実による区民会議の認知度向上に向けた取組の実施 | <p>地域に開かれた区民会議の推進</p> <p>区民会議交流会の開催</p> <p>区民会議の認知度向上</p> | 区分A 計画期間内に達成 | <p>○区民会議の充実に向けた制度の運用について、各区役所と連携しながら着実に実施することができました。</p> <p>○地域に開かれた区民会議の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区の開催状況に応じてフォーラムの開催、報告書の作成などにより市民に進捗の報告を行い認知度の向上にも努めました。 <p>○区民会議交流会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区と連携し交流会を開催しました。区民会議委員同士の交流や、各区の取組の報告などを実施することにより、各区委員同士の交流をより深め、相互の理解を図ることができました。 <p>○区民会議の認知度向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より多くの市民に区民会議の審議内容に関心を持ってもらい、市民の参加と協働を促すため、制度の概要や各区の取組状況を紹介したパンフレットを区役所関係施設やフォーラム、区民会議交流会などの行事を活用し周知しました。 ・平成25年8月1日発行の市政だよりへの特集記事の掲載や、区民会議PR動画を区役所設置モニター及びアゼリアビジョンでの放映、市が使用する封筒へのロゴ掲載など、様々な機会を捉えて周知し、認知度向上を図りました。 |
|----|------------------------|--|---|-----------------|--|

(4) 便利で快適な区役所サービスの提供に向けた取組

| 頁 | 取組事項 | 取組の概要・方向性 | 目標(指標) | 達成度合 | 3年間の取組結果 |
|----|--------------------|---|---|-----------------|---|
| 55 | 利便性の高い快適な窓口サービスの提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・「区役所サービス向上指針」の見直し及び見直しに基づく各区のサービス向上の取組 ・ワンストップサービスの拡充に向けた検討 ・区役所区民課フロアで来庁者の案内などを行うフロア案内の配置 | <p>各区のサービス向上</p> <p>ワンストップサービスの拡充に向けた検討</p> <p>フロア案内の配置</p> | 区分A 計画期間内に達成 | <p>○区役所サービス向上指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年3月に改定した「区役所サービス向上指針」に基づき、各区が主体となり、区役所サービス向上の取組を推進しました。 <p>○ワンストップサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の取組の参考資料とするため、他都市での導入状況の把握を行いました。 <p>○フロア案内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年4月にフロア案内を各区区民課に設置し、窓口や申請書等への記入方法の案内を行うことにより、来庁者がスムーズに手続きを行うことができました。 |

| | | | | | |
|----|-------------------------|--|--|-----------------|---|
| 55 | 区役所と支所・出張所等の窓口サービスの機能再編 | <ul style="list-style-type: none"> ・市内4か所の出張所機能の再編 ・宮前連絡所を障害者の日中活動支援拠点施設に機能再編するとともに、行政サービス端末による証明書発行を継続、柿生連絡所の機能再編に向けた検討 ・行政サービスコーナーの立地優位性を活かした本市の魅力発信 ・コンビニエンスストアにおける証明書交付を含めた今後の自動交付機による証明書発行のあり方の検討 ・区役所窓口や待合スペースの利便性・快適性向上のためのリフォーム事業の推進 ・支所・出張所へのエレベーター設置等によるバリアフリー化の促進 | <p>出張所の機能再編</p> <p>宮前連絡所の障害者の日中活動支援拠点への機能再編と行政サービス端末による証明書発行の継続</p> <p>柿生連絡所の機能再編の検討</p> <p>行政サービスコーナーの立地優位性を活かした本市の魅力発信</p> <p>証明書発行のあり方の検討</p> <p>リフォーム事業の推進</p> <p>バリアフリー化の推進</p> | 区分A 計画期間内に達成 | <p>○区役所出張所等の機能再編</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出張所については、平成24年1月に市内4か所の出張所にある住所変更や戸籍等の届出窓口を区役所に集約しました。 ・宮前連絡所については、平成24年3月末をもって有人による証明書発行窓口を廃止するとともに、跡地を活用した障害者日中活動支援拠点施設の平成27年4月の開始に向け整備を進めました。 ・柿生連絡所については、平成27年3月末をもって有人による証明書発行窓口を廃止し、建物の耐震補強工事実施後には、地域課題解決に向けた事業実施の場として活用を図っていくこととしました。 <p>○行政サービスコーナーの適地移転</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎行政サービスコーナーについては、JR川崎駅北口自由通路に設置予定の行政サービス施設に関する覚書をJRと締結し、小杉行政サービスコーナーについては、狭隘など当面の課題解決策として、平成25年3月にバリアフリー工事を実施しました。 <p>○リフォーム事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年3月に区役所庁舎内のリフォーム工事及び大師・田島支所内のレイアウト変更を完了しました。 <p>○バリアフリー化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年8月に大師・田島支所のエレベーター設置工事を完了しました。 |
| 55 | 区役所等庁舎の計画的・効率的な整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・幸区役所及び川崎区役所道路公園センターの再整備事業の推進 | 再整備事業の推進 | 区分A 計画期間内に達成 | <p>○区役所等庁舎や設備の計画的な改修・補修を実施することにより、施設の適正な維持を図りました。</p> <p>○幸区役所庁舎整備について、平成24年度中に実施設計及び事前準備工事を実施し、新庁舎建築工事に着手するなど整備計画に基づく事業の取組を着実に進行させました（新庁舎の供用開始は平成27年度予定）。</p> <p>○川崎区役所道路公園センターについて、平成24年度中に新事務所棟への移転と外構整備工事を実施し、再整備を完了しました。</p> |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎等の長寿命化に向けた事業の推進 | 庁舎等の長寿命化 | 区分A 計画期間内に達成 | <p>○庁舎等建築物の長寿命化を図るため大規模5施設（港湾振興会館、高津区役所、市役所第3庁舎、とどろきアリーナ、多摩区総合庁舎）について、平成23年度から実施設計を行い、平成24年度から工事を実施し、取組を推進しました。</p> |

取組Ⅳ 市民サービスの再構築
社会状況の変化に対応するための見直し

| 頁 | 取組事項 | 取組の概要・方向性 | 目標（指標） | 達成度合 | 3年間の取組結果 |
|----|--------------------|---|--|--|---|
| 57 | 証明書交付体制の見直し | コンビニエンスストアにおける証明書交付の検討にあたり、「行政サービス端末」による証明書交付について検証を行うとともに、利用カードである「住民基本台帳カード」及び「かわさき市民カード」のあり方について検討を進めます。 | 「行政サービス端末」による証明書交付の検証 「住民基本台帳カード」及び「かわさき市民カード」のあり方の検討 | 区分F 当初計画を変更して取組を進めたが、計画期間内の達成はできず、今後も検討を進める | ○コンビニエンスストアにおける証明書交付及び行政サービス端末のあり方について検討しました。 ○平成24年12月に個人番号関連法案が廃案となったため、個人番号カードに係る検討を中断しましたが、平成25年5月に個人番号関連法が成立したことから、個人番号カード及び既存カードの機能等について検討していきます。 |
| 57 | 保育所保育料の見直し | 保育所保育料について、国の子育て支援施策の動向や他都市の状況等を踏まえ、見直しに向けた取組を進めます。 | 保育所保育料の見直し | 区分A 計画期間内に達成 | ○平成23年度に「川崎市保育サービス利用のあり方検討委員会」を設置し、安定的な保育サービスの提供と保育サービスの受益と負担の適正化等の観点から、保育料額の見直しについて検討しました。 ○検討委員会の検討結果を踏まえ、所得階層区分を見直すとともに、これまで国の保育所徴収金額基準表の66.4%としていた保護者負担割合を段階的に平成24年度から3か年で同75.0%まで引き上げるとした、新たな川崎市保育料金額表を作成し、平成24年4月から適用しました。 |
| 57 | 保育所入所選考基準の見直し | 保育所入所選考基準について、利用者の視点に立った保育施策を推進するため、国の制度見直しの動向を見据えながら見直しに向けた検討を進めます。 | 保育所入所選考基準の見直しに向けた検討 | 区分A 計画期間内に達成 | ○新制度（子ども子育て支援法）の動向を見据えながら、保育所入所選考基準の見直しの検討を行いました。 ○利用者の視点に立ち、平成23年度より入所に係る一時選考の申し込み時期及び入所決定通知の時期を早めています。 |
| 57 | 花火大会の快適な鑑賞環境づくりの推進 | 川崎市制記念多摩川花火大会について、有料協賛席の導入などを踏まえ、快適な鑑賞環境づくりと伝統ある花火大会の継続に向けた効果的な実施手法について検討を進めます。 | 快適な鑑賞環境づくりの検討 効果的な実施手法の検討 | 区分A 計画期間内に達成 | ○大会継続のための効果的な手法について関係者との検討を重ね、平成23年度から導入した有料協賛席の効果等を検証しつつ、平成25年度には対岸の東京側への有料協賛席設置に至りました。 ・平成23年度 〈川崎〉1731席 ※震災のため秋開催 ・平成24年度 〈川崎〉3010席 ・平成25年度 〈川崎〉2873席 〈上野毛〉647席 ※H25年度合計3520席 |
| 57 | ごみの減量化に向けた経済的手法の活用 | 普通ごみの処理について、一層の減量化や資源化を促進するため、経済的手法の活用に向けた検討を進めます。 | 経済的手法の活用に向けた検討 | 区分A 計画期間内に達成 | ○循環型社会の構築に向けて実施した、分別収集の拡大や普通ごみ収集体制の変更によるごみの減量化や資源化の効果について検証を進めました。 ○経済的手法の活用については、経済情勢や他都市の動向などについて情報収集を行うとともに、分別収集の拡大に伴うごみ処理原価の算出方法の整理を行うなど、引き続き調査・研究を進めました。 |

| | | | | | |
|----|--------------------|---|--------------------------------------|---------------------------------------|---|
| 57 | 重度障害者医療費助成事業の見直し | 重度障害者医療費助成事業について、県の制度見直しを踏まえ、障害者自立支援法や後期高齢者医療制度の見直しにあわせて、助成要件等の見直しに向けた検討を進めます。 | 助成要件等の見直しに向けた検討 | 区分B 当初計画を変更して取組を進め、変更後の計画を計画期間内に達成 | ○精神障害者の地域移行の一層の推進を図るため、平成25年10月から精神障害者保健福祉手帳1級所持者を本制度の対象とすることとしました。 ○今後は、国における医療保険制度の見直しや神奈川県による補助制度の動向を見極めながら、助成要件等の見直しに向けて検討を行います。 |
| 57 | 障害者の移動手段の確保等事業の見直し | 障害者に対するバス乗車券交付事業、重度障害者福祉タクシー利用券交付事業、福祉キャブ運行事業について、重度障害者等への支援の重点化を図る観点から、見直します。(2012(平成24)年度から) | 重度障害者等への支援の重点化を図る観点からの事業の見直し(平成24年度) | 区分A 計画期間内に達成 | ○重度障害者等への重点化を図る観点から、バス乗車券交付事業の対象者を見直すとともに、共通フリーバスの導入、重度障害者福祉タクシー事業の対象者の拡大や交付枚数の増加、福祉キャブの運行台数の増車をを行い、障害者の移動手段の利便性の向上を図りました。 ○今後は、事業見直しの状況を検証しつつ、障害者の移動手段のあり方について引き続き検討していきます。 |
| 57 | 緑ヶ丘霊園霊堂使用料の見直し | 緑ヶ丘霊園霊堂使用料について、他都市の状況等を踏まえながら、第2霊堂の建設にあわせて見直します。(2012(平成24)年度) | 霊堂使用料の見直し(平成24年度) | 区分A 計画期間内に達成 | ○霊堂条例で定める霊堂使用料を、1体5,000円から、新霊堂の建設にあわせて算定した1体32,000円に改正し、平成24年度から改正条例を施行して実施しました。 |
| 57 | 墓地管理料の見直し | 墓地管理料について、民間施設や他都市の状況等を踏まえながら見直します。(2013(平成25)年度) | 墓地管理料の見直し(平成25年度) | 区分B 当初計画を変更して取組を進め、変更後の計画を計画期間内に達成 | ○墓地の維持管理に係る経費と管理料収入を比較し、墓地管理料を試算した結果、平成26年度から指定管理者導入による維持管理費の削減効果が見込まれるため、現行の管理料で適正な収支が保たれると考えられることから、墓地管理料の見直しは行わないものとなりました。 |
| 57 | 墓地使用料の見直し | 墓地使用料について、民間施設や他都市の状況等を踏まえながら見直しに向けた検討を進めます。 | 墓地使用料の見直しに向けた検討 | 区分A 計画期間内に達成 | ○使用料の算定として、平成24年度・25年度募集の早野聖地公園壁面型墓所について試算した結果、平成7年度に改正した現行の使用料と差がなかったことから、使用料の見直しは行わないものとなりました。 |
| 57 | 高等学校奨学金制度の見直し | 高等学校奨学金制度について、次代を担う子どもたちの育ちを社会全体で応援する観点から国や県の教育に係る経済的負担の軽減施策等の動向を踏まえ、必要な見直しに向けた取組を進めます。(2012(平成24)年度) | 高等学校奨学金制度の見直し(平成24年度) | 区分A 計画期間内に達成 | ○高等学校奨学金制度の見直しについて、庁内検討委員会を開催し、社会状況の変化を見据えながら、検討を行いました。 ○見直し案を策定し、パブリックコメントを実施し、市民の方々から意見を募集しました。 ○パブリックコメントの結果を受けて川崎市高等学校奨学金支給条例の改正を行い、新たな制度に基づき平成25年11月から募集を実施しました。 |

| | | | | | |
|----|----------------------|---|------------------------|-----------------|--|
| 57 | 学校施設開放における受益者負担の導入 | 学校施設開放における体育館電気代等の諸経費について、受益者負担とする対象経費の範囲等について検討し、受益者負担を導入します。 (2013(平成25)年度) | 受益者負担の導入(平成25年度) | 区分A 計画期間内に達成 | ○学校施設有効活用あり方検討委員会を設置し、学校施設開放における適正な受益者負担導入についての基本的な考え方をまとめました。 ○その後利用者アンケートや利用者説明会等を開催しながら、制度導入に向けての理解を得るよう努めました。また利用者等の意見を聴くなかで、ニーズの多かった減免制度導入についての考え方も整理したうえで、必要な制度改正を行い、平成26年1月分の利用分から制度を開始しました。 |
| 57 | 青少年科学館プラネタリウム観覧料の見直し | 改築整備事業を進めている青少年科学館のプラネタリウム観覧料について、他都市の状況等を踏まえながら、リニューアルオープンにあわせた見直しに向けた取組を進めます。 (2012(平成24)年度) | プラネタリウム観覧料の見直し(平成24年度) | 区分A 計画期間内に達成 | ○平成23年12月議会において川崎市青少年科学館条例を改正し、プラネタリウム観覧料について、平成24年4月28日のリニューアルオープン時から、一般の方々の観覧料は400円、高校生・大学生及び65歳以上の方々の観覧料は200円の設定としました。 ○観覧料の見直しにあたっては、他都市類似施設の観覧料及び設備更新時の料金改定率、利用者1人当たりの運営コスト等を勘案の上、決定しました。 |

これまでの方針に基づく見直し

| 頁 | 取組事項 | 取組の概要・方向性 | 目標(指標) | 達成度合 | 3年間の取組結果 |
|----|----------------|--|--|-----------------|---|
| 58 | 小児医療費助成事業等の見直し | 子育てに関連する医療費助成制度である、小児医療費助成事業について、制度の拡充に向けて検討するとともに、ひとり親家庭等医療費助成事業及び小児ぜん息患者医療費支給事業とあわせて、国及び県の制度改正の動向を踏まえた見直しに向けた検討を進めます。 | 制度の拡充に向けた検討 国及び県の制度改正の動向を踏まえた見直しに向けた検討 | 区分A 計画期間内に達成 | ○小児医療費助成制度の拡充について、関係課と検討を進めました。 ○通院助成対象年齢を小学校就学前から小学校1年生までとする制度拡充を平成24年9月から実施しました。 ○今後も、制度の継続性・安定性を確保する観点等を踏まえ、更なる制度拡充に向けた検討を進めていきます。 |
| 58 | 分別収集品目の拡大 | 民間委託により川崎区・幸区・中原区で実施しているプラスチック製容器包装の分別収集について、全市拡大します。(2013(平成25)年度) また、分別拡大に伴うごみ減量化の取組状況や普通ごみ収集回数の検証を踏まえながら、効率的・効果的な収集体制の構築に向けた検討を進めます。 | プラスチック製容器包装の分別収集の全市拡大(平成25年度) 効率的・効果的な収集体制の構築に向けた検討 | 区分A 計画期間内に達成 | ○プラスチック製容器包装の分別収集については、鉄道輸送を活用した効率的な収集運搬体制について、庁内関係部署及び関係事業者との調整、合意形成を図り、平成25年9月から全市で実施しました。 ○また、ミックスペーパーやプラスチック製容器包装の分別収集の実施に伴う普通ごみの排出動向等について検証を行い、平成25年9月から普通ごみの収集回数を週3回から週2回に変更し、効率的・効果的な執行体制を構築しました。 |

| | | | | | |
|----|-------------------------|---|-----------------------------------|-----------------|---|
| 58 | 心身障害者手当支給事業の見直し | 心身障害者手当について、県や他都市の制度改正を踏まえて、支給要件等を見直すとともに、新たな在宅福祉施策への政策転換について取組を進めます。(2012(平成24)年度) | 支給要件等の見直しと新たな在宅福祉施策への政策転換(平成24年度) | 区分A 計画期間内に達成 | ○在宅障害者を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、平成24年から支給要件を見直しました。 ○手当の見直しに伴う財源を活用し、Ⅰ：在宅生活を支える地域づくり、Ⅱ：重度化や高齢化に対応したすまいと生活の支援、Ⅲ：自立生活と社会参加のきめ細かな支援を柱とする「新たな在宅福祉施策」を実施しています。 |
| 58 | 自転車等駐車場整理手数料の見直し | 自転車等駐車場整理手数料について、周辺環境や施設特性、利用実態に応じた新たな料金体系への見直しを行います。(2012(平成24)年度) | 新たな料金体系への見直し(平成24年度) | 区分A 計画期間内に達成 | ○平成24年4月から市営自転車等駐車場の「整理手数料」を「利用料金」に変更しました。また、利用促進や駐輪場間の利用率を平準化するため、周辺環境や施設特性に応じて料金格差を設けました。 |
| 58 | 市立高等学校定時制課程における学校給食の見直し | 市立高等学校定時制課程における学校給食について、制度開始時からの状況変化を踏まえ、見直しに向けた取組を進めます。 | 状況変化を踏まえた見直し | 区分A 計画期間内に達成 | ○平成24年度は「市立高等学校定時制課程夜間給食検討委員会」を開催し、社会環境の変化を踏まえた夜間給食のあり方について検討を進めました。定時制課程全生徒を対象に夜間給食等に関するアンケートを実施し、日々の食生活の状況や、夜間給食に対する改善要望など実態把握も行いました。 ○平成25年度は見直しに向けた取組を進め、献立への改善意見が多かったことから、温かい状態での提供や汁物を付けるメニューの改善、生徒負担等も考慮しつつ公費負担と生徒負担の割合の見直しを平成26年4月から実施することを決定しました。 |

見直し後の状況変化に対応するためのさらなる見直し

| 頁 | 取組事項 | 取組の概要・方向性 | 目標(指標) | 達成度合 | 3年間の取組結果 |
|----|------------------|--|-----------------------------|-----------------|--|
| 58 | 事業系ごみ施設搬入手数料の見直し | 事業系ごみ施設搬入手数料について、事業系ごみの一層の減量化や資源化を促進するため、見直しに向けた検討を進めます。 | 事業系ごみ施設搬入手数料の見直しに向けた検討 | 区分A 計画期間内に達成 | ○事業系ごみ施設搬入手数料の見直しについては、他都市の動向などについて注視し、情報収集など行い、調査・研究を進めました。 ○事業系ごみの減量化状況や経済情勢、他都市の状況等を考慮しつつ、事業系ごみの一層の減量化や資源化に資する適切な施設搬入手数料について、検討を進めました。 |
| 59 | 障害者施設運営費補助の見直し | 障害者施設運営費補助について、障害者自立支援法等の見直しにあわせて、見直しに向けた検討を進めます。 | 障害者自立支援法等の見直しにあわせた見直しに向けた検討 | 区分A 計画期間内に達成 | ○平成24年4月の障害者自立支援法の報酬改定及び市の単独加算の見直しによる影響について、検証を行いました。 ○今後も引き続き、法制度の見直し動向を踏まえ、運営費補助のあり方について検討していきます。 |
| 59 | 高齢者外出支援乗車事業の見直し | 高齢者外出支援乗車事業について、現行制度開始時からの状況変化を踏まえて、制度の見直しに向けた検討を進めます。 | 状況変化を踏まえた制度の見直しに向けた検討 | 区分A 計画期間内に達成 | ○高齢者外出支援乗車事業については、制度開始時から高齢者人口が大幅に増加していること等の状況変化を踏まえながら、実態調査の結果等をもとに、制度の継続実施に向けて補助金の算定方法を見直しました。 |

| | | | | | |
|----|--------------|---|---------------------------|-----------------|---|
| 59 | 市立葬祭場使用料の見直し | 市立葬祭場使用料について、他都市の状況等を踏まえながら、施設の大規模改修の状況にあわせて見直しに向けた検討を進めます。 | 施設の大規模改修の状況にあわせて見直しに向けた検討 | 区分A 計画期間内に達成 | ○葬祭場の使用料について、他都市の状況調査を行いました。また、使用料の改定時期については、改修工事が終了した施設から順次作業を行う方針としました。 |
|----|--------------|---|---------------------------|-----------------|---|

補助・助成金の見直し

| 頁 | 取組事項 | 取組の概要・方向性 | 目標（指標） | 達成度合 | 3年間の取組結果 |
|----|--------------------------|---|----------------------|-----------------|--|
| 59 | 特定財源型補助金 の見直し | 国庫補助金等の対象経費と対象外経費を明確化し、対象外経費については行政目的や公益性などを改めて検証し、段階的削減を図り、原則として廃止します。 | 対象外経費の原則廃止 | 区分A 計画期間内に達成 | ○「補助・助成金見直し方針」に基づき、補助目的や補助対象を明確にした上で執行状況等を精査し、客観的な視点から必要性や効果等について検証を進めました。 ○平成24年度予算において、104件の補助金の見直しを行い、141,641千円の削減を行いました。 ○平成25年度予算において、95件の補助金の見直しを行い、108,898千円の削減を行いました。 ○平成26年度予算において、94件の補助金の見直しを行い、131,930千円の削減を行いました。 ○引き続き、「補助・助成金見直し方針」に基づく取組を進めます。 |
| 59 | 協調型補助金 の見直し | 国・県等との負担基準を明確にし、行政目的や公益性などを改めて検証して負担割合の適正化を図り、付加されている部分は原則として廃止します。 | 負担割合の適正化と付加部分の原則廃止 | | |
| 59 | 出資法人（25%以上）への補助金 の見直し | 出資法人の自立的な経営を促進させるため、「出資法人の経営改善指針」に従い見直します。 | 「出資法人の経営改善指針」に従った見直し | | |
| 59 | 調整・補完型補助金 の見直し | 民間との格差、行政目的や公益性などを改めて検証してその適正化を図り、付加されている部分は原則として廃止します。 | 適正化と付加部分の原則廃止 | | |
| 60 | 団体支援型補助金 の見直し | 団体が行う事業の公益性や継続期間を検証し、原則として、補助・助成金の上限はその団体が自ら調達できる財源と同額（補助対象経費に対し最大限1/2補助）とするなど、団体の自立を促す観点から見直します。 | 団体の自立を促す観点からの見直し | | |
| 60 | 事業支援型補助金 の見直し | 事業の公益性を検証し、目的、達成目標を明確にし、それぞれの内容に応じた見直しを行います。 | 事業内容に応じた見直し | | |
| 60 | 個人支援型補助金 の見直し | 公平性と受益者の負担を検証し見直しを行います。 | 公平性と受益者の負担の検証と見直し | | |

取組Ⅴ 地方分権改革等に向けた取組
地方分権改革に向けた具体的な取組の推進

| 頁 | 取組事項 | 取組の概要・方向性 | 目標（指標） | 達成度合 | 3年間の取組結果 |
|----|---------------------------|--|---|-----------------|---|
| 61 | 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大への対応 | <p>施設・公物設置管理の基準に関する条例の制定等について、関係法令の公布・施行時期、内容等を見据え、適切かつ迅速に実施します。また、国等の関与の見直しによる事務処理方法や計画策定業務の変更等について、適切に対応します。</p> <p>〔地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案等〕 ○施設・公物設置管理の基準に関する条例の制定等（7項目） ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 ・養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 ・障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 ・公営住宅の整備基準 ・道路構造に関する基準 など ○国等の関与の見直しによる事務処理方法や計画策定業務の変更等（20項目） ・条例を制定し又は改廃したときの県知事への報告義務の廃止 ・市の基本構想の策定義務の廃止 など 〔地域主権戦略大綱〕 ○施設・公物設置管理の基準に関する条例の制定等（26項目） ・指定居宅サービス等に従事する従業者の員数等に関する基準 ・指定障害福祉サービスに従事する従業者等に関する基準 ・都市公園の設置基準 ・図書館協議会の委員の任命にあたり満たすべき基準 など ○国等の関与の見直しによる事務処理方法や計画策定業務の変更等（14.1項目） ・都道府県知事及び特定市町村の長の当該特定市町村区域における計量法に基づく事務の執行に係る協議の廃止 ・市町村が農業振興地域整備計画を策定する場合における案の縦覧の期間に係る規定の例示化 など</p> | <p>基準に関する条例の制定等の実施</p> <p>事務処理方法や計画策定業務の変更等への対応</p> | 区分A 計画期間内に達成 | <p>○国が法令で事務の実施やその方法を縛っている「義務付け・枠付け」の見直しについて、平成23年度に公布された地方分権改革第1次、第2次一括法に基づく条例制定等を平成24年度に完了するとともに、平成25年度に公布された地方分権改革第3次一括法に基づく条例制定等を進めました。また、国等の関与の見直しによる事務処理方法や計画策定業務の変更等について、適切な対応を図りました。</p> <p>◆平成23年度に条例制定等を実施したもの ・公営住宅法（入居基準）、社会教育法、図書館法（委員任命基準） など</p> <p>◆平成24年度に条例制定等を実施したもの ・児童福祉法（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等） ・老人福祉法（養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等） ・障害者自立支援法（障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等） ・公営住宅法（公営住宅の整備基準等） ・道路法（道路構造に関する基準等） など</p> <p>◆平成25年度に条例制定等を実施したもの ・児童福祉法（児童福祉審議会の委員の定数） ・社会福祉法（地方社会福祉審議会委員の定数） ・消防組織法（消防長及び消防署長の資格） ・社会教育法（社会教育委員の資格） ・介護保険法（基準該当及び指定居宅介護支援事業者に関する人員・運営基準、法人格の有無に関する基準等） など</p> |

| | | | | | |
|----|--------------------|--|-------------|---------------------------------------|--|
| 62 | 基礎自治体への権限移譲への対応 | <p>基礎自治体への権限移譲について、関係法令の公布・施行時期、内容等を見据え、条例の制定や事務事業の円滑な実施に向けての体制整備等を適切かつ迅速に実施します。</p> <p>〔地域主権戦略大綱〕（27項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気用品の販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令 ・有料老人ホーム設置の届出受理、立入検査、改善命令 ・指定居宅サービス事業者等の指定等、報告命令、立入検査等 ・指定障害福祉サービス事業者等の指定、報告命令、立入検査等 ・区域区分に関する都市計画の決定 など | 条例の制定や体制整備等 | 区分A 計画期間内に達成 | <p>○基礎自治体への権限移譲について、これまでに公布された地方分権改革第1次一括法、第2次一括法、第3次一括法等に基づき、事務事業の円滑な実施に向けて体制整備等を実施しました。</p> <p>◆権限移譲の実施項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気用品安全法（電気用品の販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令） ・老人福祉法（有料老人ホーム設置の届出受理、立入検査、改善命令） ・介護保険法（指定居宅サービス事業者等の指定等、報告命令、立入検査等） ・障害者自立支援法（指定障害福祉サービス事業者等の指定、報告命令、立入検査等） ・都市計画法（区域区分に関する都市計画の決定） ・都市再開発法（市街地再開発事業認可権限） ・薬事法（高度管理医療機器等販売業・賃貸業許可権限） など |
| 62 | ひも付き補助金の一括交付金化への対応 | ひも付き補助金の一括交付金化について、関係法令の公布・施行時期、内容等を見据え、事務事業の円滑な実施に向けての体制整備等を適切に実施します。 | 体制整備等 | 区分B 当初計画を変更して取組を進め、変更後の計画を計画期間内に達成 | ○地域自主戦略交付金については、平成24年12月に民主党から自民党へと政権が交代し、平成24年度をもって廃止され、平成25年度からは各省庁の交付金等に統合・再編されました。 |
| 62 | 県市間の事務権限の移譲の推進 | 法令改正に基づき移譲される事務権限と密接に関連する県の事務権限等について、市民サービスの向上や効率的な事務執行等の視点を総合的に勘案し、県市間の事務権限の移譲を推進します。 | 事務権限の移譲の推進 | 区分A 計画期間内に達成 | <p>○県市間の事務権限の移譲により、市民サービスの向上や効率的な事務執行を図るため、県・市町村間行財政システム改革推進協議会等において協議・調整を行い、移譲に向けた取組を実施しました。</p> <p>◆事務処理特例による権限移譲の実施項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法（農地転用の許可等） |

国の制度見直し等に向けた提案

| 頁 | 取組事項 | 取組の概要・方向性 | 目標（指標） | 達成度合 | 3年間の取組結果 |
|----|------------------|--|--------|-----------------|---|
| 63 | 真の分権型社会の実現に向けた提案 | <p>真の分権型社会の実現に向けた制度の構築・見直しについて、国等に積極的に提案していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新たな大都市制度の創設 ○「基礎自治体優先の原則」に基づく包括的な事務権限の移譲 ○義務付け・枠付け、関与の原則廃止 ○真の分権型社会にふさわしい税財政制度の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・国・地方間の税源配分の是正 ・大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化 ・事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設 ・国庫補助負担金の改革 ・国直轄事業負担金の廃止 ・地方交付税の改革 など | 国等への提案 | 区分A 計画期間内に達成 | ○本市が提唱する「特別自治市」制度として、平成25年度に、「川崎市『特別自治市』制度の基本的な考え方」を取りまとめました。更に、指定都市市長会や他の指定都市と連携しながら実現に向けた取組を進めるとともに、国の出先機関改革等による包括的な事務権限の移譲や分権型社会にふさわしい税財政制度の構築について、九都県市首脳会議や四首長懇談会等により提案・要請等を実施するなど、真の分権型社会の実現に向けた取組を実施しました。 |
| 63 | 国の制度に関する提案 | <p>さまざまな国の制度について、必要な見直しを国等に積極的に提案していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活保護制度の抜本改革 ○国民健康保険財政の確立 ○介護保険制度の円滑な実施 ○障害者自立支援法等の見直し ○後期高齢者医療制度の見直し ○リサイクル制度の改善 ○アスベスト対策の推進 など | 国等への提案 | 区分A 計画期間内に達成 | ○さまざまな国の制度について、九都県市首脳会議や四首長懇談会、指定都市市長会等を通して、各自治体との連携・調整を図りながら、国に対する提案・要請等を実施しました。 |

取組VI 将来を見据えた都市基盤施設の整備と活用
 都市基盤施設の整備
 (2) 既存計画の見直し

| 頁 | 取組事項 | 取組の概要・方向性 | 目標(指標) | 達成度合 | 3年間の取組結果 |
|----|----------------------|---|----------------------|---------------------|---|
| 66 | 都市計画道路網の見直し | 「都市計画道路網の見直し方針」に基づき、見直しが必要な路線等については地域住民や関係機関等と調整の上、既存の都市計画決定の変更等に向けた検討を行います。 | 既存の都市計画決定の変更等に向けた検討 | 区分A 計画期間内に 達成 | <p>○7路線11区間を見直し候補路線とした「都市計画道路網の見直し方針」を平成20年6月に策定し、これに基づき、都市計画変更に向け、関係機関等と協議調整を行い、関係地権者や地元住民への説明会等を実施するなど、都市計画手続を進めました。</p> <p>○廃止候補路線である4路線6区間(小杉木月線、元住吉線、二子千年線、長尾宮崎線)については、平成23年7月に廃止の都市計画手続を完了しました。</p> <p>○野川柿生線については、平成25年4月に変更の都市計画手続を完了しました。</p> <p>○清水台交差点については、道路空間の再配分や交通管理者と連携した交通管制の見直しによる、交通流動の円滑化により、道路交通問題の解決を図り、平成25年3月に都市計画審議会にて報告しました。</p> <p>○大田神奈川線については、関連事業の動向に注視し、事業実施上の課題を整理した上で、今後の対応方針の検討を行いました。</p> |
| 66 | 次期道路整備プログラムの策定に向けた検討 | 道路の整備目標に対する効果を客観的指標により検証を行うとともに、道路をとりまく社会環境を踏まえながら、次期道路整備プログラムの策定に向けた検討を進めます。 | 次期道路整備プログラムの策定に向けた検討 | 区分A 計画期間内に 達成 | <p>○本市における財政状況や国の交付金等の制度状況、事業の進捗状況、関連する施策・政策など、道路を取り巻く諸条件の把握を平成23年度より引き続き行っています。</p> <p>○事業の進捗状況を踏まえた計画調整を行うとともに、次期道路整備プログラムの策定に向けた基礎調査等を平成25年度に行いました。</p> <p>○新たな総合計画の策定に合わせ、平成27年度に進捗状況や整備効果についての検証を行い、その結果も踏まえ、次期道路整備プログラムの策定を行います。</p> |
| 66 | 「ニヶ領用水総合基本計画」の改定 | 1992(平成4)年度に策定された「ニヶ領用水総合基本計画」を改定し、市民・行政の役割や行動等を位置付け、より身近なニヶ領用水をめざすとともに活用・保全・整備の取組について再構築を進めます。 | 「ニヶ領用水総合基本計画」の改定 | 区分A 計画期間内に 達成 | <p>○平成23年度から市民や学識経験者が委員となった検討委員会及び市民会議を開催し、パブリックコメントを経た上で、平成24年度末に計画の改定・公表を行いました。</p> <p>○平成25年度より改定した計画に基づき、ニヶ領用水の活用・保全・整備に向けた取組を推進しています。</p> |

| | | | | | |
|----|---------------|--|-------------------|---------------------|---|
| 66 | 長期末整備公園緑地の見直し | 長期間未整備である都市計画公園緑地について、2010（平成22）年2月の川崎市環境審議会からの答申を踏まえて策定した「長期末整備公園緑地の対応方針」に基づき、都市計画区域の見直しや事業化の検討に取り組みます。 | 都市計画区域の見直しや事業化の検討 | 区分A 計画期間内に 達成 | ○個別公園緑地の見直しとして平成23年度から夢見ヶ崎公園に着手し、平成25年度までに権利者調査・測量、都市計画変更に向けた素案の作成を行いました。また、平成25年度に久地公園の見直しに着手しました。 |
|----|---------------|--|-------------------|---------------------|---|

（3）維持管理の負担を勘案した施設整備

| 頁 | 取組事項 | 取組の概要・方向性 | 目標（指標） | 達成度合 | 3年間の取組結果 |
|----|------------------------------|--|-------------|---------------------|---|
| 66 | 環境に配慮した（仮称）産学公民連携研究センターの施設整備 | 殿町3丁目地区に建設予定の（仮称）産学公民連携研究センターについて、太陽光・太陽熱・地中熱の活用や、照明・空調の自動制御の導入など環境に配慮した施設整備を行います。 | 環境に配慮した施設整備 | 区分A 計画期間内に 達成 | ○太陽光発電、太陽熱利用給湯、地中熱利用空調や人検知による照明・空調の自動制御など環境に配慮した技術を導入すること等により、川崎市建築物環境配慮制度（CASBEE川崎）Sランクを取得し、平成25年3月に川崎生命科学・環境研究センター（略称：LiSE ライズ）として運営を開始しました。 |
| 66 | 環境に配慮した学校の施設整備 | 上作延小学校・百合丘小学校の改築事業において、窓面の日除け、夏季の夜間換気システム及び断熱効果の高い壁等の導入により、建物の環境性能の向上を図るなど、環境に配慮した施設整備を行います。 | 環境に配慮した施設整備 | 区分A 計画期間内に 達成 | ○上作延小学校においては、複層ガラス、夏季の夜間換気システム、断熱効果の高い壁等の整備により、建物の環境性能の向上を進め、平成24年3月に校舎改築が完成し、供用を開始しました。 ○百合丘小学校においては、窓面の日除けや複層ガラス、断熱効果の高い壁等の整備により、建物の環境性能の向上を進め、平成24年7月に校舎改築が完成し、供用を開始しました。 |

（4）さまざまな環境変化に柔軟に対応できる施設整備

| 頁 | 取組事項 | 取組の概要・方向性 | 目標（指標） | 達成度合 | 3年間の取組結果 |
|----|-----------------------------|--|----------------------|---------------------|--|
| 67 | （仮称）産学公民連携研究センターにおける柔軟な施設整備 | 殿町3丁目地区に建設予定の（仮称）産学公民連携研究センターについて、高度な複合研究施設として、長い柱間隔による設計、設備用バルコニーの設置など、多様な研究内容に柔軟に対応できる施設整備を行います。 | 多様な研究内容に柔軟に対応できる施設整備 | 区分A 計画期間内に 達成 | ○正式名称を「川崎生命科学・環境研究センター」（略称：LiSE ライズ）とし、設備用バルコニーの設置等により、多様な研究内容に柔軟に対応できる施設として平成25年3月に運営を開始しました。 |

| | | | | | |
|----|------------------------|--|-----------------------------|-----------------|---|
| 67 | 駅周辺の保育所の民間事業者を活用した施設整備 | 駅周辺における賃貸借等の手法等を活用した民間事業者による整備など、即効性があり、かつ環境変化に柔軟な対応が可能な保育所の整備を行います。 | 即効性があり、環境変化に柔軟な対応が可能な保育所の整備 | 区分A 計画期間内に達成 | ○平成23年度は民間事業者活用型保育所14か所（定員60人11か所、定員40人2か所、定員30人1か所）及び鉄道事業者活用型保育所2か所（定員70人1か所、定員40人1か所）の整備を行いました。 ○平成24年度は民間事業者活用型保育所9か所（定員60人7か所、定員40人1か所、定員30人1か所）及び鉄道事業者活用型保育所1か所（定員60人1か所）の整備を行いました。 ○平成25年度は民間事業者活用型保育所13か所（定員60人12か所、定員30人1か所）及び鉄道事業者活用型保育所2か所（定員70人1か所、定員60人1か所）の整備を行いました。 |
| 67 | 子母口小学校・東橋中学校の合築による施設整備 | 子母口小学校・東橋中学校について、小中9年間にわたる良好な教育環境の確保に向けて、児童生徒数の変化に対応可能な合築整備を行います。 | 児童生徒数の変化に対応可能な合築整備 | 区分A 計画期間内に達成 | ○児童生徒数の変化に対応可能な普通教室・特別教室や小中交流スペースの確保など、小中9年間にわたる良好な教育環境に配慮した合築整備の実施設計を平成24年度に完了しました。 ○平成27年度供用開始に向けて、平成25年度から改築工事に着手しました。 |

(5) 効率的な整備・運営手法の導入

| 頁 | 取組事項 | 取組の概要・方向性 | 目標（指標） | 達成度合 | 3年間の取組結果 |
|----|--------------------------------|---|--|-----------------|--|
| 67 | 民間事業者による（仮称）産学公民連携研究センターの施設整備 | 殿町3丁目地区に建設予定の（仮称）産学公民連携研究センターについて、民間事業者のノウハウや情報、ネットワークを活用し、建設・維持管理・運営の一体的運用を行います。 | 民間事業者のノウハウや情報ネットワークを活用した建設・維持管理・運営の一体的運用 | 区分A 計画期間内に達成 | ○正式名称を「川崎生命科学・環境研究センター」（略称：LISEライズ）とし、予定どおり平成25年3月に運営を開始しました。 ○建物の維持管理の他、運営面においてもHPの作成、カフェの開設など、民間事業者のノウハウや情報ネットワークを活用した一体的運用を行いました。 |
| 67 | スポーツ・文化複合施設整備における民間活力の導入に向けた検討 | 川崎市体育館建替えに伴い、富士見公園に整備予定のスポーツ・文化複合施設について、PFI手法などの民間活力の導入を視野に入れた施設整備手法を検討します。 | 民間活力の導入を視野に入れた施設整備手法の検討 | 区分A 計画期間内に達成 | ○平成23年度中にスポーツ・文化複合施設整備事業手法検討調査を実施し、調査結果を踏まえて、施設整備手法としてPFI手法を導入することを決定しました。 ○平成24年9月に「スポーツ・文化複合施設整備等事業実施方針」・「スポーツ・文化複合施設整備等業務要求水準書（案）」を策定・公表し、平成25年2月に、PFI事業として実施する事業として選定しました。 ○平成25年4月に入札公告、入札説明書等の公表、入札提出書類（提案書）の基礎審査、PFI推進委員会による審査を行い、最優秀提案者の選定・落札者を決定しました。 ○落札者との基本協定の締結、仮契約書の交付を行い、PFI契約締結・施設設置条例及び指定管理者の指定議案の議決を経て本契約を締結しました。 |

| | | | | | |
|----|----------------------------|---|----------------------------------|-----------------|--|
| 67 | リサイクルパークあさお整備事業への公設民営方式の導入 | リサイクルパークあさおの資源化処理施設については、長期的な社会環境の変化に柔軟に対応できる、公設民営方式による事業とし、2011（平成23）年度からの工事着手を目標に取組を進めます。 | 公設民営方式による事業 平成23年度からの工事着手 | 区分A 計画期間内に達成 | ○リサイクルパークあさお資源化処理施設については、平成23年度に契約し工事着手しました。 ○資源化処理施設稼働開始時からの運営にあたっては、運営管理委託を一体化する方向で関係部署と検討を進めました。 |
| 67 | 民間事業者による自転車等駐車場の整備及び管理運営 | 自転車等駐車場について、民間事業者による整備を促進するとともに、指定管理者制度の導入等による管理運営を行います。 | 民間事業者による整備 指定管理者制度の導入等による管理運営 | 区分A 計画期間内に達成 | ○平成25年4月から川崎市民間自転車等駐車場整備費補助金制度を導入しました。また、平成24年4月から市営自転車等駐車場の管理運営について、指定管理者制度を導入しました。 |

戦略的な資産活用

（2）資産マネジメントの考え方と具体的な方策

ア 施設再編（統廃合、機能転用等）による資産保有の最適化

| 頁 | 取組事項 | 取組の概要・方向性 | 目標（指標） | 達成度合 | 3年間の取組結果 |
|----|------------------------------|---|-------------------|-----------------|---|
| 71 | 男女共同参画センターの老朽化に伴う資産有効活用方策の検討 | 旧高津市民館を活用した男女共同参画センター（すくらむ21）の老朽化に伴い、中長期的な視野に立った資産の有効活用方策についての検討を進めます。 | 老朽化に対応した有効活用方策の検討 | 区分A 計画期間内に達成 | ○関係課と協議連携し、施設の耐震性能や、施設の複合化等も踏まえた整備パターン別のコスト等も考慮の上、平成25年度に策定した「資産マネジメントカルテ」の施設の長寿命化の考えに基づき、維持管理を進めることとしました。 |
| 71 | 生活文化会館の老朽化に伴う資産有効活用方策の検討 | 旧高津区役所を活用した生活文化会館（てくのかわさき）の老朽化に伴い、中長期的な視野に立った資産の有効活用方策についての検討を進めます。 | 老朽化に対応した有効活用方策の検討 | 区分A 計画期間内に達成 | ○関係課と協議連携し、施設の耐震性能や、施設の複合化等も踏まえた整備パターン別のコスト等も考慮の上、平成25年度に策定した「資産マネジメントカルテ」の施設の長寿命化の考えに基づき、維持管理を進めることとしました。 |
| 71 | 南部児童相談所の移転に伴う跡地の有効活用方策の検討 | こども家庭センター（新中央児童相談所）及び一時保護所を整備・運営開始した後の南部児童相談所の移転に伴う跡地の有効活用方策についての検討を進めます。 | 跡地の有効活用方策の検討 | 区分A 計画期間内に達成 | ○子ども支援・子育て支援等に関わる各事業の今後の進捗を考慮しながら、跡地の有効活用方策について検討を行い、暫定的に市立川崎高等学校改築のための工事事務所として使用するなど、有効活用を図りました。 ○今後継続して跡地の有効活用方策についての検討を進めていきます。 |

| | | | | | |
|----|---------------------------------|--|------------------|---|--|
| 71 | 南部市場北側余剰地の効果的な活用 | 南部市場の機能集約に伴う北側余剰地について、市場の活性化を図る機能の導入や特別養護老人ホームの整備を行うなど、土地の有効活用を図ります。 | 市場内余剰地の有効活用 | 区分D 当初計画を変更して取組を進め、計画期間内の達成はできなかったものの、達成時期の見込みは立っている | ○特別養護老人ホームは平成25年度当初に開所しました。 ○市場の活性化を図る機能の導入については、二度の公募を実施しましたが、選定対象事業者の決定に至りませんでした。 ○有効活用のニーズ調査や庁内検討の結果、市場と連動した具体的な活用策が見出せず、平成26年度中に土地利用方針を見直し、全庁的な課題解決に向けた活用方法の検討を行うこととしました。 |
| 71 | 公害研究所の移転に伴う跡地の有効活用 | 環境総合研究所への公害研究所の移転に伴う跡地に障害者日中活動支援施設などを整備し、隣接する田島養護学校などとの連携を含めて、跡地の有効活用を図ります。 | 跡地の有効活用方策の検討 | 区分A 計画期間内に達成 | ○平成25年2月に公害研究所の機能を環境総合研究所へ移転し、公害研究所跡地の有効活用のため、土壤汚染調査や敷地測量を行い、平成25年度に公害研究所建物上屋の解体を実施しました。 ○跡地の有効活用に向けて、日中活動支援施設として障害福祉サービス事業所の設置・運営を行う法人を決定しました。 |
| 71 | 衛生研究所の移転に伴う跡地の有効活用方策の検討 | (仮称)健康安全研究センターへの衛生研究所の移転に伴う跡地の有効活用方策についての検討を進めます。 | 跡地の有効活用方策の検討 | 区分A 計画期間内に達成 | ○衛生研究所の跡地については、本市の事業として活用予定がないことから、民間活用も視野に入れ有効活用を検討しました。そうした中、民間医療法人から当該地の活用方策について提案があり、その提案内容が本市の地域医療の充実に資することから、民間医療法人に対して事業用定期借地権設定により貸し付けを行うこととしました。 |
| 72 | 公営住宅の更新時における福祉施設等の整備の推進 | 公営住宅の老朽化に伴う建替えを行う際に、土地の高度利用や住宅の統合が可能な場合には、余裕用地を活用して、地域の実情に応じた福祉施設等の整備を推進します。 | 建替え時における福祉施設等の整備 | 区分A 計画期間内に達成 | ○小向住宅建替事業に併せ、用地の一部を社会福祉施設等用地とする予定として庁内調整を行いました。 ○大島住宅、中野島住宅については、実施設計の中で社会福祉施設等用地を確保しました。 |
| 72 | 区役所支所・出張所における市民活動支援等のための建物の有効活用 | 市内4か所にある区役所出張所機能再編を行うとともに、支所・出張所について、エレベーター設置等のバリアフリー化を進めながら、地域振興・市民活動支援機能を順次整備・拡充し、建物の有効活用を図ります。 | 地域振興・市民活動支援機能の整備 | 区分A 計画期間内に達成 | ○平成24年1月に市内4か所の出張所にある住所変更や戸籍等の届出窓口を区役所に集約し、窓口の分かりにくさを解消しました。 ○4出張所のエレベーター設置に引き続き、大師・田島支所のエレベーター設置を完了するとともに、4出張所にて市民活動支援スペースの運用を開始しました。 |
| 72 | 区役所連絡所における資産有効活用方策の検討 | 区役所連絡所の証明書発行窓口の見直しなどの機能再編と連動して、資産の有効活用方策についての検討を進めます。また、宮前連絡所については、障害者日中活動支援拠点施設に機能再編し、特別支援学校等卒業生対策として、資産の有効活用を図ります。 | 機能再編に伴う資産の有効活用 | 区分A 計画期間内に達成 | ○宮前連絡所機能再編 ・平成24年3月末をもって有人による証明書発行窓口を廃止するとともに、跡地を活用した障害者日中活動支援拠点施設の平成27年4月の開設に向け整備を進めました。 ○柿生連絡所機能再編 ・平成26年末をもって有人による証明書発行窓口を廃止し、建物の耐震補強工事実施後には、地域課題解決に向けた事業実施の場として活用を図っていくこととしました。 |

| | | | | | |
|----|------------------|--|----------------------|-----------------|---|
| 72 | 防災拠点としての消防出張所の整備 | 市民の安全を守る防災拠点として、消防出張所の適正配置を進め、救急車等の現場到着時間の短縮を図るため、麻生消防署の（仮称）栗木出張所の整備を進めるとともに、老朽化への的確な対応を図るため、麻生消防署柿生出張所等の改築を推進します。 | 適正配置の推進 施設老朽化への対応 | 区分A 計画期間内に達成 | ○栗木出張所の新築工事完了後、平成25年1月から26年3月まで、柿生出張所の改築工事期間中の仮庁舎として運用しました。 ○柿生出張所の改築工事完了に伴い、平成26年4月から栗木出張所としての運用を開始しました。 |
| 72 | 学校施設の有効活用の推進 | 地域の身近な学校施設を市民の生涯学習、スポーツ、市民活動などの場として有効に活用できるよう、セキュリティ対策を講じながらさらに整備を進め、一層の学校施設開放など有効活用の取組を推進します。 | 学校施設開放の推進 | 区分A 計画期間内に達成 | ○学校施設の校庭・体育館に加えて、特別教室の開放を進めました。 ○また、開放施設の修繕等を進め、市民がより快適に施設を利用できるよう環境整備を図るとともに、受益者負担の適正化として、平成26年1月より体育館の使用料を導入しました。 ○さらに、開放施設の管理運営における地域人材の活用と、開放施設を活用した生涯学習事業の展開などを試験的に実施しました。 |

イ 予防保全型の維持補修による長寿命化

| 頁 | 取組事項 | 取組の概要・方向性 | 目標（指標） | 達成度合 | 3年間の取組結果 |
|----|--------------------------------|--|-------------------------------|---------------------------------------|--|
| 73 | 川崎シンフォニーホール機能の維持・向上に向けた修繕計画の策定 | 「音楽のまち・かわさき」の中核施設であり、国際的評価が高まっているホールとしてのレベルを維持・向上させていくため、中長期的な視野に立った持続可能な修繕計画を策定します。 | 機能維持・向上に向けた修繕計画の策定 | 区分B 当初計画を変更して取組を進め、変更後の計画を計画期間内に達成 | ○機能維持・向上に向けた中長期の修繕計画の策定を予定していましたが、東日本大震災によりホールが被害を受けたことから、平成23年から平成24年にかけて復旧工事を実施しました。 ○復旧工事の結果を踏まえた検討を行い、平成25年度に中長期修繕計画を策定しました。 |
| 73 | いこいの家の長寿命化とさらなる有効活用の推進 | 設置数が多く老朽化等による維持補修費の増大が見込まれることから、計画的な予防保全型の長寿命化対策を推進するとともに、建替えを行う場合には、他の施設との複合化なども視野に入れた施設整備の効率化の検討を進めます。 | 施設長寿命化の推進 建替え時における施設複合化の検討 | 区分A 計画期間内に達成 | ○児童福祉施設や障害福祉施設との複合化がなされていない単館施設のうち、築30年未満の13館について、建物・設備等の劣化診断調査及び長期修繕計画の策定を行いました。（平成23年度：8施設、平成24年度：5施設） ○長期修繕計画に基づき修繕費が大きい、小倉・中野島の2施設について、平成25年度に修繕工事を行いました。 |

| | | | | | |
|----|--|---|-----------------------|-----------------|--|
| 73 | かわさき北部斎苑の計画的な改修 | 施設の老朽化と火葬需要のさらなる増加に的確に対応するため、一定の稼働状況を維持しながらの計画的な大規模改修に取り組みます。 | 計画的な大規模改修の推進 | 区分A 計画期間内に達成 | ○平成23年度に大規模改修工事の設計を行い、平成24年度に斎場棟改修工事を実施しました。 ○平成25年度は、火葬炉設備改修工事、受変電設備改修工事及び付帯工事に着手する予定でしたが、入札不調によりスケジュールに遅れが生じ、当該工事に係る対応について関係課と検討を進めました。 ○その後、平成25年度末までに落札し、年度内に工事契約を締結しました。 ○今後、斎苑を運営しながら火葬炉設備改修工事、受変電設備改修工事及び付帯工事を実施し、平成28年1月に完了する見込みです。 |
| 74 | 公共建築物の長寿命化の推進（市役所第3庁舎・高津区役所・多摩区役所・とどろきアリーナ・港湾振興会館） | 築後概ね15年程度、かつ、延床面積10,000㎡以上の予防的維持補修の実施による財政負担軽減効果の大きい大規模施設について、中長期保全計画に基づく計画的な維持補修を実施し、施設相互の修繕経費の調整と施設の長寿命化を推進することにより、ライフサイクルコストの縮減・平準化をめざします。 | 施設長寿命化の推進 | 区分A 計画期間内に達成 | ○庁舎等建築物の長寿命化を図るため大規模5施設（港湾振興会館、高津区役所、市役所第3庁舎、とどろきアリーナ、多摩区総合庁舎）について、平成23年度から実施設計を行い、平成24年度から工事を実施し、取組を推進しました。 |
| 74 | 公共施設における温室効果ガス排出量の削減に向けた取組の推進 | 川崎市役所から排出される温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を推進するため、公共施設においては断熱性能を高め、省エネルギー機器や、再生可能エネルギー利用設備の導入等を推進します。 | 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組の推進 | 区分A 計画期間内に達成 | ○かわさき新産業創造センター別館（NANOBIIC）や武蔵小杉駅南口駅前広場等へ太陽光発電設備の設置や大戸小学校・高津スポーツセンター等での太陽熱利用設備の設置など再生可能エネルギー利用設備について、積極的に導入を推進しました。また、庁内の白熱電球を全てLED化するなど、温室効果ガス排出量削減に向けた率先取組を実施しました。 ○庁舎等におけるエネルギー使用量等を把握し、改善につなげることを目的として、幸区3施設（市民館・図書館、スポーツセンター・日吉出張所）及び市役所第3庁舎に、BEMS（ビル・エネルギー・マネジメント・システム）等を導入しました。 ○公共施設における環境配慮技術の導入ルールである「市建築物における環境配慮標準」を、平成25年6月に策定し、同標準に基づく取組を推進しています。 |
| 74 | 生田緑地の公園施設の適切な維持管理に向けた取組の推進 | 緑地としての適切な維持管理のため、ベンチや管理柵などの公園施設について、老朽度を勘案しながら、利用する市民の安全確保と財政負担の平準化に向けた資産マネジメントに取り組みます。 | 公園施設の適切な維持管理の推進 | 区分A 計画期間内に達成 | ○施設の更新状況や修繕状況を管理するための施設調書の更新作業を行い、これに基づき、特に危険度が高い箇所について、予防保全的な観点から維持管理や計画的な修繕を実施しました。 ○平成25年度からは、指定管理者と連携を図りながら、施設点検の回数を増やすなど施設の老朽化度合いをより正確に把握して、予防保全的な観点からの計画的な維持管理及び修繕を実施しました。 |

| | | | | | |
|----|--------------------------------|--|---|-----------------|--|
| 74 | 適切な道路維持補修事業の推進 | 更新時期の集中や道路冠水等への対策といった重要課題への取組を進めながら、予防保全型の計画的な維持補修を推進するとともに、劣化状況に応じた的確な対応も図りながら、ライフサイクルコストの縮減・平準化をめざします。 | 道路冠水等重要課題への対応 予防保全型の維持補修の推進 | 区分A 計画期間内に達成 | ○市道浮島1号線、一般県道扇島川崎停車場、市道浮島2号線について冠水対策工事に着手しました。 ○幹線道路、道路擁壁、道路トンネル、道路照明、横断歩道橋の点検を実施するとともに適切な補修や更新を実施しました。 ○中長期的な視点による道路施設の適切な維持管理を推進するため、道路施設の現状調査等を実施するとともに道路施設ごとの特性に応じた維持管理手法の検討を行い、平成25年度に「川崎市道路維持修繕計画」を策定しました。 |
| 74 | エスカレーター・エレベーターの老朽化対策と計画的な更新の推進 | ユニバーサルデザインの採用による利用者の快適性と常時の安全性の確保のため、長期更新計画を策定するとともに予防保全型の維持補修を推進し、ライフサイクルコストの縮減・平準化をめざします。 | 利用者の快適性と安全性確保のための長期更新計画の策定 予防保全型の維持補修の推進 | 区分A 計画期間内に達成 | ○エスカレーター・エレベーターの利用者の快適性と安全性確保のため、平成23年度に「長期更新計画」を策定しました。 ○「長期更新計画」に基づき、ユニバーサルデザインを採用し、障害者や高齢者の方々をはじめ全ての利用者が安全かつ円滑に利用できるよう、平成23年度に川崎駅東西自由通路エスカレーター6～10号機（4基）、平成24年度に川崎駅東口地下連絡通路エスカレーター36～39号機（4基）、平成25年度に武蔵小杉駅ラチ外エスカレーター1～3号機（3基）の更新を実施しました。 |
| 74 | 橋りょう整備における長寿命化の推進 | 2010（平成22）年度策定の「長寿命化修繕計画」において長寿命化の対象とした橋りょうについて、効果的な予防保全型の維持補修を行い、劣化状況に応じた的確な対応も図りながら、ライフサイクルコストの縮減・平準化をめざします。 | 予防保全型の維持補修の推進 | 区分A 計画期間内に達成 | ○橋梁長寿命化修繕計画に基づき、10橋の修繕工事を実施しました。 平成23年度：下原橋、高根橋、喜津根橋 平成24年度：巖島橋、宮下橋、登戸陸橋（下り線）、生田大橋 平成25年度：鹿島田跨線橋、東久地橋、稲生跨線橋 |
| 74 | 下水道施設の効率的な更新 | 長期的かつ安定的な下水道サービスを提供するために、優先順位、必要性、費用対効果等を十分に検証しながら、計画的な施設更新を実施し、ライフサイクルコストの縮減・平準化をめざします。 | 計画的な施設更新の実施 | 区分A 計画期間内に達成 | ○平成23年度に入江崎総合スラッジセンター2系汚泥脱水機4台の長寿命化対策を実施しました。 ○平成24年度に入江崎総合スラッジセンター1系汚泥脱水機4台の長寿命化対策を実施しました。 ○平成25年度に入江崎総合スラッジセンター3系汚泥脱水機4台の長寿命化対策を実施しました。 |
| 74 | 消防施設の長寿命化の推進 | 市民の安全を守る防災拠点である消防署等について、出動体制を確保するため、予防保全型の維持補修を推進することにより施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減・平準化をめざします。 | 予防保全型の維持補修の推進 | 区分A 計画期間内に達成 | ○庁舎屋上の防水工事及び外壁工事、空調設備の改修工事、ボイラー設備等の改修工事を実施し、消防施設の長寿命化を図りました。 庁舎屋上の防水工事及び外壁工事：中原消防署井田出張所、高津消防署久地出張所、臨港消防署千鳥町出張所、航空隊 空調設備：多摩消防署、高津消防署新作出張所、麻生消防署百合丘出張所、臨港消防署千鳥町出張所 ボイラー設備等：宮前消防署、臨港消防署殿町出張所 |

| | | | | | |
|----|------------------------------------|---|--------------------------------|-----------------|--|
| 74 | 義務教育施設の効率的なマネジメントによる機能の底上げと長寿命化の推進 | 緊急性や重要性に配慮した教育環境の整備を計画的に進めながら、老朽化への対応を建替え中心の施設整備から既存施設の再生整備へ手法を転換するとともに、長期的な視点による効率的なマネジメントを行い、施設の機能の底上げと長寿命化を図ります。 | 施設の効率的なマネジメントによる機能の底上げと長寿命化の推進 | 区分A 計画期間内に達成 | <p>○老朽化対策、環境対策と教育環境の質的向上を行う、改修による再生整備モデル事業を西丸子小学校、久末小学校を対象校として、施設の環境測定や効果のシミュレーション等を行い、効果的な改修内容について検討を行いながら、基本・実施設計及び工事を行いました。</p> <p>また、諸課題の整理・検討の場として、学識経験者の協力等により検討委員会を運営する等、今後の本格実施に向けた取組を進めました。</p> <p>○平成26年3月に「学校施設長期保全計画」を策定し、今後10年間程度は改修による再生整備と予防保全を基本に実施し、より多くの学校の早期の教育環境の改善と長寿命化の推進による財政支出の縮減等に向けた取組等を推進することとしました。</p> |
|----|------------------------------------|---|--------------------------------|-----------------|--|

ウ 多様な手法による市有財産有効活用

| 頁 | 取組事項 | 取組の概要・方向性 | 目標（指標） | 達成度合 | 3年間の取組結果 |
|----|--------------------|---|--------------------|-----------------|---|
| 75 | 庁舎・公の施設駐車場の適正利用の推進 | 庁舎や公の施設に設置している駐車場のうち、採算性が見込める場所については、民間事業者の活用による適正利用を推進します。 | 施設駐車場の適正利用の推進 | 区分A 計画期間内に達成 | <p>○平成24年度からの貸付契約においてLED照明への交換、電気自動車充電器の設置など環境に配慮した取組や、駐車場内サイン及びカーブミラーの改善などの利便向上の取組、また、無停電電源装置の導入などの駐車場運営の質の向上を図りました。</p> <p>○平成24年度は、川崎市体育館及び3スポーツセンター（高津、宮前、麻生）において有料化の導入を進め、平成25年4月1日から実施となりました。</p> <p>○平成25年度は、川崎市民プラザにおいて有料化の導入を進め、平成27年4月1日から実施予定です。</p> |
| 75 | 庁舎等余剰地や余剰床の有効活用の推進 | 庁舎や公の施設などに余剰地や余剰床が発生し、特段の活用方策がない場合は、貸付等による有効活用を推進します。 | 庁舎等余剰地や余剰床の有効活用の推進 | 区分A 計画期間内に達成 | <p>○平成24年度は、多摩区役所への証明写真機設置場所貸付けの導入準備を進め、平成25年5月に入札を実施しました。</p> <p>○また、市営住宅駐車場の余剰敷地を活用し、コインパーキング及びカーシェアリング事業用地として貸付けました。</p> <p>○平成25年度は、大師支所、田島支所、麻生区役所の証明写真機設置場所貸付契約更新の入札を実施しました。</p> |

| | | | | | |
|----|--------------------|--|-----------------------|--|---|
| 75 | 自動販売機設置場所貸付契約の制度改革 | 採算性の高い場所を検討し、継続的・安定的な歳入の確保をめざしながら、貸付事務の効率化を図ります。また、環境配慮型、災害対応型等の多様な機種を導入や、市内業者の参入しやすい制度構築についても検討を進めます。 | 事務効率化の推進 貸付契約の制度改革 | 区分A 計画期間内に達成 | ○施設内飲料等自動販売機の設置について、平成20年度に目的外使用許可から一般競争入札による貸付契約に転換し、順次拡大してきました。 ○平成24年度は、みそのくち市税事務所への飲料自動販売機設置場所貸付け（2台）を行いました。 ○また、施設外自動販売機設置場所の契約更新の入札を実施しました（5台）。 ○平成25年度は、川崎競輪場、2市営住宅及び麻生消防署栗木出張所への飲料自動販売機設置場所貸付け（14台）を行い、災害対策機（3台）とユニバーサルデザイン機（1台）を導入しました。 |
| 75 | 広告掲載事業の推進 | 市民の利便性の向上や、企業との連携による効果が期待できる場合は、公共施設としてのイメージ、景観、市民の安全性等にも配慮し、有識者等の意見も伺いながら、市有財産を活用した広告物の掲載に向けた検討を進めます。 | 市有財産を活用した広告物掲載に向けた検討 | 区分A 計画期間内に達成 | ○平成24年度は、川崎区役所において広告付き番号表示システム導入に伴う広告料収入を確保しました。 ○また、高津区役所においても広告付き番号表示システム導入による広告料収入確保の取組を進め、平成25年度に導入となりました。 ○宮前区役所・市民館において、広告付き案内板の設置導入を進め、平成25年度に入札実施となりました。 |
| 75 | ネーミングライツ（命名権）の導入 | 本市と企業の連携による施設イメージの向上と周辺地域の活性化を目的に、企業をとりまく厳しい状況を勘案しながら、対象施設や事業を幅広く検討・選定し、着実な制度の導入をめざします。 | 対象の施設・事業の検討 | 区分C 計画期間内の達成はできなかったものの、達成時期の見込みは立っている | ○大規模施設の新設や再整備など、施設の魅力向上等の機会をとらえた効果的なネーミングライツの導入に向けて検討を行いました。 ○今後も、平成26年度末にスタンド整備が完了する川崎富士見球技場など大規模施設の新設や再整備等の機会をとらえて、企業との意見交換等を実施し、ネーミングライツの着実な制度の導入を目指します。 |

| | | | | | |
|----|---------------------|--|--------------------------------|-----------------|---|
| 76 | 国有地や民有地等の有効活用 | 市内の国有地や県有地、さらには民間企業等の所有する土地や施設も視野に入れながら、本市施策課題の解決に向けた有効活用を検討します。 | 国有地や民有地等の本市施策課題解決に向けた有効活用 | 区分A 計画期間内に達成 | <p>○本市施策課題解決に向けて、国有地や県有地の有効活用について、次のとおり国や神奈川県と調整を進めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県有財産の貸付制度の創設を神奈川県へ要望した結果、神奈川県は県有地の定期借地権を利用した貸付制度を創設しました。 <p>平成24年度は、川崎区境町の県有地に、この制度を活用し、特別養護老人ホーム及び保育所を整備する方針を決定しました。平成25年度は、引き続き定期借地契約締結に向けた協議を行うとともに、施設の設置運営法人を募集・決定しました。また、幸区塚越の県有地について、保育所を整備する方針を決定しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未利用の国有地のうち、平成22年度に国との間で事業用定期借地権設定による保育所整備用地として協議が整った宮前区野川の国有地につきましては、平成23年度は保育所の設置・運営法人を決定し、平成24年4月1日付けで事業用定期借地権設定による賃貸借契約を締結し、開設へ向け運営事業者と建設工事等の調整を行い、平成25年4月に保育所を開所しました。 |
| 76 | 道路・河川事業予定地及び残地の一時貸付 | 道路整備や河川改修等を目的に取得した用地で、本来の行政目的に供するまで一定の期間があるものや、整備事業後に残地となったものについては、民間駐車場や看板などの用途を目的とした一時貸付の取組を進めます。 | 事業予定地及び残地の一時貸付 | 区分A 計画期間内に達成 | <p>○平成24年度に「事業残地等の最適な活用実施計画」を策定し、事業残地等を「施策推進型利用」「地域利用」「売却・貸付け」「適正管理」の区分への分類を行いました。</p> <p>○「売却・貸付け」に位置付けられた土地の用途を検討し、飲料自動販売機設置場所貸付け（1か所）の入札を実施しました。</p> |
| 76 | 不法占拠対策の推進 | 不法占拠されている市有財産について、速やかに不法占拠の状態を解消し、市有財産の有用性を最大限に発揮できるよう、全庁的な対応方針を作成し、これに基づいた対策を進め、あわせて専門的知識の取得や、効率的に対応できる仕組みづくりについて検討を進めます。 | 全庁的な対応方針の作成 方針に基づく対策の推進 | 区分A 計画期間内に達成 | <p>○平成23年度に策定した「川崎市不法占拠対策基本方針」等に基づき設置された川崎市不法占拠対策委員会や、2つの部会（一般部会、建設緑政部会）での審議により、不法占拠対策の取組を進めてまいりました。</p> <p>○一般部会取扱案件では3件の不法占拠を解消しました。</p> <p>○建設緑政部会取扱案件である道水路及び河川においては、262件の不法占拠を解消しました。また、不法占拠者から自主撤去する旨の誓約書を321件徴取しました。</p> |